

第4部 地震・津波対策

第4部 地震・津波対策1（発災時の応急対策）

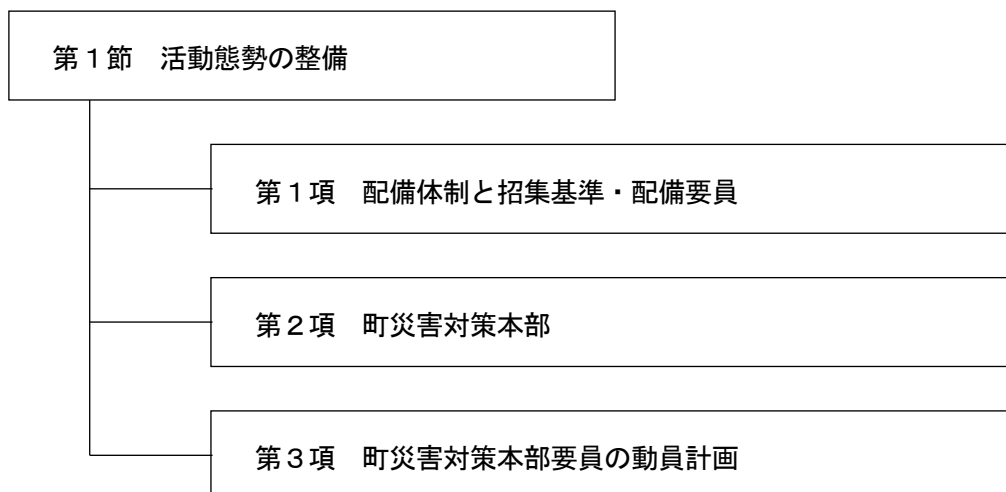
第1章 総括的な応急対策

第1節 活動態勢の整備

【主担当班等】

危機管理課、消防団

南海トラフ巨大地震等の大規模地震が発生すると、交通、通信が寸断されることが想定されますが、交通、通信等の途絶に関わらず、迅速に災害対策本部等を立ち上げ、所要の配備・動員により的確な災害応急対策を実施します。



第1項 配備体制と招集基準・配備要員

町は、被害の防除及び軽減並びに災害発生後の応急対策を迅速かつ的確に推進するため、次の基準による配備の体制を整えます。

1 配備体制

災害の発生又はその発生のおそれの程度により、職員の配備基準を定めます。

配備体制	配備内容
第1配備（準備体制）	災害関係課の職員が災害に関する情報連絡活動を円滑に行い、状況に応じ直ちに警戒体制に入れる体制
第2配備（警戒体制）	相当の被害が近く発生することが予想され、又は発生した場合で所掌する応急対策を迅速的確に行い得る体制
第3配備（非常体制）	甚大な被害が発生するおそれがあり、又は発生した場合で、町の総力をあげて応急対策活動にあたり得る体制

2 招集基準と配備要員（地震・津波対策）

（1）招集基準と配備要員

配備体制	招集基準	配備要員
第1配備 （準備体制）	①町内に震度3の地震があったとき。 ②県内（当町を除く）に震度5弱以上の地震があったとき。 ③南海トラフ地震臨時情報が発表されたときで、本部長（町長）が必要と認めたとき。	<ul style="list-style-type: none"> ・防災担当職員 ・その他職員については自宅待機 ・必要に応じ消防団員一部を自宅待機
第2配備 （警戒体制）	①町内に震度4の地震があったとき。 ②三重県南部に津波注意報が発表されたとき。 ③南海トラフ地震臨時情報が発表されたときで、本部長（町長）が必要と認めたとき。	<ul style="list-style-type: none"> ・防災担当職員 ・本庁課長及び海山総合支所長並びに海山総合支所室長 ・排水機場担当職員（②の場合） ・担当課長及び海山総合支所長が配備を必要と認めた職員 ・その他職員については自宅待機 ・必要に応じ消防団員一部を招集
第3配備 （非常体制）	①町内に震度5弱以上の地震があったとき。 ②三重県南部に津波警報又は大津波警報が発表されたとき。 ③南海トラフ地震臨時情報が発表されたときで、本部長（町長）が必要と認めたとき。	<ul style="list-style-type: none"> ・全職員 ・必要に応じ全消防団員を招集

（注）人為的原因には海上災害及び海難事故、航空機事故等の突発的災害を含む。

（2）災害の規模及び特性等を考慮して、上記基準によりがたいと認められた場合においては、臨機応変に判断し迅速に配備体制を整えるものとします。

（3）各課、局、室、寮、署の長（以下「課長等」という。）は、配備基準に基づき、所管の班ごとに配備編成計画をたて、職員に徹底するとともに、その業務について周知しておくものとします。

3 職員一時退避命令

（1）大津波警報が発表された場合や職員の一時退避が必要と判断された場合、第3配備体制を維持しつつ対策本部長発令の職員一時退避命令により、職場から迅速に退避します。

（2）避難場所は最寄りの津波避難場所とし、可能な範囲で途中の避難誘導、避難行動援助に努めます。

（3）避難場所では、地域住民と協力して、逃げ遅れた人の救助、人員の確認、避難者の体調等の様子観察等にあたり初動要員として、一時避難場所の運営・管理に積極的にかかわります。

（4）出先機関等においては命令伝達に転送等のため、時間が要する可能性がある場合は大津波警報をもって避難行動をとります。

第2項 町災害対策本部

町災害対策本部は、町の地域に震災が発生し、又は津波の襲来のおそれがある場合、基本法第23条第1項の規定に基づき設置する特別の組織であり、その大綱は、紀北町災害対策本部条例（平成17年紀北町条例第145号）の定めるところによります。

なお、町災害対策本部を設置した場合は、町水防本部の活動を包括するものとします。

1 町災害対策本部の設置基準

- (1) 町内に震度3の地震があったときで、町長が必要と認めたとき。
- (2) 町内に震度4以上の地震が発生したとき。
- (3) 津波注意報の発表がなされたときで、町長が必要と認めたとき。
- (4) 津波警報又は大津波警報が発表されたとき。
- (5) 南海トラフ地震臨時情報が発表されたときで、町長が必要と認めたとき。
- (6) 町全域にわたって地震に関する甚大な被害が発生又は予想されるときで、町長が必要と認めたとき。

2 町災害対策本部の廃止基準

町の地域内に災害の拡大するおそれなくなり、災害応急対策がおおむね完了したと本部長（町長）が認めたとき。

3 町災害対策本部の設置及び廃止の公表

町災害対策本部を設置し、又は廃止したときは、直ちに関係機関に通知します。

4 町災害対策本部の設置場所

- (1) 役場に町災害対策本部を設置します。
- (2) 海山総合支所に町災害対策支部を、現地に現地対策本部を必要に応じて設置します。
- (3) 役場本庁舎及び海山総合支所が地震等の被害により使用不能となった場合は、町災害対策本部を紀勢自動車道地域振興施設「始神テラス」バックアップオフィスに、町災害対策支部を海山リサイクルセンターへ設置します。
- (4) 町災害対策本部の所在を明確にするため「紀北町災害対策本部」の掲示をします。

5 町災害対策本部の運営

町災害対策本部の運営にあつては「紀北町災害対策本部条例」に定めるもののほか、「紀北町災害対策本部条例施行規則」によります。

(1) 組織の概要

- ア 町災害対策本部に、本部長、副本部長、班長を置きます。
- イ 本部長は町長をもって充て、副本部長は副町長及び教育長をもって充てます。
- ウ 町災害対策本部の組織及び所掌事務は別表に掲げるとおりとし、災害の状況、対策活動の必要度に応じ、本部長の指示を受けるとともに、班の相互応援体制をとるものとします。

本節 「別表」（P. 4-5）参照

(2) 本部長（町長）

本部長は、本部の事務を総括し、本部職員を指揮監督します。

(3) 本部長の職務の代理

本部長（町長）不在時の指揮命令系統は、次の順位とします。

- 第1順位 副町長
- 第2順位 教育長
- 第3順位 総務課長
- 第4順位 危機管理課長
- 第5順位 その場における最高責任者

(4) 本部会議の開催

災害対策本部の円滑な運営を行うため、本部長、副本部長及び班長から構成される本部会議を開催する。本部会議の協議事項はおおむね次のとおりです。

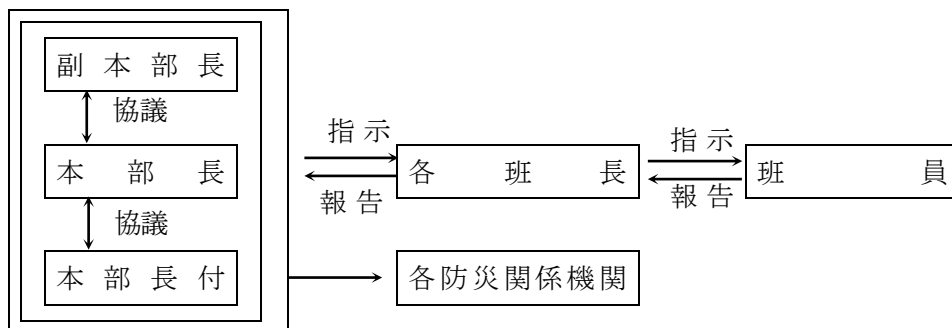
- ア 町災害対策本部の配備体制に関すること。
- イ 災害情報及び被害状況の分析に関すること。
- ウ 対策活動の基本方針に関すること。
- エ 県、関係機関に対する応急措置の実施要請並びに応援要請に関すること。
- オ その他災害対策に関する重要事項

資料編 「紀北町災害対策本部条例」(P. 資8-2) 参照
資料編 「紀北町災害対策本部条例施行規則」(P. 資8-3) 参照

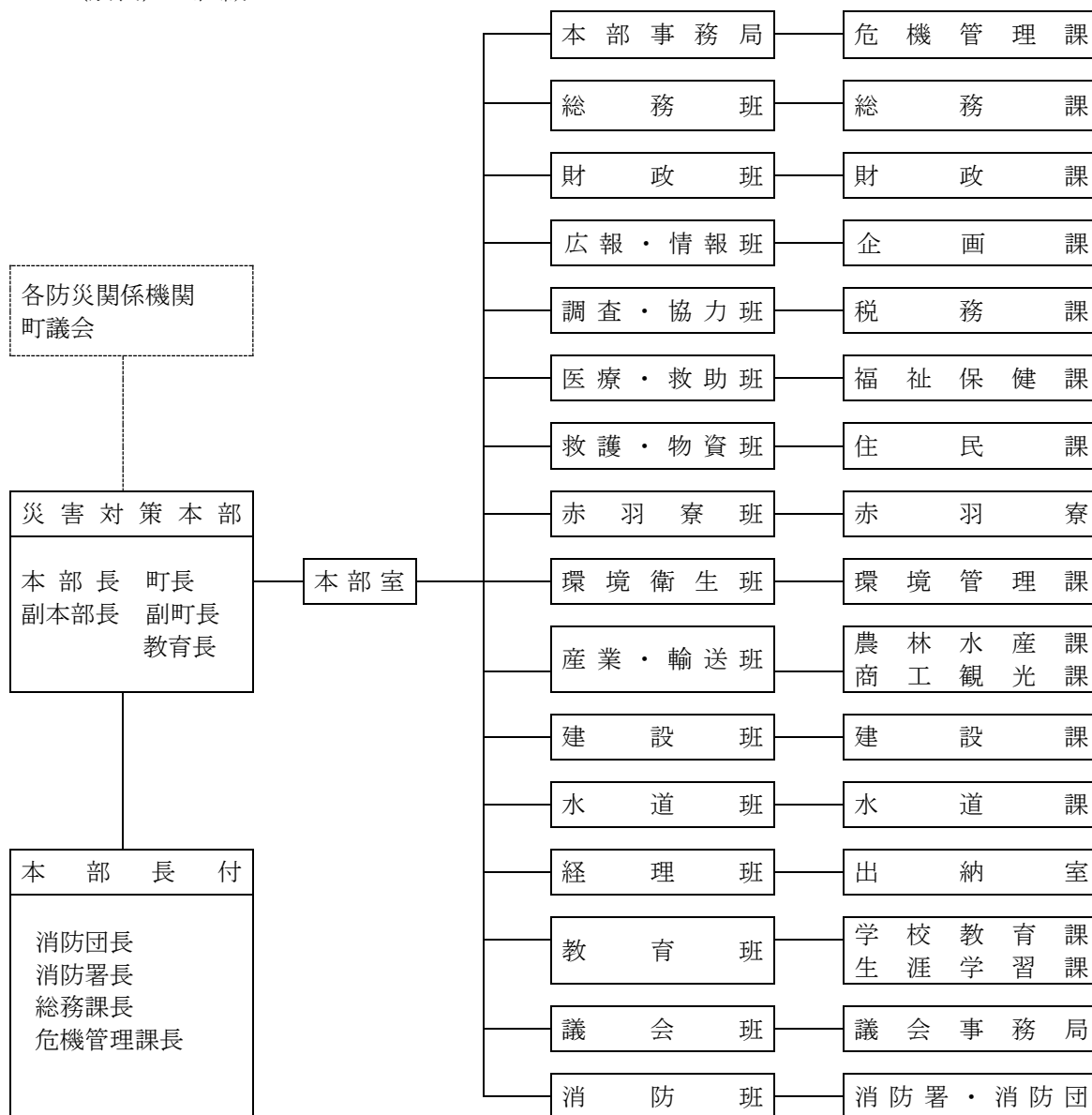
(5) 指示伝達系統

町災害対策本部における指示伝達系統は、次のとおりです。

決 定 機 関



(別表) 組織



(別表) 所掌事務

班 名	班 長 名	所 掌 事 務
本部事務局	危機管理課長	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害対策本部の運営に関する事。 2 災害対策支部の運営に関する事。 3 職員の非常招集及び配置に関する事。 4 各種災害情報の総括、分析に関する事。 5 県災害対策本部との連絡調整に関する事。 6 防災行政無線に関する事。 7 現地災害対策本部の開設に関する事。 8 自衛隊の派遣要請及び海上保安庁の支援要請、受入及び撤収に関する事。 9 県防災航空隊の災害派遣に関する事。 10 関係機関との連携による交通規制及び交通安全に関する事。 11 防災関係機関、協力団体との連絡調整に関する事。 12 県防災無線情報の受理及び伝達に関する事。 13 気象予警報の情報収集及び伝達に関する事。 14 汐見・汐ノ津呂排水機場の管理及び運営に関する事。 15 り災証明等に関する事。 16 各班との連絡及び調整に関する事。 17 その他他の班に属さないもの。
総務班	総務課長	<ol style="list-style-type: none"> 1 各班災害対策活動状況の把握及び記録に関する事。 2 各班の増員派遣要請に応じ人員を派遣する事。 3 他市町村との応援要請に関する事。 4 義援金の受付及び配分に関する委員会の設置に関する事。 5 職員の健康管理に関する事。 6 職員の被災給付に関する事。 7 関係機関及び各班との連絡調整の援助に関する事。 8 本部事務局の応援に関する事。 9 車両・船舶等の調達及び緊急輸送に関する事。 10 各班への協力に関する事。
財政班	財政課長	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害財政計画及び応援対策費の予算に関する事。 2 財政に関する国、県との連絡調整に関する事。 3 班に属する財産の被害調査及び報告に関する事。 4 班に属する財産の被害防除及び緊急使用に関する事。 5 災害救助用臨時専用電話の設置に関する事。 6 町有車両（集中管理自動車）の配車に関する事。 7 各班への協力に関する事。
広報・情報班	企画課長	<ol style="list-style-type: none"> 1 国、県への陳情要望事項のとりまとめ及び情報収集に関する事。 2 報道機関に対する災害状況の発表及び連絡に関する事。 3 住民に対する災害広報及び公聴に関する事。 4 広報車による住民の避難誘導及び安全確保に関する事。 5 被災状況の取材及び資料の収集、陳情資料の編集に関する事。 6 外国人への情報提供に関する事。 7 被災地視察団等の応接及び渉外に関する事。 8 インターネットに関する事。 9 各班への協力に関する事。

班 名	班 長 名	所 掌 事 務
調査・協力班	税 務 課 長	<ol style="list-style-type: none"> 1 人的及び家屋等の被害調査並びに報告に関する事。 2 被災者家族の確認及び被災者台帳の作成に関する事。 3 り災証明等に関する事。 4 町税の減免措置及び税務上の諸証明の発行に関する事。 5 各班への協力に関する事。
医療・救助班	福祉保健課長	<ol style="list-style-type: none"> 1 福祉関係施設の災害防除、被害調査及び復旧に関する事。 2 日赤、紀北医師会等医療機関への医療救護班の出動要請及び連絡調整に関する事。 3 感染症の予防に関する事。 4 医薬品の確保に関する事。 5 被災者の保健指導に関する事。 6 災害救助法の適用手続に関する事。 7 災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付に関する事。 8 要配慮者の避難支援に関する事。 9 要配慮者の状況把握及び情報収集に関する事。 10 被災地における高齢者及び障がい者の援護対策に関する事。 11 臨時保育所の開設及び保育園児の災害救助に関する事。 12 ボランティアの受入に関する事。 13 行方不明者及び死体の検案並びに収容確認に関する事。 14 応急仮設住宅の建設及び被災住宅の応急修理等の計画に関する事。 15 各班への協力に関する事。
救護・物資班	住 民 課 長	<ol style="list-style-type: none"> 1 避難場所の開設、収容、運用及び管理に関する事。 2 避難者台帳の作成及び移動事項に関する事。 3 避難場所における医療救護所開設の協力に関する事。 4 避難収容者に対する生活指導に関する事。 5 付近の住民団体との連絡調整に関する事。 6 県、他市町村等からの救援物資の受入に関する事。 7 避難所又は住民組織への救援物資の配分に関する事。 8 被災者への炊き出し等給食に関する事。 9 応急食料、給食原材料の調達配分に関する事。 10 被服、寝具その他の生活必需品等の給与及び貸与に関する事。 11 住民からの問い合わせ及び相談に関する事。 12 各班への協力に関する事。
赤羽寮班	(班 長) 老人ホーム寮 長 (副班長) 老人ホーム施 設長	<ol style="list-style-type: none"> 1 老人ホーム施設の災害防除、被害調査及び復旧に関する事。 2 入寮者の防災意識の啓発及び公聴に関する事。 3 入寮者の避難誘導及び災害救助に関する事。 4 入寮者の家族との連絡調整に関する事。 5 町災害対策本部への被害状況等の報告に関する事。 6 入寮者及び被災者への炊き出し等給食に関する事。 7 入寮者及び被災者への応急食料、給食原材料の調達配分に関する事。 8 入寮者に対する生活指導に関する事。 9 入寮者の災害に関する相談に関する事。

班 名	班 長 名	所 掌 事 務
		10 入寮者の医療救護措置に関すること。 11 入寮者被災者台帳の作成及び被災者対策に関すること。 12 各班への協力に関すること。
環境衛生班	環境管理課長	1 環境衛生施設の災害防除及び被害調査報告並びに応急対策に関すること。 2 災害に伴う公害の応急対策に関すること。 3 被災地のし尿並びに塵芥の収集、搬送及び処分に関すること。 4 被災地の清掃に伴う非常処理計画に関すること。 5 防疫活動に関すること。 6 遺体の処理及び埋火葬並びに死亡獣畜に関すること。 7 環境衛生関係機関との連絡調整に関すること。 8 環境衛生資材の確保に関すること。 9 各班への協力に関すること。
産業・輸送班	農林水産課長 商工観光課長	1 農地及び農業用施設の災害防除及び応急復旧に関すること。 2 農業関係の被害調査及び被災対策に関すること。 3 家畜等の防疫、救護及び飼料等の確保に関すること。 4 種苗及び生産資材等の確保に関すること。 5 町内生産地における非常用米、生鮮野菜等の確保に関すること。 6 たん水防除施設の管理及び運営に関すること。 7 農業関係機関との連絡調整に関すること。 8 林業関係施設等の災害防除及び応急復旧に関すること。 9 林業関係の被害調査及び被災対策に関すること。 10 町有林の災害防除、被害調査及び復旧に関すること。 11 伐採地等における流木の流出防止等の指導に関すること。 12 林業関係機関との連絡調整に関すること。 13 漁港施設等の応急補修に関すること。 14 漁港水産物、船舶等の保全及び応急対策、被害調査に関すること。 15 船舶及び養魚施設等の浮流予防対策に関すること。 16 救援船等の航行の妨げになる海面漂流物の撤去に関すること。 17 海上の死体、行方不明者の捜索に関すること。 18 海上輸送の船舶、航路の確保・運航に関すること。 19 油流出等海洋汚染に関すること。 20 水産関係機関との連絡調整に関すること。 21 商業、鉱工業の施設、生産物、流通品の被害調査及び応急対策に関すること。 22 生活必需品等の緊急物資の調達に関すること。 23 被災失業者に対する職業の斡旋に関すること。 24 災害時の通信運輸に関すること。 25 商工関係機関との連絡調整に関すること。 26 観光施設の被害調査及び応急対策に関すること。 27 海浜等レジャー客に対する災害対策に関すること。 28 応急食料等緊急物資の調達に関すること。 29 観光関係機関との連絡調整に関すること。 30 陸上、海上における救援物資輸送及び援助に関すること。 31 各班への協力に関すること。

班 名	班 長 名	所 掌 事 務
建設班	建設課長	<ol style="list-style-type: none"> 1 道路、橋梁、河川、砂防施設、港湾施設、海岸堤防、都市公園、町営住宅など公共土木施設等の被害調査及び応急復旧に関すること。 2 河川の水位状況の把握に関すること。 3 排水対策及び水防被害調査に関すること。 4 パトロール等による緊急被害状況の把握及び連絡に関すること。 5 道路情報の把握と提供に関すること。 6 道路上又は日常生活に支障を及ぼす障害物の除去に関すること。 7 公共土木施設被災時等の通行制限・禁止措置及び交通安全施設の応急復旧に関すること。 8 県との公共土木施設の連絡調整に関すること。 9 急傾斜地崩壊危険区域及び山崩れ、がけ崩れ等の災害防除及び応急復旧に関すること。 10 関係協力団体への応援要請及び連絡調整に関すること。 11 応急用資機材及び労力の確保、斡旋、配置並びに搬送に関すること。 12 応急建築資材の調達に関すること。 13 町有建造物の被害調査及び応急復旧に関すること。 14 被災宅地危険度判定に関すること。 15 仮設避難所、応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理に関すること。 16 緊急輸送道路の確保及び復旧に関すること。 17 建設関係機関との連絡調整に関すること。 18 各班への協力に関すること。
水道班	水道課長	<ol style="list-style-type: none"> 1 水道施設の災害防除及び応急復旧に関すること。 2 水道施設の被害状況及び断水人口の把握と報告に関すること。 3 飲料水、消防用水の確保及び断水世帯への応急給水に関すること。 4 水道用水源の検査及び管理に関すること。 5 応急資材の確保に関すること。 6 水道関係機関との連絡調整に関すること。 7 各班への協力に関すること。
経理班	出納室長	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害関係経費の出納に関すること。 2 物品の調達（各所属で直接確保することが適当と認められる物品を除く）及び出納に関すること。 3 災害義援金の保管に関すること。 4 各班への協力に関すること。
教育班	学校教育課長 生涯学習課長	<ol style="list-style-type: none"> 1 教育施設の災害防除及び応急復旧に関すること。 2 教育施設の被害調査報告に関すること。 3 教育関係機関災害業務計画の作成及び総合調整に関すること。 4 避難場所に指定されている文教施設の確保、点検及び応急供与とその運営の協力に関すること。 5 園児、児童、生徒の避難誘導等の保護に関すること。 6 被災園児、児童、生徒の保健管理に関すること。

班 名	班 長 名	所 掌 事 務
		7 被災園児、児童、生徒の教材の確保及び配分に関すること。 8 生徒のボランティア組織等に関すること。 9 学校給食施設を利用する非常炊飯活動への協力に関すること。 10 社会教育施設及び文化財の被害報告及び応急対策に関すること 11 関係施設利用者の避難誘導に関すること。 12 各班への協力に関すること。
議 会 班	議会事務局長	1 議長、副議長及び議員の被災地巡視に関すること。 2 各議員との連絡調整に関すること。 3 関係市町村議会の動勢把握に関すること。 4 各班への協力に関すること。
消 防 班	消 防 署 長	1 消防施設、消防資機材等の点検、管理及び運営に関すること。 2 災害予防、防災知識の普及の協力に関すること。 3 消防施設、消防資機材等の被害調査及び応急復旧に関すること。 4 消火、救急救助活動等に必要な要員、資機材の確保及び統制に関すること。 5 住民の避難誘導及び安全確保に関すること。 6 被害状況の情報収集及び分析並びに報告に関すること。 7 消火、救急救助活動の現場指揮に関すること。 8 障害物の除去に関すること。 9 被災地の災害警備に関すること。 10 傷病者の救急搬送に関すること。 11 警戒宣言及び津波予警報の伝達に関すること。 12 津波の監視、警戒パトロール及び沿岸地区住民等への避難広報に関すること。 13 災害対策本部からの消防活動等に関すること。 14 死体、行方不明者の捜索に関すること。
災害調査班	・各班	1 災害が発生した場合又は発生が予想される場合には、災害調査班を発足させ、速やかな被害状況又は災害情報の収集把握に関すること。 2 各班所管事項の調査に関すること。 3 災害時の早期対策のための調査に関すること。

第3項 町災害対策本部要員の動員計画

1 動員計画の作成

- (1) 各課長等は、配備基準に基づく各班の活動要員を確保するため、毎年4月1日現在で動員計画をたて、職員に周知しておくものとします。
- (2) 作成した計画書は、4月10日までに危機管理課長に届け出るものとします。
- (3) 課員に異動があったときは、遅滞なく修正するものとします。

2 動員方法

職員を招集する必要があるときは、本部長は課長等を通じて動員計画に基づき次の方法により直ちに職員を招集します。

(1) 勤務時間内の場合

勤務時間中における配備指令の伝達は、各班長→各班員の経路で伝達するとともに必要に応じて庁内放送を通じて速やかに伝達します。

(2) 勤務時間外、休日等の場合

災害が発生し、又は発生のおそれがある場合の勤務時間外、休日等における職員の招集のための連絡は、各課緊急連絡網によります。

(3) 勤務時間外における伝達の手段

ア 通信手段は、職員参集メール、NTT回線、携帯電話及び町防災行政無線等のうち最も速かつ確実に伝える方法によります。

イ 各班長は、所属の各職員を円滑に招集するため、それぞれの班において実情に即した連絡方法を定めておくものとします。

3 勤務時間外、休日等の職員の参集

(1) 第1配備（準備体制）及び第2配備（警戒体制）の場合

各班の配備計画により参集が必要な職員は、勤務時間外、休日等において、災害が発生したとき又は災害が発生するおそれがあることを知ったとき、以降の状況の推移に注意し、進んで所属の各班と連絡をとり、又は自らの判断で役場本庁又は総合支所に参集するものとします。

(2) 第3配備（非常体制）の場合

ア 全職員は、勤務時間外、休日において非常体制に相当する災害が発生し、又は発生するおそれがあることを知ったときは、高台等に避難し、安全を確認してから自らの判断で役場本庁又は総合支所に参集します。

イ 交通途絶時の各人の参集場所については、平常時から各班において把握しておきます。

ウ 災害により家族が死亡又は傷害を受けた場合は、その旨を連絡し、必要な処置を講じた後に町災害対策本部又は町災害対策支部に参集します。

エ 著しく被害を受けた地域内の職員は、被災地の情報を町災害対策本部へ伝達します。

4 配置の報告

(1) 各班長は、職員等を配置したときは、直ちに人員等の状況を本部長に報告します。

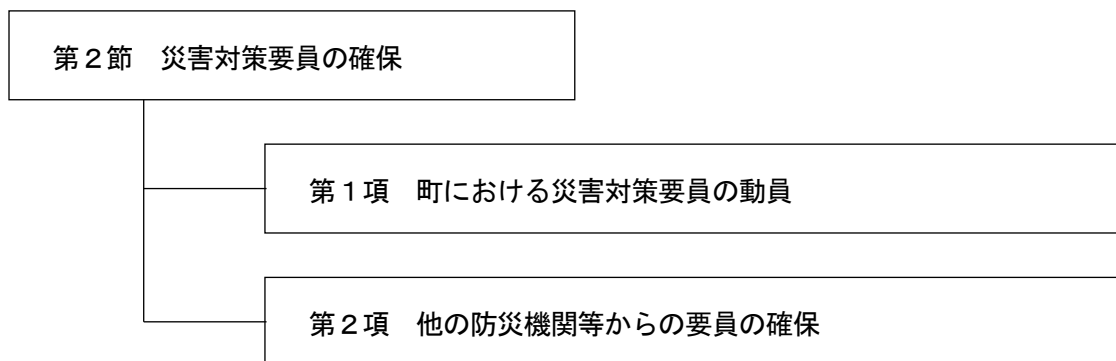
(2) 本部事務局は、県防災情報システムにより三重県紀北地域活性化局を通じて配備状況を県に報告します。

第2節 災害対策要員の確保

【主担当班等】

本部事務局

南海トラフ巨大地震等の大規模災害の発生時において、緊急に必要となる膨大な応急対策業務を迅速かつ確実に処理するために、町職員を動員し、県や防災関係機関等に応援を求めるための派遣要請についての体制を確保します。



第1項 町における災害対策要員の動員

町における災害対策要員の動員は、動員計画に基づき、それぞれの配備体制により動員するものとします。

第1節第3項「町災害対策本部要員の動員計画」(P. 4-10) 参照

第2項 他の防災機関等からの要員の確保

災害の規模等により町災害対策本部の人員のみで対処できない場合又は特殊作業のため労力、機械等が必要な場合は、次に掲げるところにより措置します。

1 労務者及び車両、作業機械等の確保に係る協力要請

- (1) 町内の建設業者、電気工事業者等との密接な連絡を保ち、協力を要請します。
- (2) 三重県建設業協会、三重県電気工事業協同組合等との密接な連絡を保ち、協力を要請します。
- (3) 県を通じ職業安定所へ一般労働者の供給を依頼します。

2 応援要請

(1) 相互応援協定の活用

町長は、相互応援協定を活用し、応援を要請するものとします。

資料編 「三重県市町災害時応援協定書」(P. 資8-6) 参照

資料編 「四條畷市・紀北町災害相互応援協定」(P. 資8-10) 参照

資料編 「三重県水道災害広域応援協定書」(P. 資8-12) 参照

(2) 指定地方行政機関(国)、県及び他市町に対する職員の応援要請

町長は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、指定地方行政機関(国)の職員の派遣(基本法第29条第2項)、県及び他市町職員の派遣(地方自治法第252条の17)等を

指定地方行政機関の長、知事及び他市町の長に対し要請します。

(3) 三重県緊急消防援助隊の要請等

近隣市町のみでは対応できない場合には、町は県に三重県内消防相互応援協定による三重県緊急消防援助隊の編成及び応援出動を求めるものとします。

資料編 「三重県内消防相互応援協定」(P. 資8-28) 参照

(4) 日本赤十字社奉仕団への要請

町災害対策本部において、日本赤十字社奉仕団の応援を求める場合には、尾鷲地方部（紀北福祉事務所）に応援を要請するものとします。

ただし、緊急を要する場合には、町災害対策本部から直接、日本赤十字社に要請を行うものとします。

(5) 自衛隊の派遣要請及び海上保安庁の支援要請

災害に対し自衛隊及び海上保安庁への要請を行うときは、第4節「自衛隊及び海上保安庁への災害派遣要請等」に定めるところにより要請します。

第4節「自衛隊及び海上保安庁への災害派遣要請等」(P. 4-17) 参照

(6) 広域的な受援体制の整備

国の活動要領に基づく広域応援部隊・救援物資・災害派遣医療チーム（DMAT）の受入を行うときは、第8節「広域的な受援・応援体制の整備」に定めるところにより応援部隊の受入体制を整備します。

第8節「広域的な受援・応援体制の整備」(P. 4-36) 参照

(7) 防災関係民間団体の協力

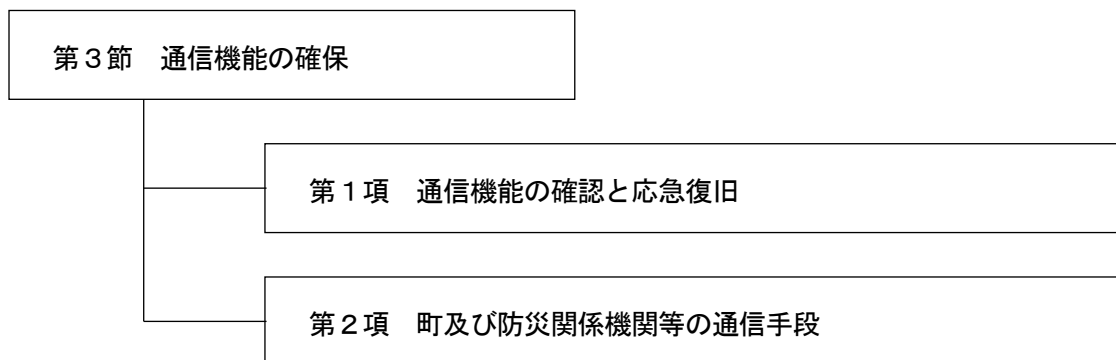
防災関係民間団体等に対し、災害時に積極的な協力が得られるよう協力体制の確立に努めるものとします。

第3節 通信機能の確保

【主担当班等】

本部事務局

町及び防災関係機関等は、災害に関する予報、警報及びその他災害応急対策に必要な指示、命令、報告等の受伝達等重要通信を確保します。



第1項 通信機能の確認と応急復旧

1 通信機能の確認

町及び防災関係機関等は、災害発生後直ちに情報通信手段の機能確認を行います。

2 通信機能の応急復旧

町及び防災関係機関等は、支障が生じた通信機能の応急復旧を行います。

特に、災害の発生により、公衆通信が途絶した場合、防災行政無線は、市町、県警察、气象台、国土交通省、海上保安部、東海旅客鉄道、中日本高速道路、さらに電力、ガス会社、私鉄等の防災関係機関の情報連絡網として極めて重要な役割をもっているため、次の点に留意して、適切な応急対策措置を行います。

- (1) あらかじめ具体的な応急対策計画を作成します。
- (2) 防災行政無線の点検、応急復旧に必要な要員を確保します。
- (3) 非常用電源（自家用発電用施設、電池等）、移動無線等の仮回線用資機材など、応急用資機材を確保充実するとともに、これらの点検整備を行います。
- (4) 公衆通信の途絶に備え、主要な拠点間は無線ルートによるバックアップ回線を保持します。
- (5) 災害時の無線局運用時における通信輻輳により生じる混信等の対策のため、通信運用の指揮要員等を災害現場に配置し、通信統制を行う等により通信の運用に支障をきたさないよう努めます。
- (6) 定期的又は随時に通信訓練を実施し、発災時に備えるように努めます。

第2項 町及び防災関係機関等の通信手段

通信網の被害状況によりますが、おおむね次の通信手段を用います。

1 町及び防災関係機関の通信手段

- (1) 町防災行政用無線、
基地局・中継局及び移動局（車載・携帯）を有機的に運用するとともに、各防災関係機関が

開設する防災相互通信用無線の利用を図ります。

資料編 「町防災行政無線設置状況(固定系)」(P. 資3-1) 参照

(2) 消防防災無線

町と消防団と相互に電話又は消防防災無線により連絡を行い、災害応急対策を迅速に行います。

資料編 「消防防災無線設置状況」(P. 資3-6) 参照

(3) 県防災行政無線

災害時において町、県、地域活性化局等各防災関係機関は、相互に無線電話及びファクシミリを利用して広く正確な情報交換を行います。

(4) 消防及び警察救急無線

消防署、警察署等の専用の有線通信設備又は無線設備を、あらかじめ協議で定めた手続により利用して通信することができるので、利用の手続、通信の内容等について具体的に協議を行い、協定を締結します。

(5) 全国瞬時警報システム(J-ALERT)

津波警報や緊急地震速報等の時間的余裕のない事態が発生した場合に、国からの情報を町防災行政無線で自動起動することにより、住民等に緊急情報を直接そして瞬時に伝達します。

(6) 放送施設の利用

町長は、防災上緊急かつ特別の必要があるときは、災害に関する通知、要請、伝達及び警告等の放送を知事を通じて放送局へ依頼することができます。

ただし、やむを得ない場合は放送局へ直接依頼し、事後に知事に報告します。

2 その他通信手段

(1) 加入電話

災害時の通信の混乱を避け、災害時の救援や復旧に必要な重要通信を確保するため、電気通信事業法に基づき災害時優先電話を指定します。

資料編 「災害時優先電話設置状況」(P. 資3-5) 参照

(2) 電波法第52条の規定に基づく非常無線（以下「非常通信」という。）

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、有線通話を利用することができないか、又はこれを利用することが著しく困難であるときに、電波法第52条の規定に基づき、無線局は次のような非常通信を行うことができます。

ア 利用資格者

原則として、非常通信は誰でも利用することができますが、一通の通信文の長さは200字以内とするなどの通信の内容には制限があります。

イ 非常通信の依頼先

最寄りの無線を所有する防災関係機関に依頼するものですが、この場合あらかじめその防災関係機関と連絡して、非常事態の際の協力を依頼しておきます。

(3) 衛星携帯電話

加入電話、携帯電話等の利用が困難な場合や、通信インフラの整備されていない場所では、

通話が可能である衛星携帯電話により通信を確保します。

(4) アマチュア無線

アマチュア無線は、町防災行政無線等が混乱若しくは使用不能となった場合に、有効的な通信手段として活用します。アマチュア無線通信ボランティア等と協力・連携します。

(5) インターネットメール、ホームページ等

常に情報の交換が可能である特性を生かし、町内の状況を受発信できるよう入力し、他自治体、住民からの発信情報についても有効利用します。

(6) 通信ボランティアの活用

ア アマチュア無線のボランティア募集は、アマチュア無線ネットワーク「JARL三重県支部」等の協力を得て促進します。

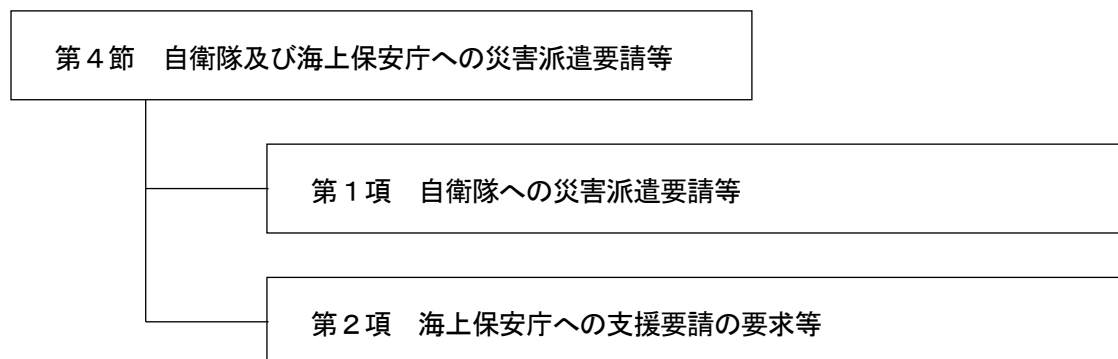
イ パソコン通信利用者のボランティア活用は、平常時から「みえネット」や商用ネットの掲示板等を通じて協力を促すものとします。

第4節 自衛隊及び海上保安庁への災害派遣要請等

【主担当班等】

本部事務局

住民の人命、財産を保護するために自衛隊及び海上保安庁の支援を必要とする場合に、迅速に自衛隊に対し災害派遣を要請及び海上保安庁への支援要請を実施します。



第1項 自衛隊への災害派遣要請等

1 災害派遣要請の基準

- (1) 災害が発生し、人命、財産を保護するための災害応急対策の実施が、自衛隊以外の機関で不可能又は困難であると認められるとき。
- (2) 災害の発生が迫り、予防措置に急を要し、かつ自衛隊の派遣以外に方法がないとき。

2 災害派遣要請の手続

(1) 町長の派遣要請の要求

町長は、自衛隊の派遣を要請しなければならない事態が生じたときは、災害派遣要請要求書に次の事項を記入し、県紀北地域活性化局長を経由して知事（総括班）に派遣要請を求めます。

ただし、事態が急を要するときは、直接電話又は非常無線等で通報し、事後に文書を送付することができます。

なお、知事に派遣要請を求めることができない場合には、町長はその旨及び町の地域に係る災害の状況を陸上自衛隊第33普通科連隊長に通知します。ただし、事後速やかに陸上自衛隊第33普通科連隊長に通知した旨を知事に通知するものとします。

ア 災害の状況及び派遣要請を要求する事由（特に災害区域の状況を明らかにすること。）

イ 派遣を希望する期間

ウ 派遣を希望する区域及び活動内容

エ その他参考となるべき事項

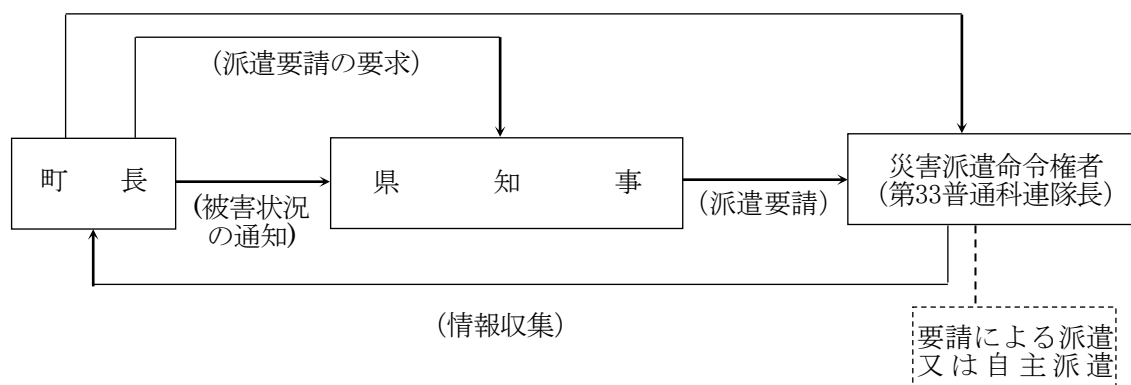
緊急時派遣要請要求先電話番号

名 称	電 話 番 号
防災対策部災害対策課	059—224—2189 三重県防災行政無線 20-8-2189
陸上自衛隊第33普通科連隊	059—255—3133 三重県防災行政無線 20-4010

(2) 災害派遣の要請手続

災 害 派 遣 の 要 請 手 続

(県知事に派遣要請の要求ができない旨及び災害の状況を知り)



資料編 「自衛隊災害派遣及び撤収要請様式」(P. 資9-1) 参照

3 災害時の緊急派遣

災害の発生が突発的で、その救護が特に急を要し、要請を待ついとまがない場合で、陸上自衛隊第33普通科連隊長又は航空学校長等の判断に基づいて部隊等が派遣されることがあります。(自衛隊法第83条第2項ただし書きに規定する自主派遣)

この場合、町長は、陸上自衛隊第33普通科連隊長又は航空学校長に直接災害の状況等を通知します。

4 災害派遣時に実施する救援活動

派遣部隊の活動内容は災害の状況及び他の救援機関等の活動状況により異なりますが、おおむね次のとおりです。

- (1) 被害状況の把握（車両、航空機による偵察）
- (2) 避難の援助（誘導、輸送）
- (3) 遭難者等の捜索救助
- (4) 水防活動
- (5) 消防活動
- (6) 道路及び水路の啓開（障害物除去等）
- (7) 応急医務、救護及び防疫
- (8) 人員及び物資の緊急輸送

- (9) 炊飯及び給水
- (10) 救助物資の無償貸付又は譲与
- (11) 危険物の保安及び除去等

5 災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官の権限

災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、町長、警察官及び海上保安官等がその場にはいない場合に限り、次の措置をとることができます。

この場合において、当該措置をとったときは、直ちに、その旨を町長に通知するものとします。

- (1) 自衛隊緊急車両の通行を妨害する車両、その他物件の移動命令、車両、物件の破損
- (2) 避難の措置・立入
- (3) 警戒区域の設定並びにそれに基づく立入制限禁止及び退去命令
- (4) 他人の土地等の一時使用等
- (5) 現場の被災工作物等の除去等
- (6) 住民等を応急措置の業務に従事させること

6 派遣部隊の受入体制

町は、自衛隊の災害派遣が決定したときは、県との連絡を図るとともに、派遣部隊の任務が円滑に実施できるよう、次の事項について配慮します。

- (1) 派遣部隊と町との連絡窓口及び責任者の決定
- (2) 作業計画及び資機材の準備
- (3) 宿泊施設（野営施設）及びヘリポート等施設の準備
- (4) 住民の協力
- (5) 派遣部隊の誘導

7 派遣部隊の撤収要請

派遣目的を完了し、又はその必要がなくなった場合、町長は、知事、防災関係機関の長及び派遣部隊の長等と十分協議を行った上、知事に災害派遣部隊の撤収要請を行います。

資料編 「自衛隊災害派遣及び撤収要請様式」（P. 資9-1）参照

8 経費の負担区分

派遣部隊が活動に要した経費は、自衛隊と県及び町が事前に協議して負担区分を決めます。ただし2以上の地域にわたる場合は、関係市町が協議して負担割合を定めます。

9 航空機による災害派遣とヘリポートの選定取扱

町が災害時に航空機による援助を受ける必要がある場合の要請手続及びその受入のためのヘリポートの取扱については、次のとおりとします。

(1) 航空機派遣要請の受入準備

ア 派遣要請を行う場合は、前記の要請手続によるほか、使用ヘリポート名、着陸地点の風向及び風速をあらかじめ電話、県防災行政無線その他の方法で県（防災対策部災害対策課）に連絡を行います。

- イ ヘリポートには航空機に安全進入方向を予知させるため、吹流し又は発煙筒をたいて着陸前に風向を示します。
- ウ あらかじめ着陸場の中央に石灰粉で直径10メートルの⊙印を行い、上空より降下場所選定に備えます。
- エ 夜間は、着陸場（別に指定するものに限る。）にカンテラ等により、着陸地点15メートル平方の各隅に上空から識別容易な灯火標識を行います。
- オ 着陸場と町役場及びその他主要箇所と通信連絡を確保します。

(2) ヘリポートの取扱について

ヘリポートとして県が選定した学校等のグラウンドについては、平素から学校長等の管理者と常に連絡を保ち現況の把握を十分することとします。また、管理者は、次に例示する現況の変更がなされた場合は、速やかに町を通じ県（防災対策部災害対策課）にその概要（略図添付）を報告します。

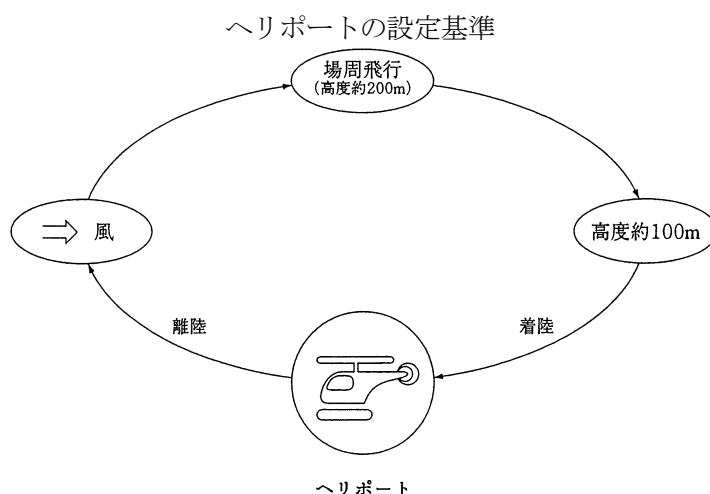
ア 面積を変更した場合

イ 地面に新しく建物又はその他構築物が施設された場合

ウ 地面の上空に電信、電話及び電力等の架線が施設された場合

エ 既設建物、電線等が改造施設され、上空からの進入に新しく障害を加えた場合

オ グラウンド等に隣接する建物その他地上工作物又は地形が著しく変更され、着陸に支障を生じた場合



設定にあたっては次の事項に注意すること。

- (ア) ヘリコプターの機能を事前に確認しておくこと。ヘリコプターは風に向かって通常約12度以下の上昇角、降下角で離着陸し、垂直に離陸あるいは高所から垂直に着陸するものではない。
- (イ) 地面は堅固で傾斜9度以内であること。
- (ウ) 四方に仰角9度（OH-6の場合は12度）以上の障害物がないこと。また、離着を要する地積は（図2）に示すとおりである。
- (エ) 風の方向がわかるよう、ヘリポートの近くに吹流し又は旗を立てること。吹流しの標準寸法は図のとおりであるが、できなければ小さいものでもよい。（図1）
- (オ) 着陸地点には石灰等を用いて、⊙の記号を標示して着陸中心を示すこと。（図3）
- (カ) 物資をたくさん輸送する場合は、搭載量を超過しないため重量計を準備すること。

- (キ) 大型車両等が進入できること。
- (ク) 林野火災対策に使用する場合、面積（100メートル×100メートル以上）、水利（100トン以上）を考慮すること。
- (ケ) ヘリポート付近への立入禁止の措置を講ずること。

図1 吹流し

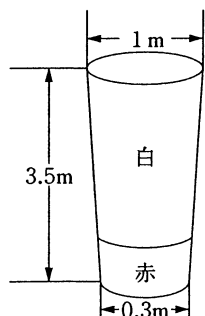
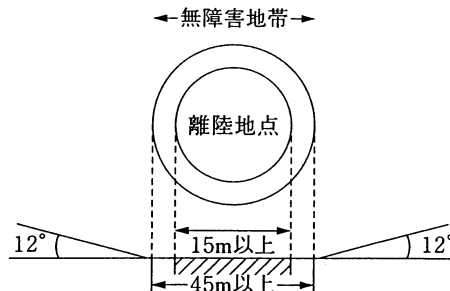
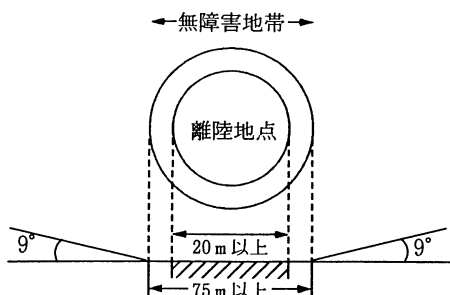


図2 離陸地点及び無障害地帯の基準

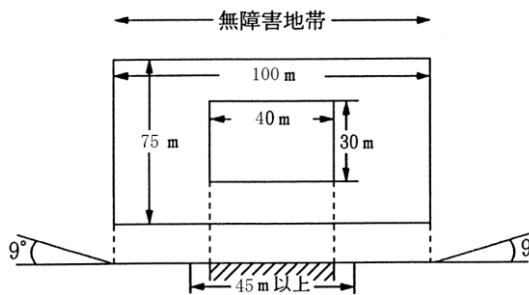
a 小型機（OH-6）の場合



b 中型機（UH-1）の場合

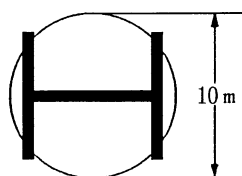


c 大型機（CH-47）の場合



※着陸地点の地盤は堅固で平坦地であること。

図3 ヘリポート



資料編 「ヘリコプター臨時離着陸場一覧」（P. 資7-1）参照

第2項 海上保安庁への支援要請の要求等

1 支援要請事項

- (1) 傷病者、医師、避難者等又は救援物資等の緊急輸送
- (2) 巡視船を活用した医療活動場所及び災害応急対策従事者への宿泊場所の提供
- (3) その他、町が行う災害応急対策の支援

2 支援要請の手続

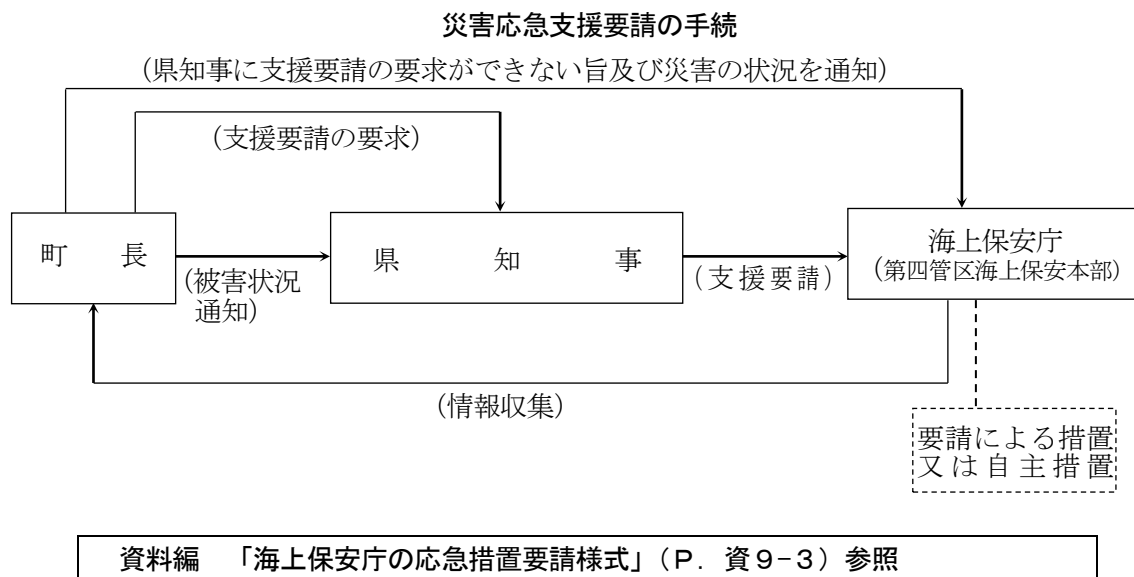
町長は、海上保安庁の支援を必要とするときは、災害応急支援要請書に次の事項を記入し、県紀北地域活性化局長を経由して知事（総括班）に支援要請を求めます。

ただし、事態が急を要するときは、知事（総括班）へ直接電話又は非常無線等で通報し、事後に文書を送付することができます。

なお、町長が知事に支援要請を求められない場合は、直接海上保安部又は沖合に配備された海上保安庁の巡視船若しくは航空機を通じ、第四管区海上保安本部長に対して要請することができます。ただし、この場合、町長は、事後速やかに、第四管区海上保安本部長に要請した旨を知事に連絡します。

《要請書に記載する事項》

- (1) 災害の状況及び支援要請の事由
- (2) 支援を希望する期間
- (3) 支援を希望する区域及び活動内容
- (4) その他参考となるべき事項



3 支援部隊の受入体制の整備

町は、海上保安庁からの支援部隊の任務が円滑に実施できるよう、次の事項について配慮するものとします。

- (1) 支援部隊と町との連絡窓口及び責任者の決定
- (2) 作業計画及び資機材の準備
- (3) 宿泊施設（野営施設）及びヘリポート等施設の準備
- (4) 住民の協力
- (5) 支援部隊の誘導

4 派遣部隊の撤収要請

支援目的を完了し、又はその必要がなくなった場合、町長は、知事、防災関係機関の長及び第四管区海上保安本部長等と十分協議を行った上、知事に撤収要請書により、撤収の要請を行います。

5 経費の負担区分

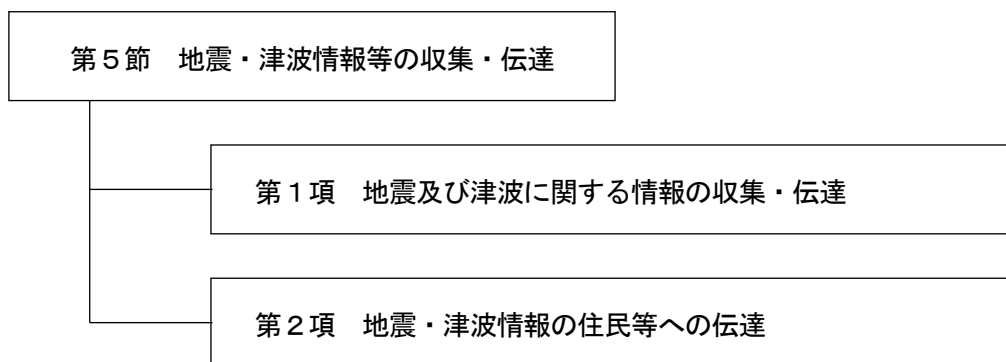
応急措置に要した経費は、海上保安庁と県及び町が事前に協議して負担区分を決めます。ただし2以上の地域にわたる場合は、関係市町が協議して負担割合を定めます。

第5節 地震・津波情報等の収集・伝達

【担当班等】

本部事務局

町及び防災関係機関は、南海トラフ巨大地震が発生した場合、短時間に沿岸部に津波が来襲することが想定されます。この津波による被害を最小限にとどめるため、気象業務法に基づく警報、注意報及び情報並びに大震法に基づく警戒宣言、地震予知情報、地震及び津波に関する情報を収集し、震災対策の適切な実施を図り、もって被害を最小限にとどめるものとします。



第1項 地震及び津波に関する情報の収集・伝達

1 地震・津波に関する情報の内容

(1) 地震情報

ア 地震現象及びこれらに密接に関連する現象で、地震の発生場所（震源）、規模（マグニチュード）、時刻、震度速報、各地の震度に関する情報、遠地地震に関する情報等の観測成果及び状況を内容とします。

イ 震源に関する情報では、「津波の心配ない」又は「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨が付加されます。

(2) 津波情報

ア 津波現象及びこれらに密接に関連する現象の観測成果及び状況を内容とします。

イ 津波予報区

気象庁が津波警報・注意報を発表する予報区（本町）は、三重県南部です。

ウ 発表基準・解説・発表される津波の高さ

(発表基準・解説・発表される津波の高さ)

津波予報区	予報の種類	発表基準	発表される津波の高さ	
			数値での発表 (津波の高さ予想の区分)	巨大地震の 場合の発表
三重県南部 (伊勢市以南)	大津波警報	予想される津波の高さが高いと ころで3mを超える場合。	10m超 (10m<予想高さ)	巨大
			10m (5m<予想高さ≤10m)	
			5m (3m<予想高さ≤5m)	
	津波警報	予想される津波の高さが高いと ころで1mを超え、3m以下の場 合。	3m (1m<予想高さ≤3m)	高い
	津波注意報	予想される津波の高さが高いと ころで0.2m以上、1m以下の場 合であって、津波による災害のお それがある場合。	1m (0.2m≤予想高さ≤1m)	(表記しない)

注1) 津波による災害のおそれがない場合には、「津波の心配はない」旨又は「若干の海面変動があるかもしれないが、被害の心配はない」旨について地震情報に含めて発表する。

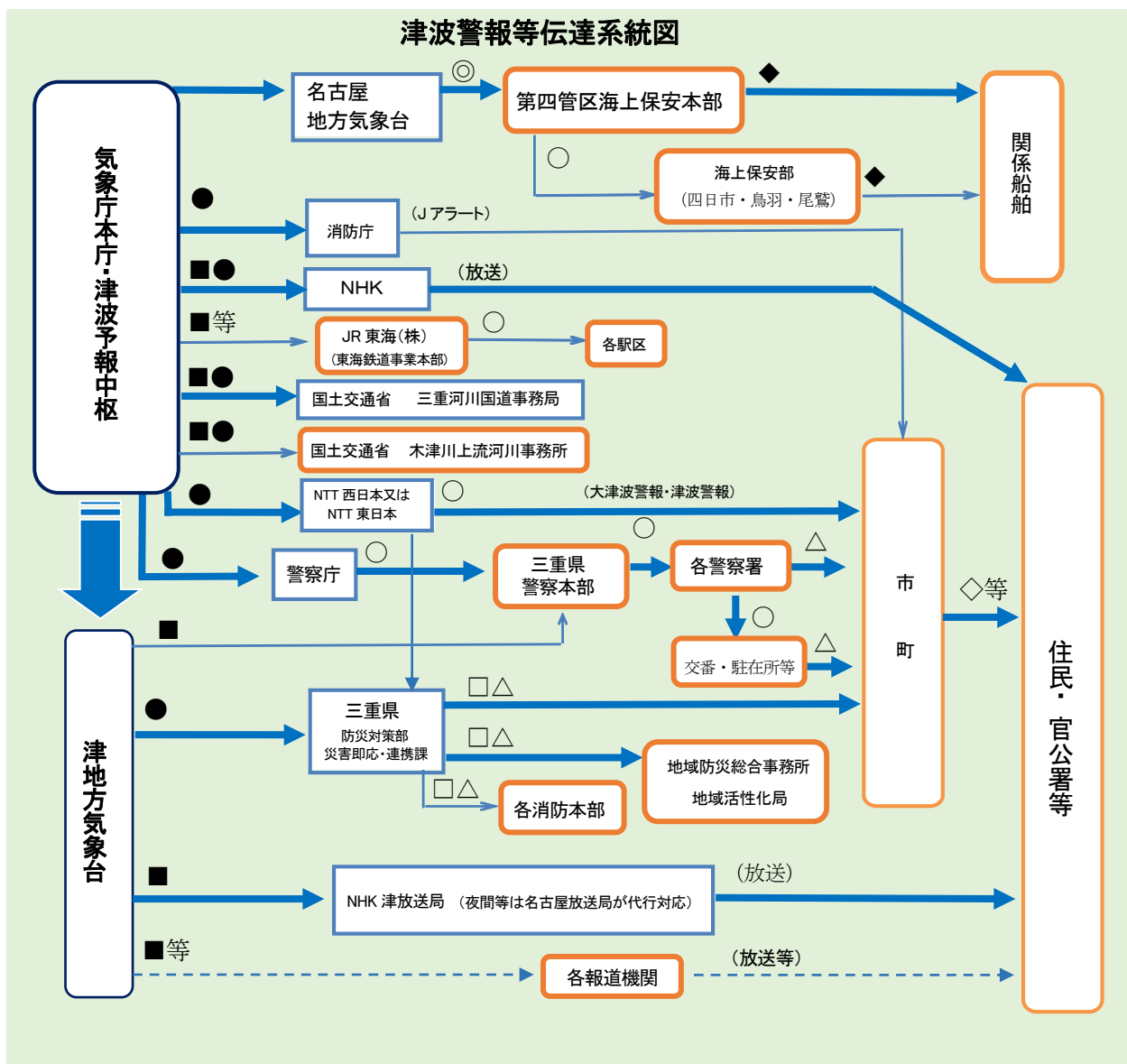
注2) 津波による災害のおそれがなくなったと認められる場合、「津波警報解除」又は「津波注意報解除」として速やかに通知する。

注3) 「津波の高さ」とは、津波によって潮位が高くなった時点におけるその潮位と、その時点で津波がなかったとした場合の潮位との差であり、津波によって潮位が上昇した高さをいう。

注4) 津波に関する気象庁の警報事項を適時に受けることができない辺りまでの市の市町の長及び災害により津波に関する気象庁の警報事項を受けることができなくなった地の市町の長は、津波警報を発表することができる。

2 津波警報等の伝達系統

(1) 津波警報等、地震及び津波に関する情報は、気象庁が発表し、次の主な伝達系統により町及び防災関係機関が伝達します。



凡 例	
◻	気象業務法第15条の法令による警報の通知機関
→	気象業務法第15条の法令による通知系統
- - - - ->	気象業務法第13条の法令による周知系統
→	三重県地域防災計画、協定、その他による伝達系統

凡 例	
◎	防災情報提供システム(専用回線)
■	防災情報提供システム(インターネット)
●	気象庁専用回線(ADESS 回線等)
○	専用の電話・FAX
△	一般の加入電話・FAX
□	三重県防災通信ネットワーク
◇	市町防災行政無線
◆	無線通報等

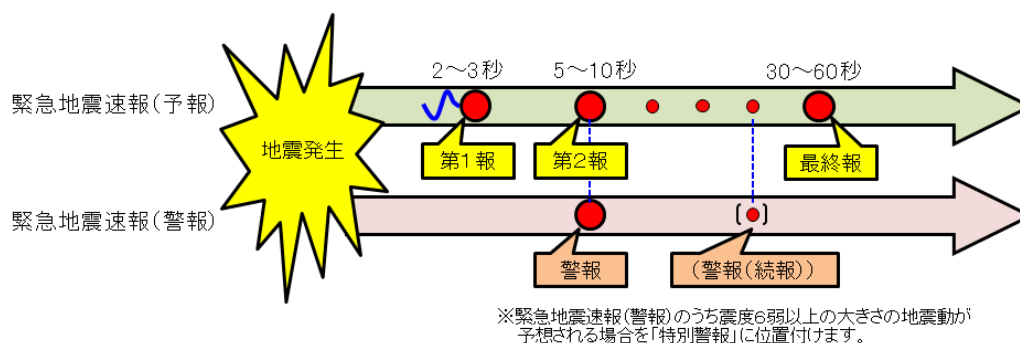
気象庁から受報する機関	一次伝達手段	一次伝達先	二次伝達手段	二次伝達先
県	・三重県防災通信ネットワーク ・一般電話等	町	・町防災行政無線	住民 官公署等
警察庁	・専用電話 ・専用FAX	警察本部→警察署	・一般電話 ・FAX	町
海上保安庁	・専用電話 ・専用FAX	第四管区 海上保安本部	・無線通報など	海上保安部 →関係船舶 漁業協同組合（漁業無線局）
NHK 各報道機関	・テレビ、ラジオ等放送	住民 官公署等		
NTT西日本 （NTTマーケティングアクト福岡センター）	・一般電話 ・FAX	町 （津波警報のみ）		

3 緊急地震速報（警報）の発表（気象庁）

地震動により重大な災害が起こるおそれのある場合は、強い揺れが予想される地域に対して、緊急地震速報（警報）が発表されます。

- (1) 緊急地震速報には、大きく分けて「警報」と「予報」の2種類があります。また、「警報」のうち、震度6弱以上または、長周期地震動階級4の大きさの地震動が予想される場合を「特別警報」に位置づけています。

緊急地震速報（警報）及び（予報）について（気象庁ホームページより）



- (2) テレビ・ラジオや携帯電話等で個人が緊急地震速報（警報）を入手でき、以下の公共的な伝達手段が講じられます。

- ア テレビ・ラジオによる緊急地震速報の伝達
- イ 町防災行政無線による住民への緊急地震速報の伝達
- ウ 百貨店・劇場等の集客施設における緊急地震速報の館内放送
- エ 鉄道事業者における列車内や駅のホーム・コンコース等における緊急地震速報の放送

4 緊急速報メール（エリアメール）による情報の配信（移動通信事業者）

各移動通信事業者は、緊急地震速報や津波警報、国・地方公共団体が発信する災害・避難情報

等について、回線契約者の携帯電話等に対し緊急速報メール（エリアメール）として配信されます。

第2項 地震・津波情報の住民等への伝達

1 町における伝達

(1) 県（防災対策部）、NTTマーケティングアクト福岡センター等から通知される警報等は、勤務時間中にあつては危機管理課が受理し、町長、副町長に報告した後、各課（局・室）等に連絡するものとします。

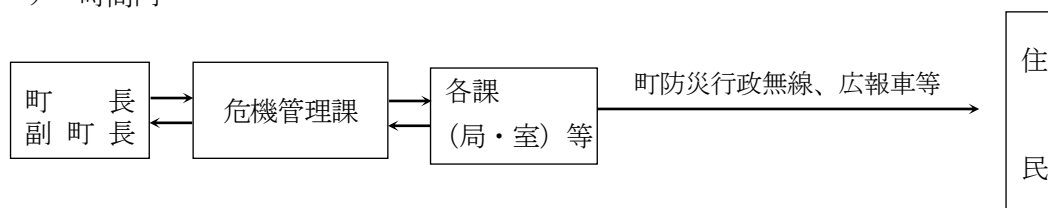
なお、勤務時間外においては宿直警備員が速やかに危機管理課に連絡し、以下勤務時間中と同様の措置をとるものとします。

(2) 町及び防災関係機関の職員は、日ごろから地震を感知したら、勤務時間内外を問わず、伝達系統のみならずテレビ、ラジオ等を含め、地震情報や津波情報を得るように努め、迅速に伝達します。

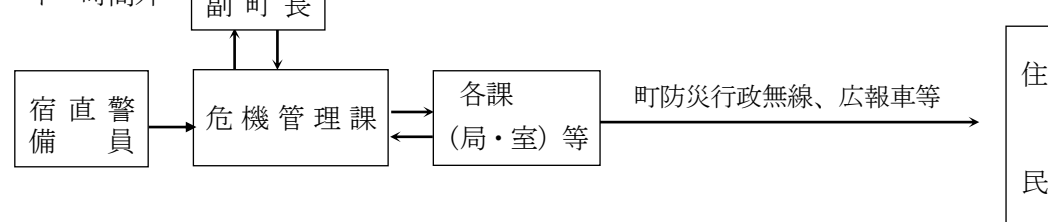
(3) 町から住民等への伝達系統

町から住民等への伝達系統は、次のとおりです。伝達手段としては、(※) 可能な限り多くの伝達及び広報手段を用いて住民等へ伝えます。特に、要配慮者に対する確実な情報伝達手段を整え、伝達するものとします。

ア 時間内



イ 時間外



(※) 可能な限り多くの伝達及び広報手段の例は、第7節「広報体制の確保と運用」によります。

地震・津波対策1第1章第7節「広報体制の確保と運用」(P. 4-34) 参照

(4) 警報等の連絡にあたっての留意事項

ア 警報等伝達発受にあたっては、確実を期するための記録簿をつくり、記録の上、原文のとおり伝達します。

イ 警報等の伝達の発受にあたっては、迅速に行うよう努めるとともに、相互に相手方の氏名を確かめ、その時刻等を記入しておきます。

ウ 警報等の受領及び伝達についての担当者は、勤務時間外において異常な事態を知ったときは、直ちに出勤し状況を把握するとともに、警報等について遺漏のないよう措置します。

(5) サイレン又は鐘音によって周知する場合の標識は次のとおりです。

標識の種類	標 識	
	鐘 音	サイレン音
津波注意報標識	(3点2点との斑打) ● ● ● ● ● ●	(約10秒) (約2秒)
津波注意報及び津波警報解除標識	(1点2個と2点との斑打) ● ● ● ● ● ●	(約10秒) (約1分) (約3秒)

(注) 鳴鐘又は吹鳴の反復は、適宜とします。

標識の種類	標 識	
	鐘 音	サイレン音
大津波警報標識	(連点) ● ● ● ● ● ●	(約3秒) (約2秒) (短声連点)
津波警報標識	(2点) ● ● ● ● ● ●	(約5秒) (約6秒)

(注) 鳴鐘又は吹鳴の反復は、適宜とします。

2 津波注意報・警報発表時の緊急措置

(1) 避難指示の伝達

津波注意報・警報の発表時又は沿岸部において強い地震（震度4程度以上）が発生して津波の危険性がある場合、若しくは弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じて津波による避難の必要を認める場合、本部長（町長は）、津波浸水予測図により浸水の可能性が認められる沿岸部及び川沿いの地域に避難指示を出すとともに、直ちに住民等の避難行動をとるよう、多様な伝達手段を用いて促します。

特に、特別警報に該当する大津波警報が発表された場合は、経験したことのない想定外の津波が襲う事態を踏まえ、より安全な高い場所に避難するなど、命を守る行動を直ちにとるための避難指示と住民等への伝達を最優先に行います。

(2) 避難行動要支援者への情報伝達

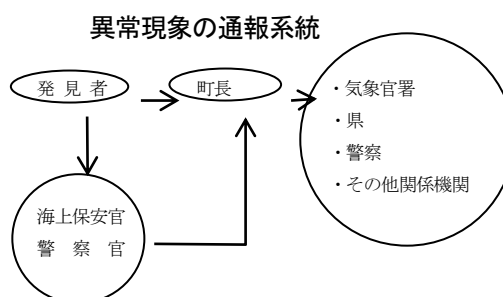
避難行動要支援者へは、名簿に基づき、避難行動要支援者並びに従事する避難支援等関係者への確実な情報の伝達に努めます。

(3) 通信途絶時の本部長（町長）による津波警報の発表

地震により通信が途絶し、津波に関する気象庁の警報を受けることができないときは、本部長（町長）が状況を的確に把握し、津波警報を発表します。

3 海面の異常現象発見時の通報

災害が発生するおそれがある異常な現象（以下「異常現象」という。）を発見したものは、次の方法により通報するものとします。



(1) 発見者の通報

「異常現象」を発見したときは、遅滞なくその旨を町長、警察官又は海上保安官に通報します。

(2) 警察官又は海上保安官の通報

「異常現象」を発見し、あるいは通報を受けた警察官又は海上保安官は、その旨を速やかに町長に通報します。

(3) 町長の通報

上記(1)及び(2)によって「異常現象」の通報を受けた町長は、直ちに関係機関に通報又は連絡するものとします。

(4) 津波に関する異常現象の通報

津波の襲来を予見させるような異常現象を発見したものは、速やかに避難行動をとり身の安全を確保した後、町や消防等防災関係機関に通報するよう努めます。

4 “声かけ”による津波からの自衛措置

(1) 住民の協力による津波情報の伝達

津波浸水予測図により浸水の可能性が認められる沿岸及び川沿い部の住民等は、地震が発生した場合、防災行政無線やテレビ、ラジオ等の放送、インターネット等により津波警報等の発表状況の確認に努め、津波の危険を認知した場合、「地区の災害行動計画（津波避難計画）」に沿って、周辺の住民に“声かけ”をし、避難を促しながら、速やかに安全な場所に避難します。

なお、あらかじめ自らの居住地域の津波襲来予想時間や規模の把握や避難場所への複数の避難経路の確認を行い、周辺の住民への“声かけ”に努めます。

(2) 要配慮者への支援

津波浸水予測図により浸水の可能性が認められる地域において、津波警報等が発表されるなどした場合、「地区の災害行動計画（津波避難計画）」に沿って、可能な範囲で要配慮者への災害情報の確実な伝達及び避難の支援に努めます。

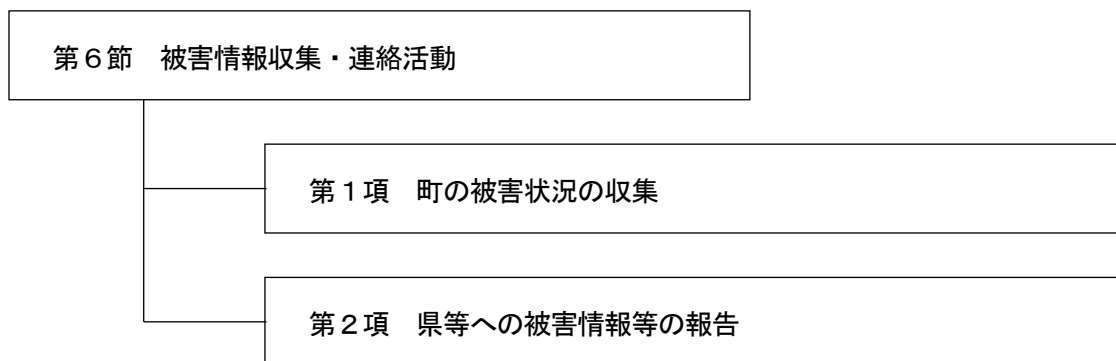
なお、要配慮者の個別の避難計画を策定している地区にあつては、計画に沿った支援に努めます。

第6節 被害情報収集・連絡活動

【主担当班等】

各班共通

被害情報の収集並びに連絡は、災害応急対策活動を迅速かつ的確に行うための基礎となります。したがって、災害が発生した場合又は発生が予想される場合には、町は災害調査班を発足させ、速やかに被害状況を収集して被害規模を把握し、災害応急活動に役立てます。また、収集した情報は、定期的に県等関係機関に連絡するものとします。



第1項 町の被害状況の収集

1 参集途上（登庁時）町職員の情報収集

町職員は、災害発生時並びに動員指令により非常参集する際、周囲の被災状況を把握し、職員災害行動マニュアル「登庁時の被害状況の観察結果」を町災害対策本部事務局に対し報告するものとします。

2 各自治会（区）の被害状況の情報収集

町は、各自治会（区）の被害状況をおおむね次の手順で収集します。

- (1) 災害の報告は、本部事務局が受け付けます（場合により他班等の応援を依頼します。）
- (2) 災害調査班員は、箇所の区分を決定し、それぞれの責任者・担当を任命します。
- (3) 責任者・担当は、調査対象区の区長等に同行を願い、調査を実施します。
- (4) 責任者・担当は、調査結果をとりまとめ、災害対策本部事務局に提出・報告します。

3 住民の安否情報の収集と伝達

町及び防災関係機関並びに自治会（区）及び自主防災組織は、お互いに協力し、災害時に住民等の安否情報の収集と伝達に努めます。

(1) 町

町（町災害対策本部）は、避難場所及び避難所等における住民等の安否情報を収集し、集約します。

(2) 住民

住民は、大規模な災害に備え、家族との連絡方法や避難場所等をあらかじめ定めておきます。また、災害伝言ダイヤルを活用し電話の輻輳の緩和に努めます。

(3) 自治会及び自主防災組織

自治会及び自主防災組織は、地域内住民の正確な安否情報を把握するため、大規模災害が発

生じた場合の集合場所（一時避難場所等）をあらかじめ定めておき、地域内住民への周知と、災害時は、その代表を通じ町（町災害対策本部）へ報告する体制の整備の促進に努めます。

4 町災害対策本部への報告責任者

(1) 災害情報及び被害報告は、災害対策上極めて重要であり、あらかじめ報告責任者を定めておき、数字等の調整について責任をもつものとします。

なお、被害状況等の報告及びとりまとめ担当班は、次のとおりとします。

調 査 項 目	担 当 班
人的被害、住家被害	調査・協力班
農林水産業施設被害	産業・輸送班
公共土木施設被害	建設班
町営住宅被害	建設班
医療施設被害	医療・救助班
福祉施設被害	医療・救助班、赤羽寮班
火災被害	消防班、総務班
水道被害	水道班
文教施設被害	教育班

5 被災者台帳の作成

災害発生時に個々の被災者の置かれた状況に応じた総合的かつ効果的な支援の実施を図るため、町は被災者の被害の程度や支援の実施記録等を一元的に整理した被災者台帳の作成に努めます。

第2項 県等への被害情報等の報告

町内に災害による被害が発生した場合は、基本法及び災害報告取扱要領並びに火災・災害等速報要領に基づき、県にその状況等を報告します。

1 報告の要領

(1) 報告の種類

報告の種類は次のとおりとします。

ア 概況速報

イ 災害速報

ウ 被害報告

(ア) 中間報告

(イ) 確定報告

(2) 報告の内容と時期

ア 概況速報

初期的なもので、被害の有無及び程度の概況についての報告とし、正確度よりも迅速度を旨とし、全般的な状況を主とするもので、様式(1)(三重県対策活動実施要領)に基づく内容とし、町から県地方部総括班(地域活性化局)を経て、県災対本部事務局総括班に報告します。

なお、様式(1)の代替として、被害速報送受信票も可とします。

- (ア) 通信手段の途絶、輻輳により県地方部及び県災害対策本部に連絡できない場合には、町は直接消防庁へ連絡します。
- (イ) 火災の同時多発あるいは多くの死傷者が発生し、消防機関への通報が殺到した場合、町はその状況を県地方部のほか直接消防庁に対しても報告します。
- (ウ) 火災・災害時速報要領に基づき、一定規模以上の火災・災害等（震度4以上の地震発生等）については原則30分以内で可能な限り早く、わかる範囲で、第1報を紀北地域活性化局のほか、直接消防庁に対しても報告します。

イ 災害速報

被害状況の判明次第、逐次報告するもので、被害速報送受信票及び様式（2）（三重県災害対策活動実施要領）に基づく内容とし、町から県地方部総括班（地域活性化局）を経て、県災害対策本部事務局総括班に報告します。

住家の被害状況が、救助法適用基準の2分の1に達したときは、上記の速報とは別に様式（A）による住家等被害状況速報を県地方部（福祉事務所）を経由して県災害対策本部（健康福祉部）（第一救助班）に報告するものとします。

ウ 被害報告

（ア）中間報告

ア、イの速報の段階において、報告を求められたときは、その都度、所定の様式又は項目により県関係地域機関に報告します。

（イ）確定報告

被害状況の最終報告であり、法令その他所定の様式、方法（時期）に基づき報告します。報告要領は、（ア）中間報告のとおりとします。

ただし、通信手段の途絶、輻輳等により県地方部及び県災害対策本部に連絡できない場合には、町は、直接消防庁へ連絡します。

2 県に報告ができない場合

通信手段の途絶、輻輳等により県地方部及び県災害対策本部に連絡できない場合には、町は、直接消防庁へ連絡します。

なお、県と連絡がとれるようになった後の連絡は、原則に戻って県に対して行うこととします。

消防庁への連絡先

通常時（消防庁応急対策室）

N T T回線	消防防災無線	地域衛星通信ネットワーク
TEL 03-5253-7527	TEL 90-49013	TEL 87-048-500-90-49013
FAX 03-5253-7537	FAX 90-49033	FAX 87-048-500-90-49033

夜間・休日時（消防庁宿直室）

N T T回線	消防防災無線	地域衛星通信ネットワーク
TEL 03-5253-7777	TEL 90-49101~49103	TEL 87-048-500-90-49101~49103
FAX 03-5253-7553	FAX 90-49036	FAX 87-048-500-90-49036

第7節 広報体制の確保と運用

【主担当班等】

広報・情報班

住民の安全の確保、民心の安定及び迅速かつ円滑な災害応急対策を実施するため、テレビ、新聞、広報車等のあらゆる広報手段を利用して、被災者等への広報を行います。

その際、要配慮者に配慮したものとします。

第7節 広報体制の確保と運用

第1項 広報体制の確保

第1項 広報体制の確保

1 広報内容

住民等への広報内容の主なものは次のとおりとします。

- (1) 災害発生状況
- (2) 気象警報（特別警報を含む）・注意報、津波・地震に関する情報
- (3) 町災害対策本部に関する情報
- (4) 避難に関する情報（高齢者等避難、避難指示）
- (5) 二次災害の危険性に関する情報
- (6) 主要道路情報
- (7) 公共交通機関の状況
- (8) 電気、水道、ガス等ライフライン施設の状況
- (9) 医療機関及び救護所等の状況
- (10) 給食、給水、生活必需品等の供給に関する情報
- (11) 河川、港湾、橋梁等土木施設状況（被害状況、復旧状況等）
- (12) 被災者の安否に関する情報
- (13) 救助・救出に関する情報
- (14) 防疫・衛生に関する情報
- (15) 教育施設及び学生、児童・生徒に関する情報
- (16) ボランティア及び支援に関する情報
- (17) 住宅に関する情報
- (18) 民心の安定及び社会秩序維持のための必要事項（町長からの呼びかけ等を含む）

2 伝達及び広報手段

町は、次に示す例の中から、可能な限り多くの伝達及び広報手段を用います。

また、消防機関は、警察、自衛隊、海上保安庁と協力して被災者等への情報伝達を行うものとします。

- (1) 町防災行政無線
- (2) 広報車
- (3) 掲示板
- (4) 広報紙、チラシ等の印刷物
- (5) 区、自主防災組織等の連絡網による伝達
- (6) ホームページ
- (7) CATV文字放送
- (8) 携帯電話のメールサービス
- (9) Lアラート（災害情報共有システム）
- (10) 紀北防災ナビ（アプリ）

3 要配慮者への広報の配慮

- (1) 高齢者、障がい者、外国人等の要配慮者への伝達に努めます。
- (2) 障がい者や外国人等特に配慮を要する者へは、文字放送、外国語放送などさまざまな広報手段を活用します。

4 報道機関に対する報道要請等

- (1) テレビ、ラジオ、新聞紙面等を通じて情報を伝達するよう県に要請します。ただし、やむを得ない場合には、直接報道機関に依頼し、事後に県に報告します。
- (2) 報道機関は、極めて広範囲にかつ迅速に伝達できるため、町災害対策本部は、災害、復旧に関する情報を迅速に報道機関に対して発表します。また、報道機関が独自に行う取材活動についても積極的に協力します。

5 災害・広報資料の収集

- (1) 各班（各課等）は、各担当分野に係る災害写真を撮影し、災害の記録に努め、広報・情報班は各班の協力のもとに全体記録を収集及び整理するものとします。
- (2) 調査報告及び災害写真は、広報担当に提出するものとし、それを広報材料として活用します。

6 広聴（問い合わせ・相談）体制

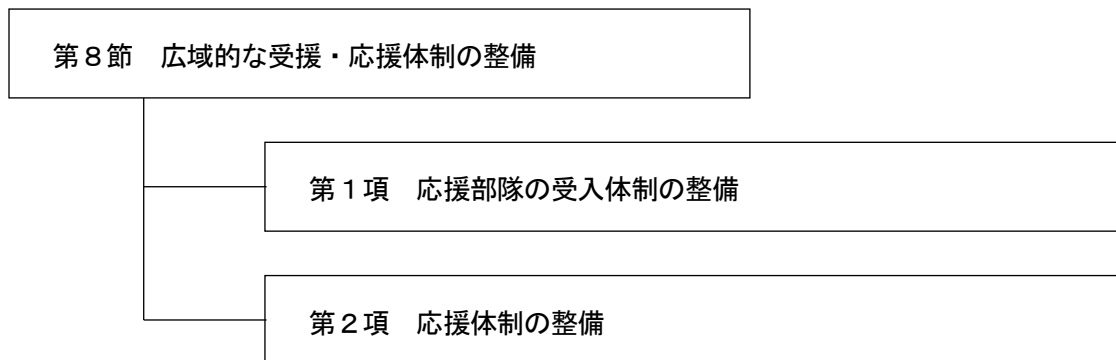
- (1) 災害時においては、被災地区ごとの広聴体制を強化します。
- (2) 住民等からの問い合わせや相談に対応するため、住民相談窓口を設置します。

第8節 広域的な受援・応援体制の整備

【主担当班等】

本部事務局、総務班

町は、国の活動要領に基づく広域応援部隊・救援物資・災害派遣医療チーム（DMAT）の受入れを迅速に行い、被災地へ効果的に展開するため、広域的な受援・応援体制を整備します。



第1項 応援部隊の受入体制の整備

1 情報の提供と応援の協議

町内の応急対策の進展状況、被害状況、道路交通状況等の必要な情報の提供と共有を行います。また、応援ルートや活動拠点の選定及び応援内容に関する協議・検討をします。

2 応援部隊の誘導等

応援部隊を応援ルートや活動拠点に誘導します。また、協議・検討により事前に定められたヘリコプター臨時離着陸場を準備・提供します。

3 救援物資の受入

- (1) 町における救援物資の集積場所を選定・確保し、早期に救援物資の受入体制を整えます。
- (2) 救援物資の受入に必要な人員・資機材を準備します。なお被災状況により人員・資機材等が準備できない場合には、県及び協定事業者へ要請することとします。

4 災害派遣医療チーム（DMAT）の受入

災害派遣医療チーム（DMAT）が効果的な災害医療を行えるよう、町の被災状況等について情報提供と必要な支援を行います。

5 ボランティアの受入

- (1) 関係機関との相互協力により、町は「紀北町災害ボランティアセンター（現地災害ボランティアセンター）」を設置し、みえ災害ボランティア支援センターとの連携を図りながら、地域内外からのボランティアを円滑に受け入れます。
- (2) 現地災害ボランティアセンターにおける受入体制は、地震・津波対策2第1章第5節「ボランティアの受入体制」によります。

地震・津波対策2第1章第5節「ボランティアの受入体制」（P. 4-77）参照

6 海外からの支援の受入

町は、国の非常（緊急）災害対策本部等が海外からの支援の受入を決定した場合には、その受入と円滑な活動の支援に努めます。

第2項 応援体制の整備

町長は、広域的な応援を実施する必要があると認めた場合、各協定等に基づく応援要員・救援物資等の応援を迅速に整え、被災地へ向けて応援を行います。

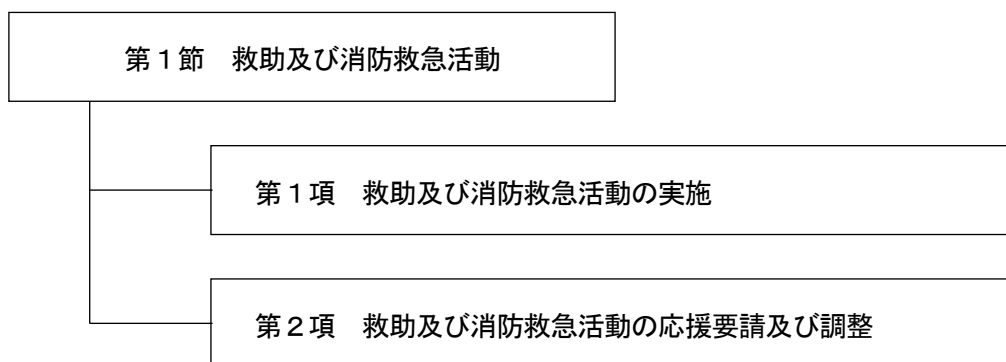
第2章 消防及び医療・救護等に係る応急対策

第1節 救助及び消防救急活動

【担当班等】

消防班、三重紀北消防組合、消防団

南海トラフ巨大地震等による大規模地震が発生した場合、救助を要する者が多数発生し、消防や警察等のみの力ではこれら要救助者を救助することができないことが想定されます。そのため、消防団や自主防災組織を中心とした住民自身が、出火防止・初期消火活動を行うとともに、住民の避難時における安全確保を行い、可能な限り早期に救助活動に参加します。



第1項 救助及び消防救急活動の実施

要救助者の救助及び消防救急活動は、町災害対策本部において迅速に対応することを原則とします。

1 救助の実施

- (1) 町は、三重紀北消防組合、警察、医療機関、自衛隊、海上保安庁等の協力を得て、救助活動を実施します。また、住民の相互支援を呼びかけます。
- (2) 大震災が発生した場合には、被害が広域において同時に多発し、輸送路も麻痺しやすいことから救助機関が被災地に赴くのに時間を要します。
被災地の地元住民や自主防災組織、消防団等は、救助関係機関が到着するまでの間、可能な限りの初期救助活動に努めます。

2 救助法が適用された場合

資料編に「災害救助法による救助の程度、方法及び期間」早見表として掲げています。

資料編 「災害救助法による救助の程度、方法及び期間」早見表（P. 資10-4）参照

3 消防救急活動の実施

- (1) 町は、三重紀北消防組合、警察、医療機関、自衛隊、海上保安庁等の協力を得て、消防救急活動を推進します。また、住民の相互支援を呼びかけます。
- (2) 町は、三重紀北消防組合、消防団と協力し、住民や事業所に出火防止と初期消火活動の徹底について、あらゆる手段をもって呼びかけを行うとともに、消防団と一体となって避難の安全

確保及び延焼防止を行います。

- (3) 町は、医療機関、運輸業者等の協力を求めて救急活動を行います。
- (4) 被災地の地元住民や自主防災組織、消防団、企業等は、消防救急機関が到着するまでの間、可能な限りの初期消火活動及び延焼防止に努めます。

資料編 「消防施設等の状況」（P. 資6-1）参照

第2項 救助及び消防救急活動の応援要請及び調整

1 救助及び消防救急活動の応援要請

町は、災害の規模が大きく他市町の応援を必要とする場合に、消防組織法第21条、災害対策基本法第68条等の規定により、県及び近隣市町に対し応援出動を要請します。

- (1) 町は、近隣市町の応援のみでは対応できないほど災害が大規模な場合に、県、市町、及び消防組合により締結している「三重県内消防相互応援協定」に基づき県内相互応援隊の応援出動を要請します。
- (2) 町は、被災市町からの要請又は県からの指示があった場合に、県内相互応援隊を編成・応援出動するとともに、防災関係機関との連携を図ります。
- (3) 町は、災害の状況及び県内の消防応援だけでは、十分な対応がとれないと判断したときは、速やかに知事に対して、「三重県における緊急消防援助隊応援出動及び受援計画」に基づき、緊急消防援助隊の応援出動を要請します。

また、この場合において、知事と連絡がとれない場合には、直接消防庁長官に対して、要請するものとします。

- (4) 町は、県や他の市町との緊密な連携を図るとともに、管内における自衛隊、海上保安庁、警察及び消防機関等救助機関の活動調整にあたります。

2 活動拠点の確保

町は、県と連携して警察、消防、自衛隊、海上保安庁等の応援部隊やその他の救助及び消防救急活動に必要な施設、空地等を確保します。

3 資機材の調達等

- (1) 応援を要請した場合、原則として、当該活動を実施する機関が携行します。
- (2) 町は、必要に応じ民間からの協力等により、緊急消防援助隊等の活動拠点確保に係る調整、消防薬剤、水防資機材等、救助・救急活動のための資機材を点検・把握し、効率的な救助・救急活動を行うものとします。

資料編 「三重県内消防相互応援協定」（P. 資8-28）参照

「三重県内消防相互応援協定に基づく覚書」（P. 資8-30）参照

4 惨事ストレス対策

町は、救助及び消防救急活動に参加した職員等の惨事ストレス対策に努めるものとし、また、消防機関は、必要に応じて、消防庁等に精神科医等の専門家の派遣を要請するものとします。

第2節 地震後の水防活動の実施

【主担当班等】

消防班、建設班、産業・輸送班

町及び防災関係機関は、地震の発生又は地震予知情報等の通知を受けたときは、河川、海岸、ダム、ため池等の護岸・堤防における危険箇所を早期に把握し、必要な応急措置を行います。

ただし、津波等により水防活動に従事する者の安全が確保できない場合はこの限りではなく、直ちに避難をすることを優先します。

第2節 地震後の水防活動の実施

第1項 地震後の水防活動の実施

第1項 地震後の水防活動の実施

地震後の水防活動は、風水害等対策2第2章第2節「水防及び土砂災害警戒活動」に基づき、次の事項を実施します。

風水害等対策2第2章第2節「水防及び土砂災害警戒活動」（P. 3-49）参照

1 監視、警戒態勢

(1) 巡視

水防管理者（町長）は、水防法第9条に基づき、水防上危険と思われる河川、海岸等の巡視を行います。

(2) 非常警戒

水防管理者は地震動又は津波等により水防施設の被害が予測される場合、水防作業員等の安全が確保できる範囲内で水防区域の監視及び警戒を厳重にし、現在工事中の箇所、その他特に重要な箇所を重点的に巡視し、特に異常を発見した場合は、直ちに当該河川、海岸堤防等の管理者に連絡し、必要な措置を求めるとともに、水防作業を開始します。

(3) 水門、えん堤等の操作

水門、えん堤等の管理者（操作責任者）は、地震の発生又は地震予知情報等の通知を受けたときは水位の変動を監視し、必要に応じて門扉開閉を行います。

ただし、津波等により水防活動に従事する者の安全が確保できない場合はこの限りではなく、直ちに避難をすることを優先します。

2 樋門・開閉口・扉等の開閉

樋門等の開閉は、原則として消防団が実施する体制になっていますが、津波浸水予測図により浸水の可能性が認められる沿岸部及び川沿いの地域にあっては、津波等により安全が確保できない場合は、直ちに避難します。

資料編 各地区樋門等状況（P. 資6-13）参照

各地区排水機場設置状況（P. 資6-18）参照

3 応急対策

堤防、ため池、樋門又は角落とし等が決壊したときは、水防管理者、水防団長、消防機関の長等ではできる限り被害の増大を防止するように努めるとともに、早期の応急復旧に努めます。

また、余震あるいは降雨等による二次的な水害・土砂災害等の危険性が高いと判断された箇所についても、不安定土砂の除去、仮設防護柵の設置等の応急工事、適切な警戒避難体制の整備などの応急対策を行うとともに、当該地域住民が警戒避難し得るよう、周知のため必要な措置を行うほか、海岸付近で高潮、波浪、潮位の変化による浸水のおそれがある場合についても同様の措置をとります。

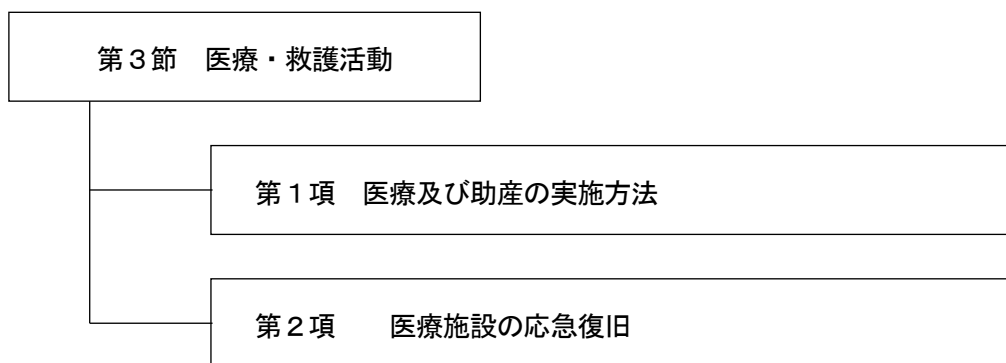
ただし、津波等により水防活動に従事する者の安全が確保できない場合はこの限りではなく、直ちに避難をすることを優先します。

第3節 医療・救護活動

【主担当班等】

医療・救助班、消防班

南海トラフ巨大地震等による大規模地震が発生した場合、建物、工作物等の倒壊、火災、津波等の発生により多数の負傷者等が同時に発生し、医療、救護の需要は膨大なものとなり、また、医療施設自体の損傷による機能低下も予想されます。このような場合でも、的確に医療・救護活動を行い、被災者の生命、身体の保護に努めます。



第1項 医療及び助産の実施方法

医療及び助産の実施は、災害の規模及び条件等によって一定ではないですが、おおむね次の方法によります。

1 医療救護班等の派遣による実施

町は、災害現場において、医療活動を実施する必要があるときには、医療機関及び紀北医師会の協力を得て、医療救護班を編成し、医療活動を実施します。

(1) 救護所（現地医療活動場所）の場合

ア 町は、あらかじめ選定した候補地の中から、災害の態様に応じて、災害現場付近の適当な施設又は避難所等に救護所を災害発生直後から数日間設置します。

資料編 「救護所一覧」（P. 資4-7）参照

イ 役割

- (ア) 医療のトリアージ
- (イ) 応急措置
- (ウ) 周辺医療機関への搬送指示
- (エ) 遺体の一次収容
- (オ) 遺体の検視・検案に対する協力

ウ 救護所におけるトリアージ

救護所において行われるトリアージ（医療トリアージ）は、医師等により行い、「保留群（緑）」、「準緊急治療群（黄）」、「緊急治療群（赤）」、「死亡群（黒）」の4分類とします。

(2) 避難所救護センターの場合

ア 町は、救護所の設置が長期間と見込まれるとき、避難所救護センターを設置します。

イ 避難所救護センターは、避難所の設置が長期間と見込まれるときから周辺医療機関において医療行為が可能となるまでとし、避難所救護センターの撤去にあたっては、災害医療コーディネーター、紀北医師会と行政（県災害対策本部、県紀北地域活性化局、町災害対策本部）とが協議して決定します。

ウ 役割

（ア）避難者の健康管理等の長期的ケア（内科、健康診断等）

2 医療機関による実施

（1）被災地の救急病院等医療機関による実施

実施責任者は、救護所の設置若しくは医療救護班等が到着するまでの間又は被災地の救急医療等医療機関によって医療を実施することが適当なときは、当該医療機関の協力を得て実施します。

（2）被災地周辺の救急病院等の医療機関による実施

実施責任者は、被災地での医療を支援するため、必要に応じ周辺の救急病院等の医療機関の協力を得て実施します。

資料編 「町内等医療機関一覧」（P. 資4-8）参照

3 患者搬送及び収容の実施

（1）実施責任者は、医療救護班等又は被災地の医療機関で対応できない重篤救急患者等を、医療が可能な被災地周辺の救急病院等の医療機関へ搬送し、医療を実施します。

（2）被災地及び被災地周辺の救急病院等の医療機関で対応できない重篤救急患者については、災害拠点病院へ搬送し、医療を実施します。

（3）上記によってもなお、受入が困難な透析患者等については、県内及び他都道府県に対し、患者の一時避難先及び透析施設の確保を要請し、受入可能な地域への移送を行います。

4 応援等

実施責任者は、当該地域において医療、助産救助の実施が不可能又は困難なときは、紀北地域活性化局長に医療救護班等の派遣要請を行い実施します。ただし、緊急を要する場合は、隣接地の医療救護班等の派遣要請等を行い実施します。

資料編 「災害時の医療救護活動に関する協定書」（P. 資8-18）参照

5 医療情報の収集・伝達

町は、医療施設の診療状況、負傷者等の収容状況等の情報を広域災害・救急医療情報システムにより迅速に把握し、住民等への伝達に努めます。

6 負傷者の搬送

（1）消防機関は、知事又は町長から要請のあったとき若しくは自らの判断により必要と認めるときは、直ちに救急自動車及び救急隊員等を災害現場に出動させ、傷病者を医療機関等に搬送するものとします。

（2）傷病者搬送用の車両が不足するときは、本章第4節「緊急輸送体制・手段の確保」によるものとします。

本章第4節「緊急輸送体制・手段の確保」（P. 4-45）参照

(3) 町長等は、緊急性があり、防災ヘリコプター以外に適切な手段がないときは、知事に対し防災ヘリコプターの派遣を要請します。

資料編 「防災ヘリコプター緊急運航要請書」（P. 資7-8）参照

7 医薬品等の確保

医療・助産の実施に必要な医薬品、衛生材料等は、原則として町内医療機関に備蓄されているもののほか、薬局等から調達しますが、医療救護班が使用する医薬品及び衛生材料が不足する場合には、尾鷲保健所へ調達を要請します。

資料編 「町内薬局一覧」（P. 資4-8）参照

8 救助法が適用された場合

資料編に「災害救助法による救助の程度、方法及び期間」早見表として掲げています。

資料編 「災害救助法による救助の程度、方法及び期間」早見表（P. 資10-4）参照

第2項 医療施設の応急復旧

1 医療施設の復旧計画

医療施設の災害による被害については、早期に応急復旧を図るよう努めます。

2 応急復旧用物資の優先供給

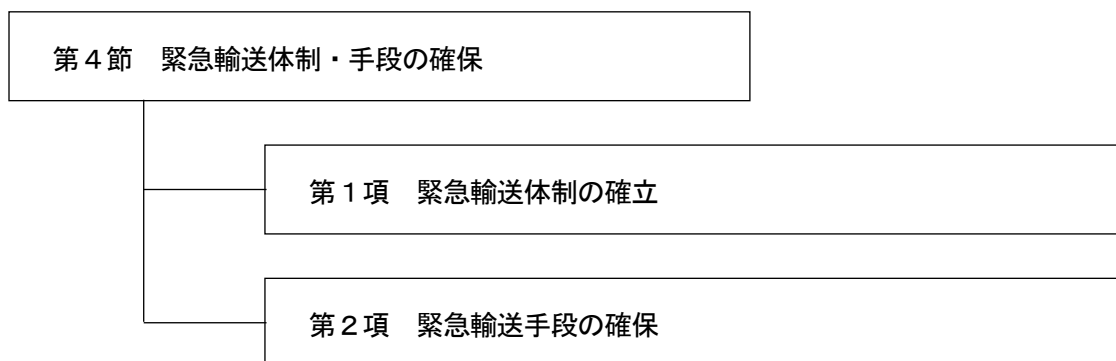
医療機関の応急復旧に必要な自家発電用の燃料や水等について、関係機関に対して優先供給を依頼します。

第4節 緊急輸送体制・手段の確保

【主担当班等】

総務班、本部事務局、建設班、産業・輸送班

南海トラフ巨大地震等による大規模地震が発生した場合、大きな被害が想定され、災害応急対策活動に多くの救援・救急活動要員、救援用物資、応急復旧用資機材等が必要となるため、町は、これらの人員・物資等の緊急輸送手段及び輸送ネットワーク体制を確保します。



第1項 緊急輸送体制の確立

1 実施責任者

災害時における緊急輸送は、町長の指示により災害応急対策を行う各班が行い、配車等総合調整は総務班が行います。

また、町において処理できないときは、県紀北地域活性化局に車両その他の輸送力の確保、あるいは輸送、移送についての応援等を要請します。

2 輸送の方法

輸送の方法は、災害の程度、輸送物資の種類、数量、緊急度並びに現地の交通施設等の状況を勘案して、次のうち最も適切な方法により行います。

- (1) 貨物自動車、乗合自動車及び乗用自動車による輸送
- (2) ヘリコプター等による輸送
- (3) 船舶等による輸送
- (4) 賃金職員等による輸送

3 輸送の対象

災害時における応急対策は、時間の経過により状況が変化するため、輸送対象についても以下のような段階的な対処を基本に、優先順位を設けて実施します。

(段階的な輸送の対象)

第1段階	(1) 救助・救急活動、医療活動の従事者、医薬品等人命救助に要する人員、物資 (2) 消防、水防活動等災害の拡大防止のための人員、物資 (3) 災害対策要員、情報通信、電力、ガス、水道施設保安要員等初動の応急対策に要する人員、物資等 (4) 医療機関へ搬送する患者等 (5) 緊急輸送に必要な道路や防災上の拠点となる施設の応急復旧、交通規制等に要する人員及び物資
第2段階	(1) 第1段階の続行 (2) 食料、水等生命の維持に必要な物資 (3) 被災地外へ搬送する患者及び被災者 (4) 輸送施設（道路、港湾、漁港、ヘリポート等）の応急復旧等に要する人員及び物資
第3段階	(1) 第2段階の続行 (2) 災害復旧に要する人員及び物資 (3) 生活必需品

4 町内体制の確立

(1) 町内の緊急輸送体制の確立

本町においては、長島港が救援物資等の備蓄・集積拠点として、またそれにつながる道路が緊急輸送道路として指定されています。災害時には優先して緊急時の通行確保に努めます。町は、次の施設を指定・確保して、県が指定する緊急輸送道路ネットワークとの整合を図りながら、防災上の拠点施設を結ぶ町内の緊急輸送体制を確立します。

ア 町災害対策本部

イ ヘリコプター臨時離着陸場

ウ 救援物資の集積場所

資料編 「緊急輸送道路一覧」(P. 資7-7) 参照
「ヘリコプター臨時離着陸場一覧」(P. 資7-1) 参照

(2) 緊急輸送道路

町の基幹道路及び(1)の施設を結ぶ道路等を緊急輸送道路として指定し、第3部3第2章第1節「交通・輸送機能の確保」により、交通規制を実施するなど、必要な措置をとります。

第3部3第2章第1節「交通・輸送機能の確保」(P. 3-95) 参照

第2項 緊急輸送手段の確保

1 陸上輸送

(1) 町保有車両の活用

町が保有する車両の適正配置に努め、効率的な輸送を実施します。

資料編 「町有車両一覧」(P. 資7-4) 参照

(2) 民間保有車両等の借り上げ

各班からの要請により、町有のものだけでは不足する場合又は不足が予想される場合は、総務班は直ちに他の公共団体・輸送業者等に属する自動車、営業車あるいは自家用の自動車の確保を図ります。

(3) 費用の基準

輸送業者による輸送あるいは車両の借り上げは、本県の地域における慣行料金（国土交通省の認可を受けている料金以内）によるものとします。

2 海上輸送

町は、船舶による海上輸送が必要な場合には、以下の対策を行います。

- (1) 関係機関と協議の上運航拠点別に輸送力及び港湾倉庫等を確保します。
- (2) 必要に応じ、県災害対策本部を通じて、自衛隊、海上保安庁に海上輸送の出動要請をします。
- (3) 船舶保有者に協力を求めて対応します。

3 空中輸送

ヘリコプターによる空中輸送が必要な場合には、本章第5節「ヘリコプターの活用」により、県等に対して支援を要請します。

4 人力による輸送

- (1) 車両等による輸送が困難な場合は、町災害対策本部本部長の指示により、輸送隊を組織して人力による輸送を行います。
- (2) 輸送人員が不足する場合は、賃金職員等の雇用を含め輸送を確保します。

5 従事命令による輸送

一般の方法により自動車等輸送力の確保ができないときは、従事命令を執行して輸送を確保します。

従事命令は、次の者に対して行います。

- (1) 鉄道事業者及びその従事者
- (2) 自動車運送事業者及びその従事者
- (3) 船舶運行事業者及びその従事者
- (4) 港湾運送業者及びその従事者

6 燃料の確保

町災害対策本部は、緊急通行車両等の燃料を確保に努めます。

7 道路情報の収集・伝達

町災害対策本部は、交通渋滞や交通規制等道路情報を広く収集し、緊急通行車両の運転者等に提供します。

8 救助法が適用された場合

資料編に「災害救助法による救助の程度、方法及び期間」早見表として掲げています。

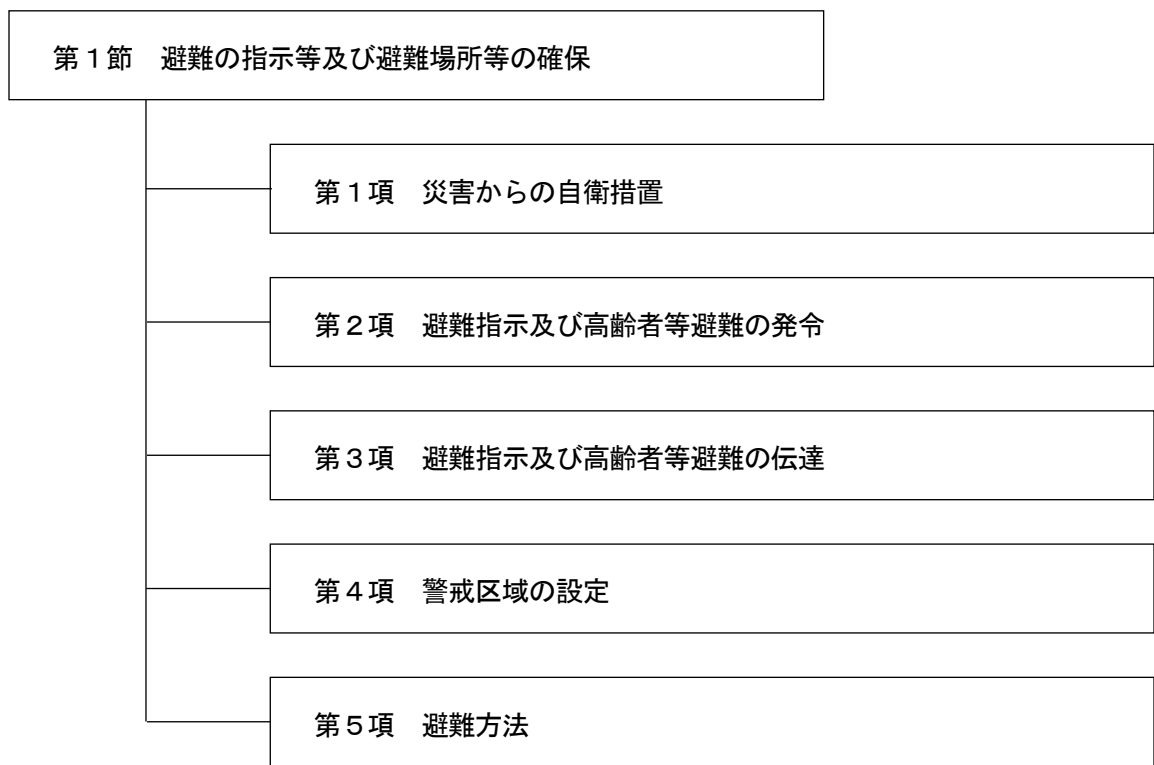
資料編 「災害救助法による救助の程度、方法及び期間」早見表（P. 資10-4）参照

第3章 避難及び被災者に対する応急対策

第1節 避難の指示等及び避難場所等の確保

【主担当班等】
各班共通

南海トラフ巨大地震等による大規模地震発生時には、多数の被災者が生じることが想定されるため、町及び防災関係機関等は、迅速かつ的確な避難誘導を実施し、人命被害の軽減を図ります。特に、津波来襲時における避難対象地域の住民等に対しては、あらゆる手段を尽くして避難の指示を徹底します。



第1項 災害からの自衛措置

1 住民等の自主避難と避難行動の促進

- (1) 住民等は、津波警報が発表されたときや大規模な地震が発生したときは、停電等で情報が入手できない場合でも身の安全を第一に自主的に避難します。
- (2) 避難にあたっては、地域の「災害時の避難行動計画」に沿って、周辺の住民に“声かけ”をし、避難を促しながら、速やかに安全な避難誘導により、避難場所に避難します。
- (3) 地域の「災害時の避難行動計画」に沿って、可能な範囲で要配慮者への災害情報の伝達及び

避難の支援に努めます。

第2部2章第2節第5項「住民等が取り組む避難対策の促進」（P. 2-30）参照
 第2部第3章第6節第1項「災害時要援護者の避難行動支援」（P. 2-44）参照

第2項 避難指示及び高齢者等避難の発令

1 本部長（町長）による発令

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、その必要が認められるときは、町長は、立退きを指示します。

- (1) 本部長（町長）は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、その必要が認められるときは、基本法第60条により、避難対象地域に対し、高齢者等避難、避難指示を発令します。発令を行った場合、本部長（町長）は、速やかにその旨を知事に報告するものとします。
- (2) 本部長（町長）不在時における避難指示及び高齢者等避難の発令は、町災害対策本部の職務代理の順位により行うものとします。発令の解除についても同様とします。
- (3) 発令の基準は、次の「紀北町避難情報に関するガイドライン」により、適切な発令を行います。

避難指示等の発令基準（津波）

種 別	発令基準
高齢者等避難	避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要する者に避難のための立退きを勧め又は促すもの。それ以外の者は、避難の準備を開始。 ①遠地震に関する情報（遠地で発生した地震による津波の場合）が発表され、被害が予想される場合。 ②その他本部長が必要と判断したとき。
避難指示	被害の危険が切迫している場合等に発せられ、「勧告」よりも拘束力が強く、居住者等を避難のため立ち退かせるためのもの。 ①津波予報区「三重県南部」に「大津波警報」、「津波警報」が発表された場合。 ②強い揺れ（震度4程度以上）を体感した又は長い時間ゆっくりとした強い揺れを体感した場合で、情報伝達システムの異常等により「大津波警報」、「津波警報」が伝達されない場合（津波による甚大な被害が発生するおそれがあると認められる場合） ③南海トラフ地震臨時情報が発表されたときで、本部長（町長）が必要と判断したとき。

(注) 「紀北町避難情報に関するガイドライン」

※ 津波による災害の発生、又は発生するおそれがある場合は、危険地域からの一刻も早い避難が必要であることから、基本的には「避難指示」を発令します。

避難指示及び高齢者等避難の類型

種 別	発令時の状況	住民に求める行動
高齢者等避難	<ul style="list-style-type: none"> 避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が高まった状況。 	<ul style="list-style-type: none"> 避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要する者は、計画された避難場所等への避難行動を開始（避難支援者は支援行動を開始）。 上記以外の者は、家族等との連絡、非常持出品の用意等、避難準備を開始。
避難指示	<ul style="list-style-type: none"> 通常の避難行動ができる者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が明らかに高まった状況。 前兆現象の発生や現在の切迫した状況から、人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況。 堤防の隣接地等、地域の特性等から人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況。 人的被害が発生した状況。 	<ul style="list-style-type: none"> 通常の避難行動ができる者は、計画された避難場所等への避難行動を開始。 避難指示等の発令後で避難中の住民は、確実な避難行動を直ちに完了する。 未だ避難していない対象住民は、直ちに避難行動に移るとともに、そのいとまがない場合は生命を守る最低限の行動。

(注)「紀北町避難情報に関するガイドライン」

2 町長以外の発令措置

(1) 知事の指示

災害の発生により町の行政機能が著しく低下し、町長が避難指示等を行うことができなくなったときは、町長に代わって知事が避難指示等を行います。

(2) 警察官又は海上保安官の発令措置（基本法第61条）

ア 町長が指示できないと認められるとき又は町長から要求があったときは、町長の職権による発令措置を行います。なお、町長の職権を行った場合には、直ちにその旨を町長に通知するものとします。

イ 災害による危険な事態がある場合、警察官は、その場の危険を避けるため、その場に居合わせた者を避難させます（警察官職務執行法第4条）。この場合、その旨を公安委員会に報告します。

ウ 災害による危険を防止するため特に必要がある場合において、町長等が現場にいないとき、又は町長から要求があったときは、警察官は、警戒区域を設定します。この場合、直ちにその旨を町長に通知します。

エ 海上保安官は、警察官の措置に準じます。

(3) 地すべりのための指示

ア 地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるときは、知事又はその命を受けた

吏員は、立退きを指示します。

イ この場合、当該区域を管轄する警察署長にその旨を通知します。（地すべり等防止法第25条）

ウ 余震あるいは降雨等による二次的な水害・土砂災害等の危険がないか可及的速やかに土砂災害警戒区域のパトロールを実施し、その結果危険性が高いと判断された箇所については、不安定土砂の除去、仮設防護柵等の応急対策を行うとともに、町防災関係機関へ連絡します。

エ ただし、津波等により作業に従事する者の安全が確保できない場合はこの限りではなく、直ちに避難をすることを優先します。

（4）自衛官の措置

災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、災害により危険な事態が生じた場合で、警察官がその場にはいないときは、その場の危険を避けるため、その場にいる者を避難させることがあります（自衛隊法第94条）。

3 発令の内容

避難の指示は、次の内容を明示します。ただし、津波による被害が予想される地域への発令は、避難への呼びかけを優先します。

- ア 要避難対象地域
- イ 避難先
- ウ 避難理由
- エ 避難経路
- オ 避難時の注意事項等

第3項 避難指示及び高齢者等避難の伝達

1 避難指示等の周知徹底

避難指示及び高齢者等避難を発令したとき、又はその通知を受けたときは以下のとおり避難の周知徹底を図ります。

（1）関係機関相互の通知及び連絡

第1章第3節「通信機能の確保」に定めるとおり、関係する各機関に通知、連絡し、住民等への避難指示等の徹底を図るための協力態勢を速やかに構築します。

第4部地震・津波対策1第1章第3節「通信機能の確保」（P. 4-14）参照

（2）住民等への周知

第1章第5節「地震・津波情報等の収集・伝達」に定めるとおり、関係機関と協力して、以下の手段その他の実情に即した方法で、その周知徹底を図ります。

第4部第1章第5節「地震・津波情報等の収集・伝達」P. 4-24）参照

- ア 防災行政無線（同報系）による周知
- イ 消防車、広報車による周知（ただし、津波被害のおそれのある地区には立ち入らない。）
- ウ CATVのテロップ・緊急放送による周知
- エ 三重県防災ヘリコプターの活用による周知（県への支援要請）
避難の周知につき必要と認められる場合は、県災害対策本部に対し、三重県防災ヘリコプ

ターの要請をすることができます。

オ 放送関係機関への放送要請（県を通じて）

避難の周知につき必要と認められる場合は、県災害対策本部に対し、放送関係機関への放送を要請します。

カ エリアメール等による周知

(3) 要配慮者への配慮

高齢者、障がい者、外国人等の要配慮者等、特に配慮を要する者に対する避難情報の提供に努めます。

2 警鐘・サイレンによる避難の信号

災害により危険区域内の居住者に避難のため立ち退くべきことを知らせる信号は、次によるものとします。

警	鐘	乱		打
余	い	1分	1分	1分
サイ	レン	5秒	5秒	
信号				

信号にあたっては、適当な時間継続するものとし、必要に応じて、警鐘信号とサイレン信号を併用します。

3 避難に係る消防機関・消防団等の活動

消防機関は、災害からの円滑な避難のため、次の事項を重点として必要な措置を行います。

ただし、津波等により活動に従事する者の安全が確保できない場合はこの限りではなく、直ちに避難することを優先します。

- (1) 災害情報の収集・伝達
- (2) 避難誘導
- (3) 救助・救急等

4 避難指示の解除

町長並びに避難指示者は、避難指示の解除にあたっては、十分に安全性の確保に努めるものとします。

第4項 警戒区域の設定

1 実施者

- (1) 本部長（町長）、町職員（基本法第63条）
- (2) 消防団長、消防団員、消防職員（水防法第21条）
- (3) 消防吏員、消防団員（消防法第28条）
- (4) 警察官（前記の法に定める各実施者が、現場にいない場合又は依頼された場合）
- (5) 自衛隊法第83条第2項の規定により災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官（基本法第63条第3項、町長又はその職権を行う者がその場にいない場合に限る。）

2 警戒区域設定の内容

「警戒区域の設定」とは、必要な区域を定めてロープ等によりこれを明示し、その区域への立入を制限、禁止、又はその区域から退去を命ずることをいいます。警戒区域の設定が避難の指示

と異なる点は、次の3点です。

- (1) 避難の指示が对人的にとらえて指示を受ける者の保護を目的としているのに対し、警戒区域の設定は、地域的にとらえて、立入制限、禁止、及び退去命令によりその地域の住民の保護を図ろうとするものです。
- (2) 警戒区域の設定は、避難の指示より災害が急迫した場合に行使される場合が多い。
- (3) 避難の指示についてはその罰則規定がないのに対し、警戒区域の設定は罰則規定があります。

3 住民等への周知及び避難先の指示

警戒区域の設定を行った場合は、避難の指示と同様、関係機関及び住民に対してその内容を周知し、避難先を指示します。

第5項 避難方法

1 対象とする避難者

- (1) 災害によって現に被害を受けた者
 - ア 住宅が全焼、流出又は半壊等の被害を受け、日常起居する住居の場所を失った者
 - イ 現に災害に遭遇し、速やかに避難しなければならない者
- (2) 災害によって現に被害を受けるおそれがある者
 - ア 避難の指示が行われた場合
 - イ 避難の指示は行われていないが、緊急に避難することが必要である場合
- (3) 帰宅困難者（通勤者・旅行者等）

帰宅が困難になった者が町内に滞留した場合、避難誘導し、避難所等を確保します。
- (4) 在宅避難者

避難所に入れない人々や、自宅の被害はまぬがれたもののライフラインの停止等により生活できない人々（在宅被災者）等を含みます。
- (5) その他本部長が必要と認めた者

2 避難所等への避難誘導

避難誘導においては、各地区の「災害時の避難行動計画」等に基づく速やかな避難がなされるよう誘導します。

- (1) 避難の順序

指定緊急避難場所から指定避難所への誘導にあたっては、要配慮者を優先して行います。

その際、要配慮者の情報把握については避難行動要支援者名簿及び個人避難計画等を使用し、行うものとし、作成していない場合は、社会福祉施設関係者等を含め、民生委員や地域住民と連携して行います。

第2部第3章第6節「災害時要援護者の対策」P. 2-44) 参照

- (2) 移動方法

避難は、自力歩行を原則とし、避難者が自力により避難が不可能な場合に限り、車両、船艇等によって行います。

一般の歩行可能な人の避難における車両利用は、地区ごとの特性による「災害時の避難行動計画」等で地域の合意形成がなされている場合については、車両での避難を含め誘導します。
- (3) 避難者の大規模移送

ア 被災地が広域で大規模な立退き移送を要し、町において措置できないときは、町は県地方部に、避難者移送を要請します。

イ 事態が急迫しているときは、町は、直接隣接市町、警察署等に連絡して実施します。

(4) 携帯品の制限

避難誘導者は、避難立退きにあたっての携帯品を必要最小限にするよう指示するなど、円滑な避難がなされるよう指導します。

(5) 広域避難の実施

避難先を町内の避難所とすることが困難であり、かつ、避難者の生命又は身体を災害から保護するため当該避難者を一定期間他の県内の市町に滞在させる必要があるときは、その受入れについて町は避難先の市町と協議します。また調整が困難な場合は、三重県知事に協議を要請します。

なお、避難者の受入れを他の都道府県の市町村へ要請する必要がある場合は、避難先の市町村が所在する都道府県との協議を三重県知事に要求します。

第2節 要配慮者対策

【主担当班等】

医療・救助班

要配慮者は、災害の発生や危険が迫っていることの認知、安全な場所に避難すること、避難先での生活を続けることなどに大きな困難が生じるため、要配慮者への支援を迅速、適切に実施します。

第2節 要配慮者対策

第1項 災害発生直後の支援

第1項 災害発生直後の支援

1 要配慮者の避難誘導等

(1) 安否確認

ア 災害発生後、地域住民や自治会、自主防災組織は、あらかじめ定められた各地区の「災害時の避難行動計画」等に基づき、速やかに在宅高齢者、障がい者等の要配慮者の安否情報、所在の確認に努めます。

イ 社会福祉施設の管理者は、あらかじめ定めた避難誘導方法等に従い、発災後速やかに施設の入所者、利用者の安全を確保し、安否の確認・所在の把握に努めます。

(2) 避難所等への誘導

地域住民や自治会、自主防災組織は、町、防災関係機関、社会福祉協議会、関係団体、地域ボランティア等と協力し、必要とされる要配慮者を避難所等へ誘導します。

(3) 要配慮者窓口の設置

町は、避難所を設置する場合には、要配慮者窓口を設置し、きめ細かな情報提供や支援体制の強化を図ります。

2 避難所等での要配慮者対策の推進

(1) 避難所等における要配慮者のニーズ把握と運営

避難所を開設した場合、避難所運営マニュアルを活用し、聞き取り調査等により要配慮者の状況とニーズを把握し、避難所内での移動の円滑化、障がい者用仮設トイレの設置等、要配慮者に配慮した運営を行います。

(2) 福祉避難所等への避難の実施

体調や支援の状況等を総合的に判断して、避難所での生活が困難な要配慮者については、適切な福祉サービスが可能な社会福祉施設等の福祉避難所へ移送します。

(3) 要配慮者の生活の場を確保

福祉避難所を開設できない場合又は不足する場合は、町営住宅、公共の宿泊施設の活用とともに、応急仮設住宅を優先的に確保し、要配慮者の生活の場を確保します。

3 要配慮者の支援活動

(1) 要配慮者に配慮した食料・物資等の供給

町は、居宅、避難所、応急仮設住宅等において、生活関連情報、保健福祉サービス、医療サービス等の情報提供を行うとともに、個々の要配慮者ニーズに応じた食料・物資等についても可能な限り確保・供給に協力します。

(2) 在宅の要配慮者への支援

町は、在宅での生活が可能と判断された要配慮者については、その生活実態を的確に把握し、在宅福祉サービス等の継続的な提供に努めます。

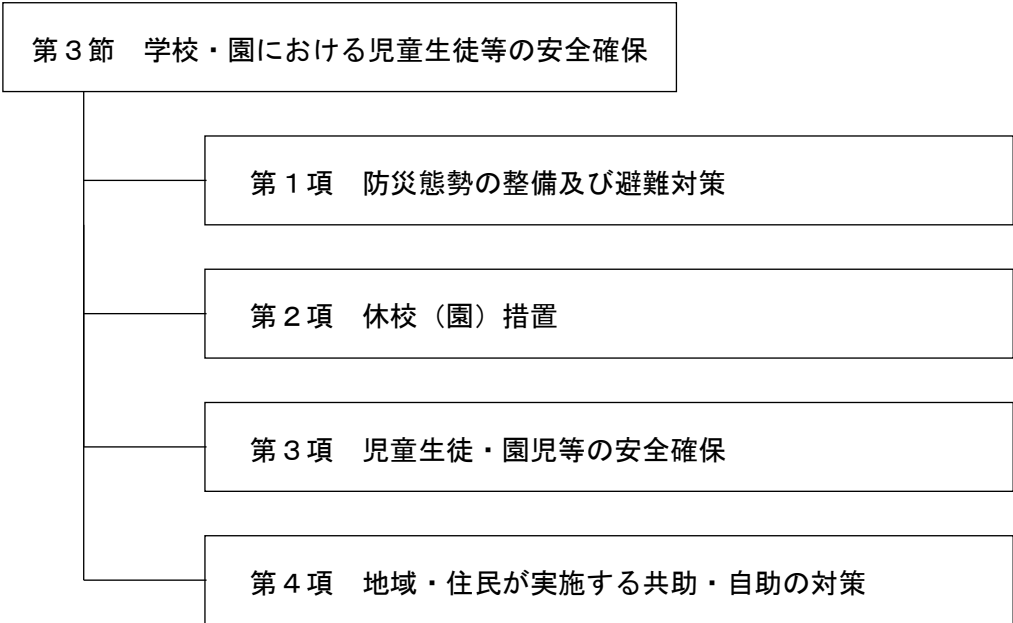
4 外国人支援

外国人の被災・避難状況の確認に努めるとともに、外国人が避難する避難所で、多言語での情報提供、相談等の実施や、国際交流関係団体、NPO等の協力を得て通訳・翻訳ボランティア等の確保と協力を努めます。

第3節 学校・園における児童生徒等の安全確保

【主担当班等】
医療・救助班、教育班、学校・園の実施責任者

地震の発生又は津波警報発表時は、児童生徒・園児等の安全確保を最重要な活動方針とし、学校・園における災害対策の周知徹底と防災訓練の強化により、教職員・保育士等は迅速かつ適切な行動を行います。
また、学校・園に避難行動要支援者がいる場合は、その救出を優先します。



第1項 防災態勢の整備及び避難対策

保育所、幼稚園及び学校における園児、児童、生徒の集団避難については、次の避難計画のとおりとし、慎重にして安全な避難を実施します。

1 防災態勢の整備

実施責任者は、小・中学校は校長、幼稚園は園長、保育所は所長とします。

2 避難誘導の要領、措置

- (1) 実施責任者は、状況判断の下、保育所、幼稚園及び小・中学校の避難計画をもとに避難を実施します。
- (2) 実施責任者は、避難誘導の状況を保育所にあつては町長に、幼稚園、小・中学校にあつては教育長に報告します。
- (3) 災害時には、人命尊重を第一に考えて行動します。

第2項 休校（園）措置

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、学校・園は、休校（園）等の措置をとります。

第3項 児童生徒・園児等の安全確保

1 在校（園）時の安全確保

（1）児童生徒・園児等の避難

小中学校及び幼稚園・保育所は、災害の発生、又は予報・警報発表等により、校・園内にとどまることが危険であると判断したときは、直ちに教職員・保育士等全教職員で児童生徒・園児等を掌握し、あらかじめ定める避難場所へ児童生徒・園児等を避難させます。

（2）児童生徒・園児等の安否確認

児童生徒等の安全が確保された場合は、直ちに点呼等により児童生徒・園児等並びに教職員・保育士等の安否確認を行い町災害対策本部に対し安否情報を報告するとともに、行方不明者等がいる場合は警察、消防等に通報します。

2 登下校（園）時の安全確保

（1）在校（園）している児童生徒・園児等の避難

小中学校及び幼稚園・保育所は、児童生徒・園児等の登下校（園）時に人的・物的被害が見込まれる災害が発生した場合、教職員・保育士等で手分けし、直ちに在校（園）している児童生徒・園児等及び学校（園）に避難してきた児童生徒・園児等を掌握し、避難が必要と判断される場合は、あらかじめ定める避難場所へ児童生徒・園児等を避難させます。

（2）登下校（園）中の児童生徒・園児等の安否確認

あらかじめ定めた登下校（園）時の情報収集伝達方法、保護者との連絡方法等により、登下校（園）中の児童生徒・園児等の安否確認を行い、町災害対策本部に対し安否情報を報告するとともに、行方不明者等がいる場合は警察、消防等に通報します。

3 夜間・休日等における児童生徒等の安否確認

（1）校長及び教職員の参集等

小中学校の校長及び学校防災計画であらかじめ指定された教職員は、災害発生を確認次第、参集基準に従い登校し、施設が被災している場合には応急措置を行う等被害の拡散防止に努めます。

（2）児童生徒・園児等への連絡による安否確認

災害により地域に人的・物的等の被害が見込まれる場合は、児童生徒・園児又はその保護者等に連絡をとり、安否及び所在を確認し、町災害対策本部に対し安否情報を報告するとともに、行方不明者等がいる場合は警察、消防等に通報します。

4 学校・園の施設の被害状況の把握と公表

（1）町災害対策本部は、小中学校及び幼稚園・保育所の人的被害及び施設の被害状況を各学校・園から収集し、整理します。

（2）児童生徒・園児等の保護者に対し、メール等を活用して安否情報や避難状況等を提供するとともに、ホームページ等により施設の被害状況等の公表に努めます。

第4項 地域・住民が実施する共助・自助の対策

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、地域住民や自治会、自主防災組織等は、小中学校・園等と協働し、地域社会全体で児童生徒・園児等の安全確保に努め、総力を傾けて児童生徒・園児の救出・救助にあたります。

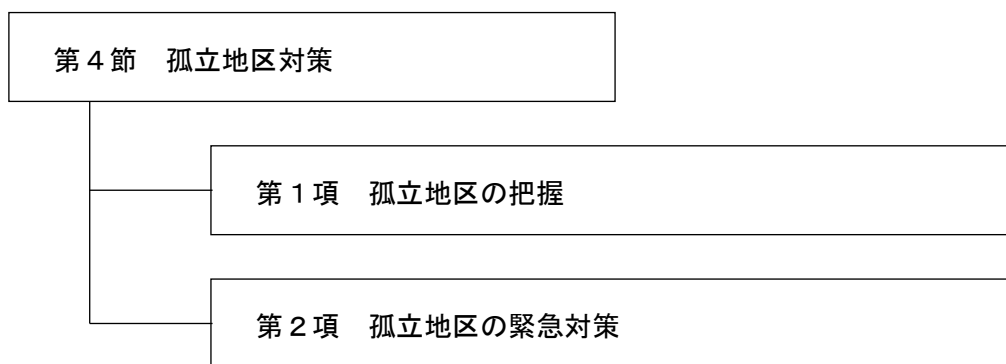
第4節 孤立地区対策

【主担当班等】

本部事務局、救護・物資班、建設班、消防班

南海トラフ巨大地震等による大規模地震発生時には、津波による浸水、流出物の堆積、道路構造物の損傷、道路への土砂堆積等により、道路交通及び海上交通による外部からのアクセス（四輪自動車での通行可能かどうかを目安）が途絶し、人の移動・物資の流通が困難もしくは不可能となる孤立地区の発生が予想されます。

町は、孤立地区の発生を迅速に把握するとともに、ヘリコプター、船舶等により傷病者の搬送、集団避難、食料・物資の供給など必要な対策を実施します。



第1項 孤立地区の把握

1 孤立地区の初動調査及び通信・連絡手段の確保

町災害対策本部は、一般電話、携帯電話等を用いて孤立が予想される地区の確認を行います。通信遮断により孤立が予想された場合は、町職員・消防団員の派遣を行い、地域の自主防災組織との連携を図るとともに、情報収集に努め、道路状況の確認、孤立状況の調査等を実施し、防災行政無線、衛星携帯電話等により町災害対策本部に情報伝達するよう努めます。

2 県及び関係機関への孤立地区偵察の要請

町災害対策本部は、県、自衛隊等の関係機関との連携を密にし、孤立地区の状況が把握できない場合、防災ヘリコプター等の出動要請を行い、空中からの偵察などにより、可能な限り孤立地区の状況を把握する手段を確保します。

第2項 孤立地区の緊急対策

1 孤立地区における緊急情報伝達手段の確保

地域の自主防災組織・住民は、災害発生時に有効とされる防災行政無線、衛星携帯電話等の通信手段が絶たれた場合、地上に文字を書く等による情報伝達手段を用い、救助・救急の情報伝達を行います。

2 救助・救出

災害被害等により重傷者が発生した場合、町災害対策本部は、防災ヘリコプター等による

傷病者の救急搬送や災害派遣医療チーム（DMAT）の派遣要請を行います。

3 地区外避難

（1）避難行動要支援者の地区外避難

町災害対策本部は、避難行動要支援者が速やかに孤立地区外へ避難できるよう、連絡体制及び移動手段を整え、受入先を確保します。

（2）集団避難の勧告

孤立地区において、二次災害のおそれやライフラインの途絶、食料・物資の不足等により、地区内で生活が困難な場合は、本部長は、地区全員の集団避難を勧告します。その場合は、ヘリコプター、船舶などの輸送手段を要請・確保します。

（3）防犯対策パトロールの実施

集団避難を完了した後は、防犯対策等のため、必要に応じてパトロールを実施します。

4 緊急支援物資の確保・搬送

（1）ヘリコプター等による搬送

食料品、物資等が不足する場合、本部長は、地区住民の生活維持のため、ヘリコプター等による飲料水、食料品、生活必需品等の搬送を要請・実施します。

（2）孤立地区内及び周辺でのヘリコプター適地の確保

町は、県、自衛隊等の関係機関と協議し、孤立地区内又は周辺でヘリコプター適地を確保します。

防災対応離着陸場の設置基準（参考）

○防災対応離着陸場の設置基準

- ・災害時における緊急輸送活動のための物資、人員等の輸送であること。
- ・地面効果外ホバリング重量※の95%以下の重量で運航すること。
- ・操縦士の資格は、定期運送用操縦士又は、事業用操縦士であること。

※地面効果外ホバリング重量：ヘリコプターの直下に地面がなく、揚力が得られない状態でホバリングが可能な重量の限界値。

○防災対応離着陸場の基準の概要

離着陸帯	位置及び方向	原則として地上に設定する。 ただし、周囲の環境条件によりやむを得ない場合は15メートルの高さを限度とする仮想離着陸地帯を設定することができる。
	長さ及び幅	長さ及び幅は、使用機の全長に20メートルを加えた値以上とする。 ただし、全長が20メートル以上の使用機については全長の2倍以上とする。
	表面	接地帯を除き、30cm程度までの高さを限度としてできるだけ平坦であること。
	接地帯	長さ及び幅は、使用機の全長以上であること。 表面は十分に平坦であり、最大縦断こう配及び最大横断こう配は5%であること。 使用機の運航に十分耐える強度を有するものであること。
進入区域及び進入表面	進入区域及び進入表面は、原則として別図（次ページ参照）のとおりとする。ただし、進入経路と出発経路が同一方向に設定できない場合は、進入方向交差角を90度以上とすることができる。進入表面のこう配は4分の1以下とし、同表面の上に出る高さの物件がないこと。	
転移表面※	設定する必要なし。	
その他	仮想離着陸地帯を設定した場合には夜間の使用は不可	

※転移表面：着陸しようとするヘリコプターが着陸帯への進入を誤ったとき脱出の安全を確保するための表面。

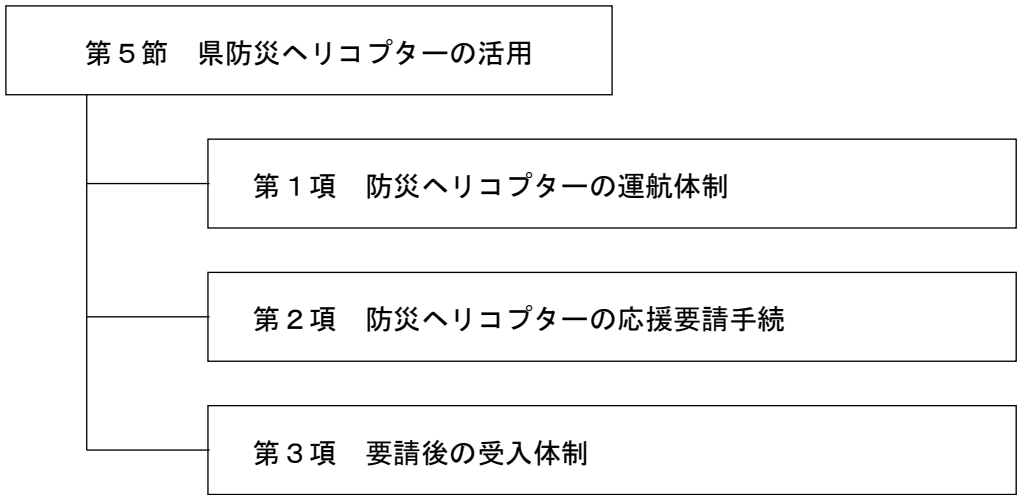
出典：「孤立集落対策について（概要）国土交通省」より

（航空法、航空法施行規則、場外離着陸許可の事務処理基準より作成）

第5節 県防災ヘリコプターの活用

【主担当班等】
本部事務局、三重紀北消防組合

南海トラフ巨大地震等による大規模地震発生時には、道路が寸断され孤立する地域が発生することが想定されます。より迅速かつ的確に対応をするため県防災ヘリコプターの有効活用を図ります。



第1項 防災ヘリコプターの運航体制

防災ヘリコプターは、「三重県防災ヘリコプター運航管理要綱」及び「三重県防災ヘリコプター緊急運航要領」の定めるところにより、町及び三重紀北消防組合が運航を要請します。また、緊急を要する場合は、町及び三重紀北消防組合の要請の有無にかかわらず出動し、目視による情報収集のほか、ヘリコプターテレビ電送システムを用いた情報収集活動を行い、効果的な被害情報の収集及び共有を行います。

第2項 防災ヘリコプターの応援要請手続

町長等は、知事に対し防災ヘリコプターの応援要請を次のとおり行うものとします。

1 応援要請の原則

現に災害が発生し、又は発生するおそれのある場合で次のいずれかに該当するとき、町長、三重紀北消防組合消防長は応援を要請するものとします。

- (1) 災害が、隣接市町に拡大し、又は影響を与えるおそれのある場合
- (2) 町、三重紀北消防組合の消防力によっては、防御が著しく困難と認められる場合
- (3) その他救急搬送等、緊急性があり、かつ防災ヘリコプター以外に適切な手段がなく、防災ヘリコプターによる活動が最も有効な場合

2 応援要請方法

知事（防災対策部災害対策課）に対する応援要請は、電話等により、次の事項について連絡を行うものとしますが、事後速やかに防災ヘリコプター緊急運航要請書を知事に提出します。

- (1) 災害の種別
- (2) 災害発生の日時、場所及び被害の状況
- (3) 災害発生現場の気象状況
- (4) 災害現場の最高指揮者の職名、氏名及び連絡方法
- (5) 場外離着陸場の所在地及び地上支援体制
- (6) 応援に要する資機材の品目及び数量
- (7) その他の必要事項

3 緊急応援要請要求連絡先

防災対策部災害対策課 防災航空隊 TEL 059-235-2558（緊急専用回線）
FAX 059-235-2557

第3項 要請後の受入体制

町は、県防災ヘリコプターの派遣を要請した場合には、県防災ヘリコプターが円滑に活動できるよう、直ちに次の準備等を行います。

- (1) 町の連絡責任者の決定
- (2) ヘリポートの確保
- (3) その他応援要請内容に応じた必要な措置

資料編 「防災ヘリコプター緊急運航要請書」(P. 資7-8) 参照 「ヘリコプター臨時離着陸場一覧」(P. 資7-1) 参照

第4部 地震・津波対策2（発災後の応急対策）

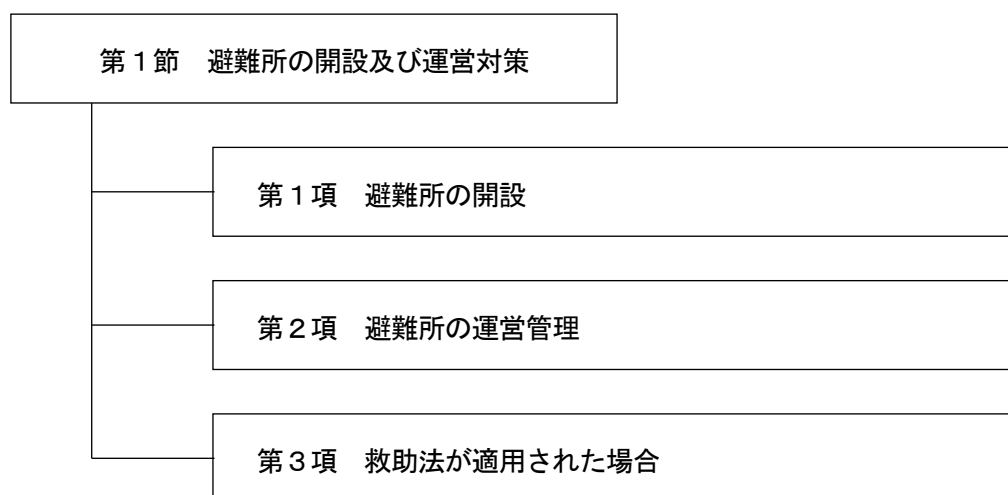
第1章 避難者支援等の活動

第1節 避難所の開設及び運営対策

【主担当班等】

各班共通

南海トラフ巨大地震等による大規模地震発生時には、多くの住宅が全焼壊、半焼壊することが想定されるため、要配慮者を始めとする避難者の一時的な生活を確保されるよう、町及び各地域の住民と地域団体並びにボランティア等が連携し、避難生活を適切に支援します。



第1項 避難所の開設

1 避難所に収容する対象者

住居が全壊（焼）、流失、半壊（焼）等の被害を受け、あるいは受けるおそれがあるため避難した者、道路の通行不能や交通機関の停滞などにより帰宅困難となった者を、一時的に避難所に収容します。

2 避難所の開設

(1) あらかじめ指定されている指定避難所については、避難所運営マニュアルに沿って避難所を開設します。

資料編「指定緊急避難場所及び指定避難所一覧（津波来襲時以外）」（P. 資4-1）参照
資料編「指定緊急避難場所及び指定避難所一覧（津波来襲時）」（P. 資4-3）参照

(2) 福祉避難所として利用可能な施設に福祉避難所を開設します。

(3) 必要に応じて、あらかじめ指定された施設以外の施設についても、土砂災害等の危険箇所等

に配慮しつつ、管理者の同意を得て避難所として開設します。

- (4) 高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦等の要配慮者に配慮して、被災地以外の地域にあるものも含め、旅館やホテル等を避難場所として借り上げる等、多様な避難場所の確保に努めます。
- (5) 災害の様相が深刻で、町内に避難所を設置することができないときには、知事及び関係市町長と協議し、隣接市町長に住民の収容を委託し、あるいは隣接市町の建物又は土地を借り上げて避難所を設置します。
- (6) 避難所を開設したときは、その旨を公示し、責任者を任命して、避難所に収容すべき者を誘導し、保護します。
- (7) 避難所に必要な設備及び資機材の配備、食料等生活必需品の調達、確保並びに職員の派遣を行います。
- (8) 避難所の開設及び避難の促進に際して、余震による建築物の倒産等から生ずる二次災害を軽減・防止するために、必要に応じて県と連絡し、避難所等の被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定を実施します。

3 設置報告及び収容状況報告

避難所を設置したときは、直ちに開設状況について、次により知事に報告します。

- (1) 避難所開設の日時及び場所
- (2) 箇所数及び収容人員
- (3) 開設期間の見込

第2項 避難所の運営管理

1 避難所の運営管理方針

避難所は、避難所運営マニュアルに沿って運営管理します。

2 運営管理の留意点

避難所の運営にあたっては次の点に留意して、適切な運営に努めます。

- (1) 避難所における情報の伝達、食料等の配布、清掃等について、避難者、住民、自主防災組織等の協力が得られるように努めるとともに、必要に応じて、県、他の市町に対し協力を求めるものとします。
- (2) 食料等の配布にあたっては、食事の配慮が必要な人をはじめ、年齢、性別のニーズの違いに対応できるよう、食の知識を有する管理栄養士などの活用を図ります。
- (3) 避難所の運営に積極的に女性の参画を求め、男女のニーズなどを考慮し、多様な視点等に配慮します。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努めます。
- (4) 避難所における生活環境に注意を払い、良好な生活の確保に努めるとともに、避難者のプライバシーの確保にも配慮するものとします。また、感染症予防に配慮した避難所運営に努めます。
- (5) 感染予防対策として、密閉空間・密集場所・密接場面を減らすことや一人あたりの占有スペースの確保、体調管理、ゾーン分け等に努めます。
- (6) 被災地、特に避難所においては、生活環境の激変に伴い、被災者が心身双方の健康に不調をきたす可能性が高いため、常に良好な衛生状態を保つよう努めるとともに、避難者の健康状態

を充分把握し、必要に応じて救護所を設けます。

- (7) 避難所の開設期間は、できる限り短期間となるよう努めます。
- (8) 避難者の住宅については、県と連携して速やかに被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定を実施し、必要に応じて応急修理を施すなどして、自宅における二次災害の発生の危険性が少ないと判定等された方の自宅避難を促進します。
- (9) 自宅に戻れない避難者についても、所要の応急保護をした後、縁故先のある者についてはできるだけ短期間に縁故先へ、その他の者についても応急仮設住宅や公営住宅、民間住宅等を斡旋する等の支援により移住を促し、できる限り短期間の開設となるよう努めます。
- (10) 帰宅困難者については、交通機関が停滞しているときは、一斉帰宅を抑制するとともに、状況に応じて、早期の帰宅の促進を検討します。
- (11) 避難所への愛玩動物の同伴、収容については、各避難所の施設能力及び状況、他の避難者への影響や衛生管理状態等を考慮するとともに、状況により「災害時動物救護活動に関する協定書」により公益社団法人三重県獣医師会紀州支部に応援を要請します。

資料編 「災害時動物救護活動に関する協定書」（P. 資8-52）参照

3 船舶の利用

大規模な災害により避難所が不足する場合、県災害対策本部に対し、一時的な避難施設として船舶の調達を要請することができます。

4 要配慮者への対応

町は避難所で生活する高齢者、障がい者等の要配慮者に対し、自主防災組織、ボランティア等の協力を得て、各種救援活動を行います。

- (1) 民生委員等が種々の相談を受け、必要な措置を関係機関に要請します。
- (2) 高齢者、障がい者等要配慮者について、必要と認められる者から順次、福祉避難所に移送し、心身双方の健康状態には特段の配慮を行い、常に良好な衛生状態を保つよう心がけます。
- (3) 必要に応じてホームヘルパーの派遣、車椅子の手配等を福祉事業者、ボランティア団体等の協力を得て実施するとともに、県の協力も得ながら、保健師、管理栄養士等専門職を派遣します。

資料編 「災害時における協力に関する基本協定書」P. 資8-26) 参照

第3項 救助法が適用された場合

資料編に「災害救助法による救助の程度、方法及び期間」早見表として掲げています。

資料編 「災害救助法による救助の程度、方法及び期間」早見表（P資10-4）参照

第4項 帰宅困難者対策

一斉帰宅の抑制

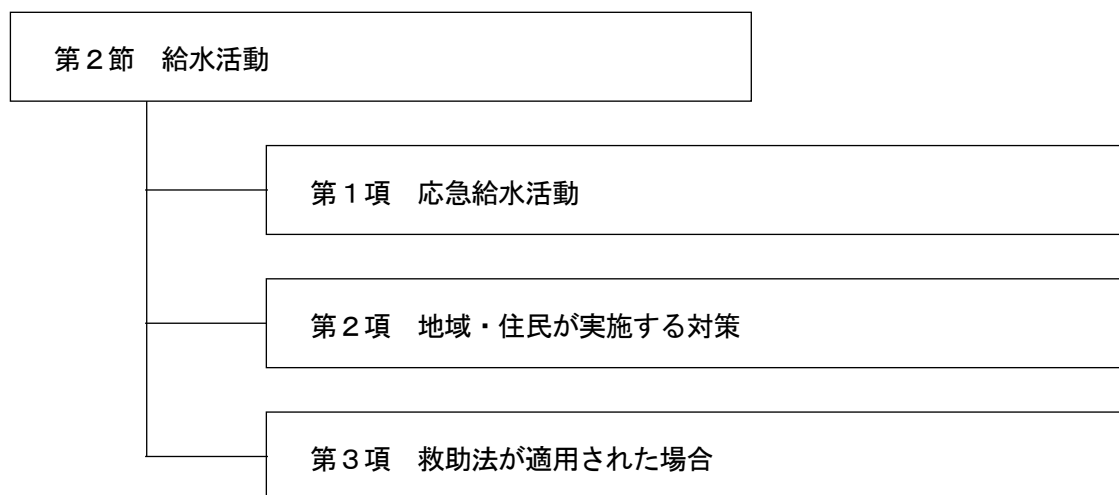
出勤時間帯や就業時間帯等に発災した場合、公共交通機関の運航停止による、帰宅困難者の発生と混乱を防止するため、企業等に、発災直後は従業員等をとどめる環境を整備するよう、一斉帰宅の抑制を働きかけます。

第2節 給水活動

【主担当班等】

水道班

南海トラフ巨大地震等による大規模地震発生時には、上水道施設が被害を被ることが想定されるため、断水等により飲料水を得られない被災者等に対する生活用水及び飲料水を迅速かつ適確に供給し、応急復旧対策を実施します。



第1項 応急給水活動

1 応急給水実施体制

- (1) 町は、地震が発生した場合において、給水活動及び施設等の応急復旧対策を実施するため、必要な資機材の緊急点検、整備及び配備等の準備を行います。
- (2) 町の保有資機材を活用し、職員の適正配置により実施します。
- (3) 町内の給水装置工事事業者等の協力を得て、必要な資機材及び人員の確保に努めます。
- (4) 町のみでその総力をあげても応急給水活動が困難なときは、県、市町及び水道供給事業者で構成される「三重県水道災害広域応援協定書」に基づき、支援を得て行います。
- (5) 町は災害時の生活用水の水源として、被災地付近の浄水場の貯留水を主体とします。
- (6) 不足する場合は、井戸水、自然水（川、ため池の水）、プール、受水槽、防火水槽等の水をろ過、滅菌して供給します。
- (7) 生活用水の水質検査については、県に要請し、公的検査機関等において直ちに実施するものとします。

資料編 「応急給水用資機材保有状況」（P. 資5-1）参照
 「給水計画一覧」（P. 資5-2）参照
 「三重県水道災害広域応援協定書」（P. 資8-12）参照

2 応急給水の実施

飲料水はおおむね次の方法によって供給します。

- (1) 給水の方法は、指定避難所、医療機関、学校、役場などの拠点給水とします。
- (2) 飲料水の確保
 - ア 給水する飲料水は、原則として水道水とします。
 - イ 被災地において、飲料水を確保することが困難なときは、被災地付近の浄水場等から給水車、容器等、（給水タンク、ポリタンク）により運搬供給します。
 - ウ 井戸水、自然水（河川等の水）、プール、防火水槽等の水をろ過後消毒し、水質検査を実施した上で、飲料水として適する場合のみ供給します。
 - エ 必要に応じて、町内の販売業者等からボトル入り飲料水を購入し、配給します。
- (3) 水道施設の復旧状況に応じて、仮設給水栓を設置するなど、順次、給水場所の拡大、給水量の増加を図ります。
災害発生からの日数別の応急給水目標水量は、以下を参考とします。

災害発生からの日数	目標水量	用途
～3日まで	1人1日3ℓ	生命維持に最低限必要な水量
～7日	1人1日20ℓ	炊事、洗面等最低限の生活水量
～14日	1人1日100ℓ	生活用水の確保
～28日	被災前給水量 (1人1日250ℓ)	応急復旧完了

3 広報活動

- (1) 災害時の広報活動

水道施設の被害状況等の必要な情報を速やかに提供することにより、町民の不安を軽減し、無用な混乱を未然に防止するとともに、応急対策の方針、進捗状況等を周知することにより、円滑な応急対策の実施を図ります。
- (2) 広報の主な内容
 - ア 施設の被害状況、復旧の見込
 - イ 断水地域、通水地域
 - ウ 応急給水の実施場所と方法
 - エ 復旧作業の基本方針
 - オ 水質についての注意事項
 - カ 情報提供等の協力要請
- (3) 広報の手段

広報の手段は、第7節「広報体制の確保と運用」によります。

地震・津波対策1第7節「広報体制の確保と運用」（P. 4-34）参照

4 応急復旧

- (1) 上水道施設が損壊した場合は、まず、取水施設の復旧を図るとともに、応急給水設備を設け、応急の給水体制を確立します。
- (2) 水道施設の復旧は、重要度、修理の可能性及び復旧工期等を勘案して、速やかに給水できるよう、最も効果的に修理し、また、復旧困難な箇所には、仮設配管を行い、仮設給水栓等から

給水し得るまでの復旧工事を行います。

5 給水のための応援要請

町内で飲料水の供給が困難になった場合には、「三重県水道災害広域応援協定書」に基づき、東紀州ブロックの代表の尾鷲市を通じて三重県水道災害対策本部に応援を要請します。

応援活動の主な内容は、次のとおりです。

- (1) 応急給水作業
- (2) 応急復旧作業
- (3) 応急給水及び復旧用資機材の供出
- (4) その他特に要請のあった事項

資料編 「三重県水道災害広域応援協定書」（P. 資8-12）参照

第2項 地域・住民が実施する対策

1 飲料水、生活用水の確保

- (1) 災害発生後7日分以上は自ら備蓄したものでまかなえるよう、各家庭での飲料水の確保に努めます。
- (2) 自家用井戸等がある場合には、生活用水として確保・利用します。

2 応急復旧対策

給水所の運営や給水所に設置されている仮設給水栓、給水タンク等の給水用資機材の維持管理について、地元自治会や地域住民が協力して行います。

第3項 救助法が適用された場合

資料編に「災害救助法による救助の程度、方法及び期間」早見表として掲げています。

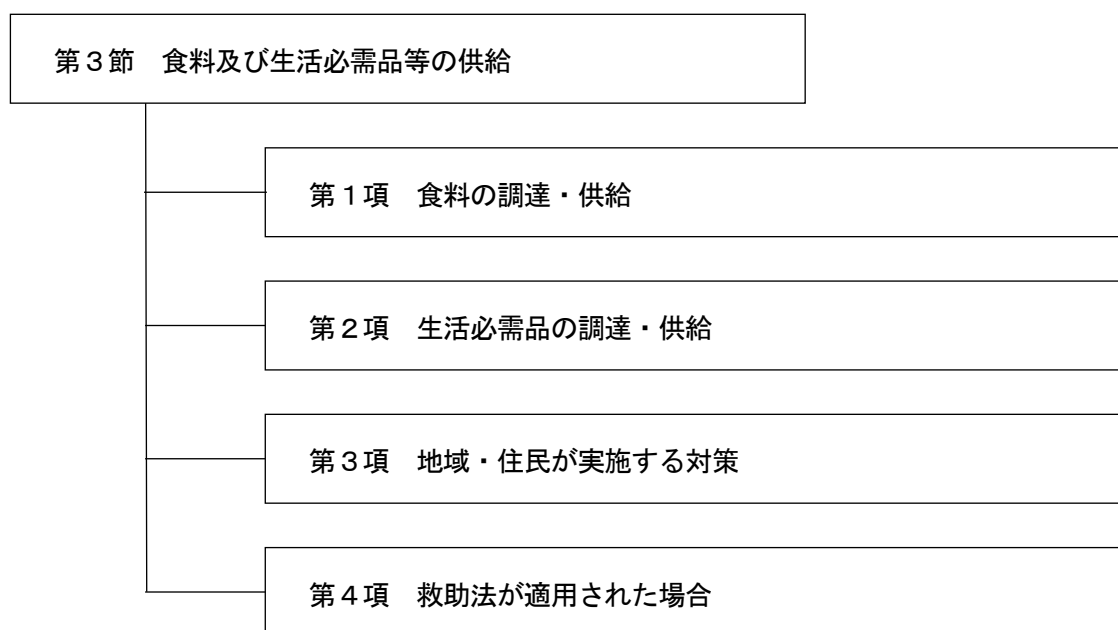
資料編 「災害救助法による救助の程度、方法及び期間」早見表（P. 資10-4）参照

第3節 食料及び生活必需品等の供給

【主担当班等】

救護・物資班、産業・輸送班

南海トラフ巨大地震等による大規模地震発生時には、自力では食料が確保できない被災者が多数発生するとともに、商業施設等も大きな被害を被ることが想定されるため、町は、食糧の確保が困難となった被災者に対し、速やかに食料の供給を行うとともに、日常生活に欠くことのできない被服、寝具、その他の衣料品等の生活必需品を給与又は貸与します。



第1項 食料の調達・供給

1 実施体制

- (1) 震災時における主食等の供与及び炊き出しは町長が実施するものとし、災害救助法が適用されたときは、知事の委任を受けて町長が実施するものとします。
- (2) 大規模災害により第一集積地の拠点が設置された場合においては、第一集積地の拠点からの輸送は町において行います。
ただし、町の災害時における主食等の供与及び炊き出しの供給が不可能であると判断された場合、県が食料の確保を行い、町に提供します。
- (3) 町内で対処できない場合には、「三重県市町災害時応援協定書」「三重県市町受援計画策定手引書」「四條畷市・紀北町災害応援協定」等により、協定締結市町に物資等の供給を要請します。

資料編 「三重県市町災害時応援協定書」（P. 資8-6）参照
「四條畷市・紀北町災害相互応援協定」（P. 資8-10）参照

2 炊き出しの実施及び食料の配分

- (1) 炊き出しの実施

ア 炊き出しは町災害対策本部の奉仕団等の協力により給食施設等既存の施設を利用して行うものとします。

なお、炊き出しの場所には町の職員等責任者が立会い、その実施に関して指揮するとともに関係事項を記録するものとします。

イ 供給対象者は被災者及び救助作業、急迫した災害の防止、あるいは緊急復旧作業の従事者とします。

ウ 供給品目は米穀及び副食のほか、必要に応じ乾パン、パン及び麺類等とします。

エ 供給数量は町長及び知事が必要と認めた数量とします。

(2) 食料の配分

災害用の食料の配分について、事情により急を要すると認められるときは、町長がその責任において現品の購入又は引渡しを受けて実施します。

なお、知事と町長は災害救助用米穀の引渡しの円滑を期するため、「災害救助用米穀等の緊急引渡しについての協定書」を締結しています。

資料編 「災害救助用米穀等の緊急引渡しについての協定書」（P. 資8-35）参照

3 食料の調達

(1) 食料の確保

震災時における食料の供給については、速やかな調達を図るものとしますが、大規模な地震が発生した場合は、発災後3日間被災者に供給できる食料があれば、その後は救援物資等により対処可能と考えられるので、まず第一に発災後の3日間の食料を各家庭の備蓄と町内業者からの調達でまかなえる体制の確立を目指すものとします。

資料編 「食料（副食）調達先一覧」（P. 資5-1）参照

(2) 応援要請

町で対処できない場合には、「三重県市町災害時応援協定書」「四條畷市・紀北町災害相互応援協定」等により、協定締結市町に物資等の供給を要請するものとします。

資料編 「三重県市町災害時応援協定書」（P. 資8-6）参照
「四條畷市・紀北町災害相互応援協定」（P. 資8-10）参照

(3) 要配慮者への配慮

通常の配給食料を受け付けることのできないアレルギー性疾患等の患者のために必要な食料、粉ミルク等の調査を行い、備蓄若しくは入手経路等の確立を図ります。また、その際には患者のプライバシーの保護に留意します。

4 避難所における供給計画

大規模な地震の発生により避難所を開設した場合の食料等の供給は、次のような段階を踏まえ、避難者の自立段階に応じた供給を心がけるものとします。

	食 料
第 一 段 階 (生命の維持)	おにぎり、パン等すぐに食べられるもの

3 生活必需品の確保

(1) 支給品目等

支給品目等は被害の実情に応じ、寝具、外衣、肌着、身の回り品、炊事道具、食器、日用品、光熱材料等の生活必需品について現物をもって行います。

(2) 物資の調達、輸送

町は、地域内において、物資の調達、輸送が不能になったときは、県に協力を求めます。

4 救援物資の受入及び配分

(1) 町長は、救援物資を効率的に活用するため、町災害対策本部内に救援物資対策担当を設置し、救援物資情報の一元的管理を行い、救援物資の適切な受入及び配分を図ります。

(2) 物資の配分については、自主防災会、連合自治会、婦人会連絡協議会、ボランティア等の協力を求めて迅速かつ的確に実施します。

また、社会福祉施設の管理者等と連携しながら、要配慮者に配慮した物資の供給に努めます。

(3) 救援物資の配分にあたっては、各配布段階において必ず受払の記録及び受領書を整備しておくものとします。

5 避難所における供給計画

大規模な地震の発生により避難所を開設した場合の生活必需品等の供給は、次のような段階を踏まえ、避難者の自立段階に応じた供給を心がけるものとします。

段 階	生 活 必 需 品
第 一 段 階 (生命の維持)	毛布等（季節を考慮したもの）
第 二 段 階 (心理面・身体面への配慮)	下着、タオル、洗面用具、生理用品等
第 三 段 階 (自立心への援助)	なべ、食器類、衣料類、テレビ、ラジオ、洗濯機等の設備

第3項 地域・住民が実施する対策

1 地域・住民の備蓄による自助・共助

発災後、交通状況を含む流通機構の回復が見込まれるまでに必要な物資等は、地域・住民が平素から備えている7日間程度以上の個人備蓄によって確保することを基本として、自助・共助による対策に努めます。

2 応急給食への協力

食生活改善推進協議会を始めとして、日ごろの食育活動や健康づくり活動等の人材ネットワークを生かし、町との連携のもとに率先して応急給食に携わるよう努めます。

第4項 救助法が適用された場合

資料編に「災害救助法による救助の程度、方法及び期間」早見表として掲げています。

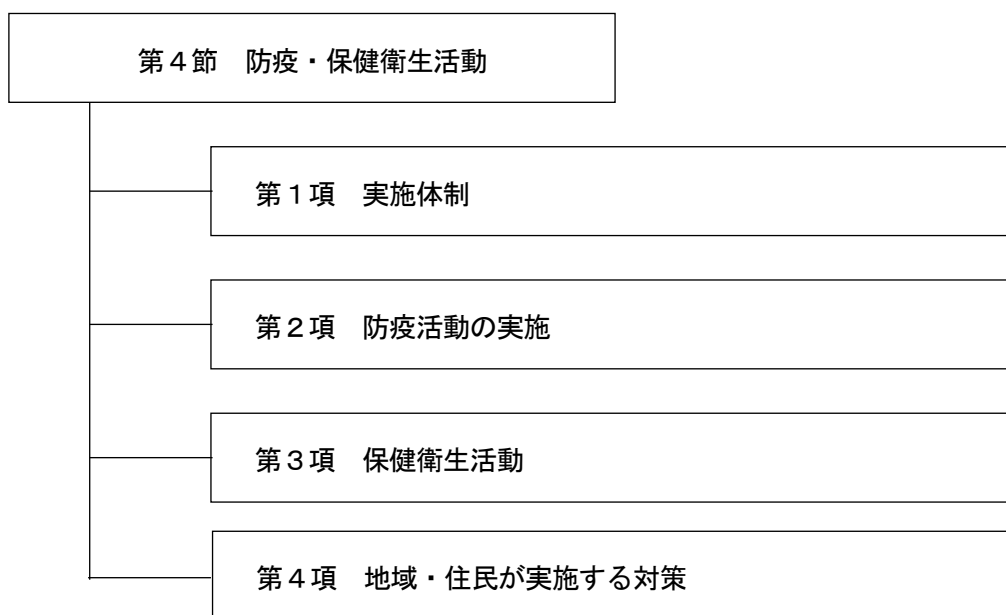
資料編 「災害救助法による救助の程度、方法及び期間」早見表（P. 資10-4）参照

第4節 防疫・保健衛生活動

【主担当班等】

環境衛生班

災害発生時は、汚物、土砂、木材等の散乱あるいは堆積等により、衛生環境が悪化し、被災者が感染症の病原体に対する抵抗力の低下などの悪条件となるため、避難所、浸水地区及び衛生状態の悪い地区を中心に迅速かつ強力な防疫・保健衛生活動を実施します。



第1項 実施体制

1 防疫・保健衛生体制の確立

(1) 実施責任者

町は、被災地の防疫についての計画を策定し、実施します。

(2) 被災地における防疫体制の確立

町は、尾鷲保健所及び近隣市町と連絡を密にし、防疫組織の体制、器具、機材を整備するとともに、住民等に対する予防教育及び広報活動を実施します。

第2項 防疫活動の実施

1 防疫活動

(1) 一斉消毒

ア 消毒班を編成し、消毒用機械によって被災地区の一斉消毒を原則とします。

イ 必要に応じ次の表を参考にして薬剤を現物給付して各世帯、各自が実施します。

〈薬剤の種類と量〉

区 分	薬剤の種類	薬剤量の算出方法
床上浸水家屋	クレゾール	床上浸水戸数 × 200cc
	普通石灰	床上浸水戸数 × 6kg
全壊・半壊 (流失を含む)	次亜塩素酸ナトリウム	井戸の数(概数) × 1,300ml
	クレゾール	床上浸水戸数 × 50g

床下浸水家屋	普通石灰	床下浸水戸数	×	6kg
	次亜塩素酸ナトリウム	井戸の数（概数）	×	1,300ml

- (2) 臨時予防接種の実施
県から臨時予防接種の実施の指示を受けた場合にはその指示に従い適切に実施します。
- (3) 避難所の衛生保持
避難所の生活環境を確保し、衛生状態の保持に努めます。
- (4) 野外仮設トイレの防疫
野外に避難所、仮設トイレを設置した場合は、その施設及び周辺部を消毒し、かつ定期的に消毒を行います。
- (5) 家畜の防疫
紀州家畜保健衛生所と連絡を密にし、必要な防疫を行います。
- (6) 町長が実施する消毒その他の措置は、感染症法施行規則第14条から第16条までの規定により実施します。

2 防疫用薬剤・資材等緊急点検・調達

- (1) 本町の備蓄薬剤等は資料編のとおりです。
- (2) 町は、発災直後においても、資機材の緊急点検、整備及び配備等を実施します。
- (3) 防疫用薬剤・資材等の調達及び確保については、町内薬局等から調達しますが、不足する場合には、県紀北地域活性化局に供給を要請します。

資料編 「消毒薬剤等備蓄状況」（P. 資4-9）参照 「町内薬局一覧」（P. 資4-8）参照

3 県による町に対する指導及び指示等

知事が感染症の予防上必要と認めて発する次の指示命令を受けた場合、町長は、災害の規模及び態様などに応じ、その範囲及び期間を定めて、速やかに行います。

- (1) 感染症法第27条第2項の規定による汚染された場所の消毒に関する指示
- (2) 感染症法第28条第2項の規定によるねずみ族・こん虫等の駆除に関する指示
- (3) 感染症法第29条第2項の規定による物件に係る措置に関する指示
- (4) 感染症法第31条第2項の規定による水の使用制限等の指示
- (5) 予防接種法第6条による臨時予防接種に関する指示

4 愛玩動物対策

犬や猫などの愛玩動物を家族の一員と考える価値観を持つ生活様式が増えています。発災後には、愛玩動物同伴で避難することが想定されますが、避難所は多くの被災者が避難生活を送る場であるため、動物を苦手とする人やアレルギーなどの理由で動物と一緒にいられない人がいることを考慮し、他の避難者への配慮等をした愛玩動物の受入れに努めるものとします。

- (1) 災害発生時における愛玩動物取扱は「動物の愛護及び管理に関する法律」に基づき、飼い主による管理を原則とするが、被災のため責務を果たすことが困難な場合は町が必要な支援を行います。
- (2) 避難所への愛玩動物の同伴、収容については、各避難所の施設能力及び状況、他の避難者への影響や衛生管理状態等を考慮するとともに、状況により「災害時動物救護活動に関する協定

書」により公益社団法人三重県獣医師会紀州支部に応援を要請します。

(3) 愛玩動物の飼い主に対し、被災時の備えについて普及啓発を行います。

資料編 「災害時動物救護活動に関する協定書」（P. 資8-52）参照

第3項 保健衛生活動

1 保健師活動

被災者の心身の健康状態と生活環境の実態を把握し、予測性をもった、計画的・継続的支援を行います。要配慮者への支援や被災者の多様な健康課題に対応するため、関係者と連携及びチームでの活動を行い、必要に応じ関係機関に応援を要請します。

2 栄養・食生活支援

(1) 関係機関・部署と連携を図りながら、避難所等での栄養・食生活支援活動を行います。

ア 要配慮者等（高齢者、障がい者、難病患者、妊婦、乳幼児等）に対する栄養相談・指導を行います。

イ 避難所での共同調理、炊き出し等への指導助言を行います。

ウ 避難所、応急仮設住宅等の被災者に対する食事相談・指導を行います。

(2) 栄養・食生活支援活動を行う管理栄養士・栄養士が不足する場合には、県又は近隣市町に応援要請を行います。

第4項 地域・住民が実施する対策

1 保健・健康維持対策

(1) 既往歴、治療中疾患名、治療薬剤名などを記載した健康カードを作成し、災害時に備えた対策を心がけます。

(2) 普段服薬している治療薬剤を、災害時に入手困難になることを想定し、1週間以上を保管し、避難時には携行します。

2 愛玩動物対策

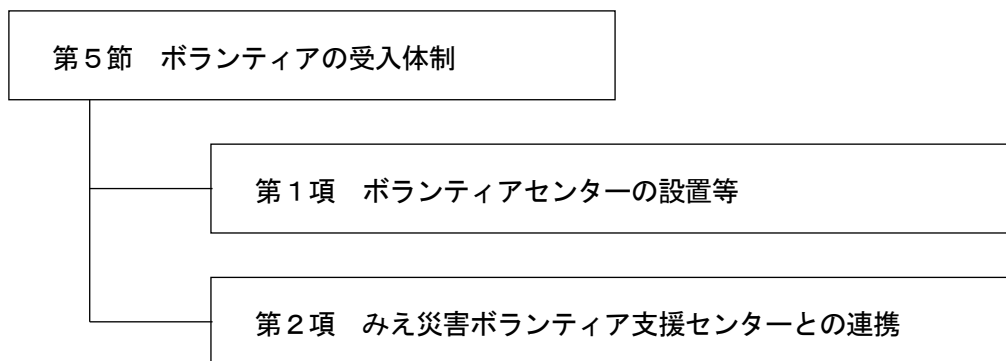
犬や猫などの愛玩動物の飼い主は、平常時から同行避難に備え、しつけや健康管理を行うとともに、飼い主の連絡先を記載した迷子札等の装着、水やペットフード等の避難用具を常備し、避難時には携行します。

第5節 ボランティアの受入体制

【主担当班等】

医療・救助班、紀北町社会福祉協議会

被災者の多様な援助ニーズに対応するため、町、県、社会福祉協議会、災害支援団体（災害ボランティア団体及び多様な専門性を持つ支援団体）等は相互に協力・連携して、ボランティアの円滑な受け入れ体制を確立します。



第1項 ボランティアセンターの設置等

1 紀北町災害ボランティアセンターの設置

町及び紀北町社会福祉協議会は、関係機関・団体・NPO等と協力しながら、災害発生時に地域内外からのボランティアを円滑に受け入れるセンターとして「紀北町災害ボランティアセンター（現地災害ボランティアセンター）」を設置します。

2 紀北町災害ボランティアセンターの役割

- (1) 被災地におけるボランティアニーズの把握、ボランティア情報の広報
- (2) みえ災害ボランティア支援センターとの連絡調整
- (3) ボランティア受入、被災地での活動の支援
- (4) 専門性をもつ支援団体との連携
- (5) その他ボランティア活動に関する庶務

3 現地出張所（サテライト）の設置

被災が甚大な地域やボランティア派遣依頼が特に多い地域に対しては、ボランティアへ物資等を供給できるような現地出張所（サテライト）を設置します。

第2項 みえ災害ボランティア支援センターとの連携（参考：県計画より）

1 みえ災害ボランティア支援センターの役割と連携体制

(1) みえ災害ボランティア支援センターの設置

県内外からの災害ボランティアを円滑に受け入れるため、現地災害ボランティアセンターを県域で後方支援する「みえ災害ボランティア支援センター」（幹事団体：特定非営利活動法人みえ防災市民会議、特定非営利活動法人みえNPOネットワークセンター、三重県ボランティア連絡協議会、日本赤十字社三重県支部、社会福祉法人三重県社会福祉協議会、三重県、公益

社団法人日本青年会議所東海地区三重ブロック協議会）をみえ県民交流センター（津市羽所町700番地 アスト津3階）に設置し、県職員を派遣します。

(2) 現地災害ボランティアセンターの立ち上げに係る支援

必要に応じて被災地及び現地災害ボランティアセンターへ支援要員を派遣し、情報収集と現地災害ボランティアセンターの立ち上げに係る支援を行います。

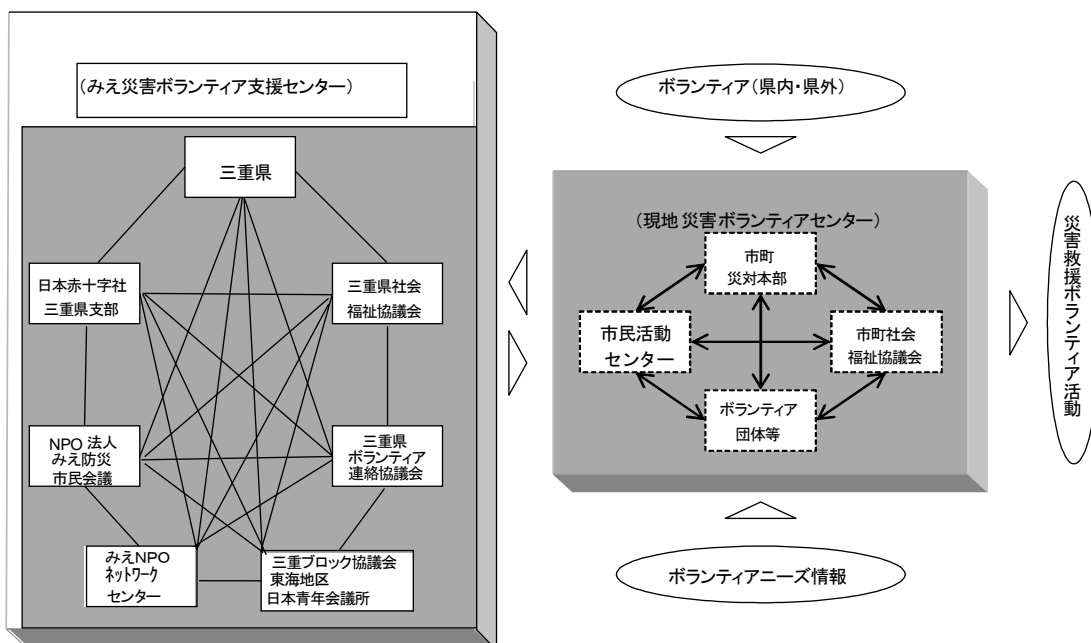
(3) 現地災害ボランティアセンターの後方支援

現地災害ボランティアセンターの活動状況やニーズを把握し、県内外への情報発信を行うとともに、現地センターへの情報提供、センター間の広域的なコーディネート、関係機関や県内外の災害支援団体との連携・調整、人員の派遣、物資の調達、ボランティアバスの運行などを行います。

(4) 多様な分野の専門性をもつNPO・ボランティア団体・企業等との連携

災害支援活動を行う様々な団体（災害ボランティア団体、専門性をもつNPO・ボランティア団体・企業等）に加え、県外の中間支援型支援者、資金助成・資機材提供型支援者も参加して情報共有、連絡調整を行うための連携の場（三重県域共同プラットフォーム）を構築し、各団体が効果的な活動が行えるよう、情報提供や現地災害ボランティアセンターとの調整等必要な支援を行います。

「みえ災害ボランティア支援センター」の概念図

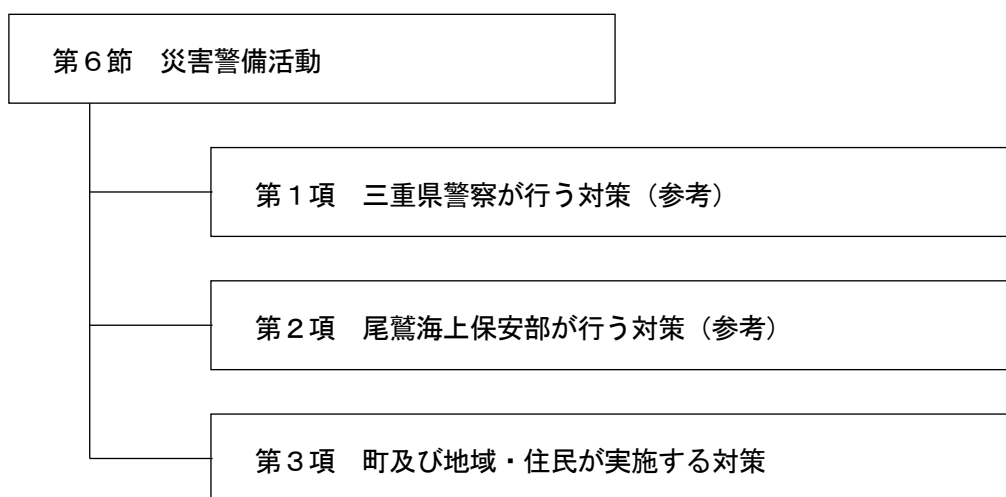


第6節 災害警備活動

【主担当班等】

本部事務局

町は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、速やかに情報収集に努め、地震災害被災地域の治安の維持を図るため、県警察及び尾鷲海上保安部等の関係各機関と協力し、住民の生命、身体及び財産の保護を第一とした災害警備活動を実施します。



第1項 三重県警察が行う対策（参考）

1 災害警備体制の確立

(1) 職員の招集・参集

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、あらかじめ定めたところにより、速やかに職員を招集・参集させ、災害警備体制の確立を図ります。

(2) 災害警備本部の設置

県警察本部及び警察署に所要の規模の災害警備本部を設置します。

(3) 警察災害派遣隊の派遣要請

災害の規模に応じて、速やかに警察庁に対し警察災害派遣隊の派遣を求めます。

2 実施事項

(1) 災害情報の収集・連絡等

(2) 救出救助活動

(3) 避難誘導

(4) 緊急交通路の確保

(5) 身元確認等

(6) 二次災害の防止

(7) 危険箇所における避難誘導等の措置

(8) 社会秩序の維持

(9) 被害者等への情報伝達活動

(10) 相談活動

(11) ボランティア活動の支援

第2項 尾鷲海上保安部が行う対策（参考）

海上における治安を維持するため、次の活動を行います。

- (1) 巡視船艇を災害発生地域の海域に配備し、犯罪の予防・取締り
- (2) 治安の維持に必要な情報の収集

第3項 町及び地域・住民が実施する対策

住民の安全確保、各種犯罪の予防、地域の治安維持を図るため、尾鷲警察署等の協力を得て、次の対策を実施します。

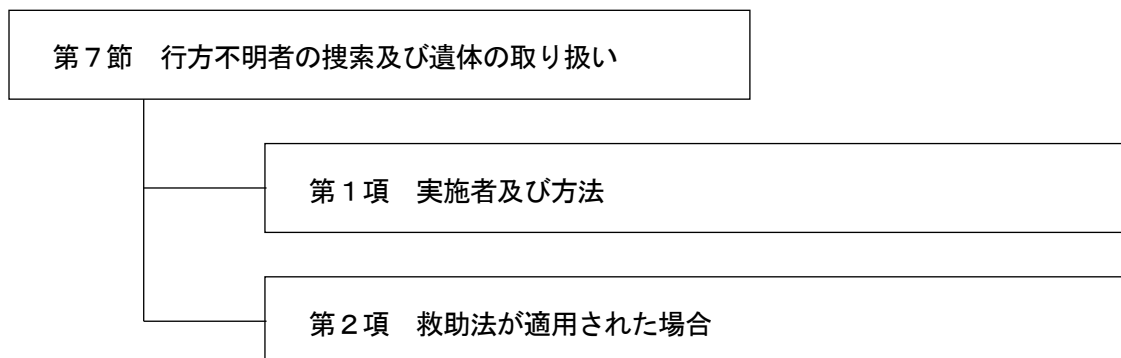
- (1) 各地区におけるパトロール
必要に応じて、消防団、自主防災組織による巡視等を行います。
- (2) 避難所での活動
避難生活が長期にわたる場合には、住民による自主的な計画・運営に基づき、避難所周辺の警備活動を実施します。

第7節 行方不明者の捜索及び遺体の取り扱い

【主担当班等】

環境衛生班、医療・救助班

南海トラフ巨大地震等による大規模地震発生時には、多数の死者、行方不明者が発生する恐れがあります。町は、関係機関と連携し、遺体の捜索、検視場所・遺体安置所の設置及び遺体の埋火葬等を行います。



第1項 実施者及び方法

1 行方不明者の捜索

(1) 実施者及び方法

行方不明者の捜索は、町において、消防団等の労力により、また警察署、消防本部等の協力を得て、必要な舟艇その他機械器具等を借り上げて実施します。ただし、町において実施できないときには、関係機関の応援を得て実施します。

(2) 応援の要請等

町災害対策本部において被災その他の条件により実施できないとき、又は遺体が流失等により他市町にあると認められるとき等にあつては、次の方法で応援を要請します。

ア 町災害対策本部は、尾鷲警察署に遺体捜索の応援を要請します。ただし、緊急を要する場合等にあつては、隣接市町又は遺体漂着が予想される市町に直接捜索応援の要請をします。

イ 応援の要請にあつては、次の事項を明示して行います。

- (ア) 遺体が埋没し、又は漂着していると思われる場所
- (イ) 遺体数、氏名、性別、年齢、容ぼう、特徴及び持物等
- (ウ) 応援を求めたい人数又は舟艇、器具等
- (エ) その他必要な事項

2 検視場所・遺体安置所の開設

町災害対策本部は、尾鷲警察署と調整を図り、被災状況に応じて必要な検視場所・遺体安置所を速やかに開設します。

3 遺体の収容・処理

遺体を発見したときは、町災害対策本部は、速やかに尾鷲警察署等と連携して指定された検視

場所・遺体安置所に収容するとともに、検視・検案・身元確認を実施し、必要に応じ次の方法により遺体を処理します。

(1) 実施者及び方法

町災害対策本部医療・救助班は、警察（尾鷲警察署）及び日本赤十字社三重県支部と連携・協力を得ながら、遺体の洗浄、縫合及び消毒等の処置をし、埋火葬までの間、開設した遺体安置所に安置します。ただし、町災害対策本部において実施できないときは、他機関所属の医療・救助班の出動応援を求める等の方法により実施します。

(2) 遺体保存用資材の確保

検視・検案・身元確認を行い埋火葬等の措置をするまでの間、遺体を一時保存するため、棺や遺体保存袋、ドライアイス等の遺体保存用資材を確保します。ただし、町災害対策本部において資材の確保が困難な場合は、県に対し応援を要請します。

4 遺体の埋火葬

災害の際死亡したもので、町災害対策本部がその必要を認めた場合は、次の方法により応急的な埋火葬を行います。

(1) 実施者及び方法

埋火葬の実施は、町災害対策本部において、直接火葬若しくは土葬に付す。

なお、埋火葬の実施が、町対策本部でできないときは、「＜市町で実施する対策＞1(2)応援の要請」に準じて他機関の応援及び協力を得て実施します。

(2) 遺体の搬送

遺体の搬送車両が不足する場合は、車両の手配を県に要請します。

第2項 救助法が適用された場合

資料編に「災害救助法による救助の程度、方法及び期間」早見表として掲げています。

資料編 「災害救助法による救助の程度、方法及び期間」早見表（P. 資10-4）参照

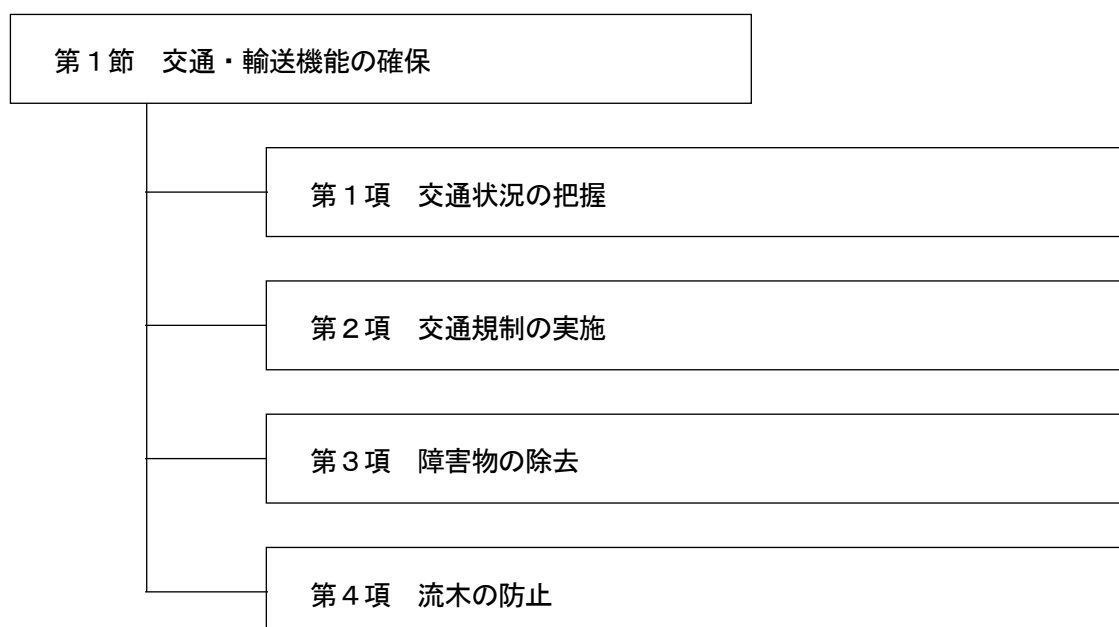
第2章 社会基盤に対する応急対策

第1節 交通・輸送機能の確保

【主担当班等】

本部事務局、建設班、産業・輸送班、環境衛生班

南海トラフ巨大地震等による大規模地震発生時には、交通の混乱とともに、道路等に障害物が発生することが想定されるため、町は県及び関係機関と協力して、救出・救助活動等の最優先に実施すべき応急対策活動に支障が生じないように、交通規制、障害物除去、木材の流出防止等を実施するなど、緊急の交通・輸送機能を確保します。



第1項 交通状況の把握

災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合、町災害対策本部は、道路管理者等その他の関係機関との連携を密にして情報を収集するとともに、町内の道路交通障害情報等を通報する等、相互の情報交換を実施します。

第2項 交通規制の実施

1 交通規制の実施責任者

道路交通制限は、道路管理者（町長等）及び警察（尾鷲警察署等）が実施する権限をもつもので、災害時は、速やかに必要な規制を行います。

2 交通規制の実施

災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、交通規制の実施責任者は、通行の禁止及び制限を行う必要があると認めるときは、次によりこれを行います。

（1）道路管理者による交通規制

道路管理者（町長等）は、道路の損壊・決壊その他の事由により、交通が危険であると認められる場合においては、管理する道路の保全と交通の危険を防止するため、区間を定めて道路法（第46条）に基づく交通規制を実施します。この場合、警察との連絡を密に行います。

（2）警察による交通規制（参考：県計画より）

災害が発生した場合において、災害応急対策に従事する者又は災害応急対策に必要な物資の緊急輸送その他応急措置を実施するための緊急輸送を確保するため通行の禁止及び制限を行う必要があると認めたときは、次により交通規制を実施します。

ア 道路交通法（以下「道交法」という。）に基づく署長等の交通規制

署長及び高速道路交通警察隊長は、発災後、直ちに道路の被害状況を調査し、被災地周辺の幹線道路及び避難路について被災地への流入抑制を図ります。

イ 基本法に基づく交通規制

公安委員会は、緊急交通路を確保するため、基本法第76条第1項に基づき、必要な交通規制を実施します。

署長及び高速道路交通警察隊長は、緊急交通路に指定された路線において、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止又は制限並びに迂回路における整理誘導を行います。

ウ 道交法に基づく公安委員会による交通規制

上記の交通規制実施後、被災の状況及び通行実態等からみて、さらに交通規制の必要があると認めるときは、上記の交通規制を解除し、あらためて公安委員会の権限に基づき車種、時間等を指定して車両の通行を禁止又は制限します。

エ その他の交通規制

道路の亀裂、損壊、橋りょう落下その他交通に支障のある箇所については、一義的には道路管理者が実施するが、警察においても必要に応じて危険防止のための交通規制を実施します。

3 交通規制の周知等

交通規制を実施した場合は、警察本部交通規制課及び道路管理者（町長等）は、報道機関、日本道路情報センター及び交通情報板等を通じ、規制の区間及び迂回路等を広報するほか、立看板、案内図等を掲出し、交通規制の内容について周知徹底を図ります。

4 路上放置車両等に対する措置

（1）警察官の措置

警察官は、基本法第76条の3に基づき、緊急通行車両以外の車両の通行禁止規制が実施された区域又は道路の区間において、車両その他の物件が緊急通行車両の通行の妨害となることにより災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあると認めるときは、当該車両その他物件の占有者、所有者又は管理者に対し、当該車両その他物件付近の道路外の場所へ移動する等必要な措置を命じることができます。

また、現場に管理者等がないため命じることができない場合は、自らその措置を行うことができます。

（2）現場に警察官がない場合の措置

消防吏員及び災害派遣部隊自衛官は、消防用緊急通行車両の通行に際し、現場に警察官がない場合に限り、前記（1）で警察官の行った措置を行うことができる。ただし消防吏員の行った措置について、直ちに尾鷲警察署長に通知します。

5 道路の応急復旧等

（1）道路、橋梁等の応急措置

ア 道路管理者は、道路、橋梁等に被害が生じた場合は、当該道路に対し、道路補強、崩壊土の除去、橋梁の応急補強等必要な対策を行い、交通・輸送機能の確保を図ります。

イ 応急対策が長期にわたる場合は、付近の適当な場所を選定し、一時的に代替道路を設置し、交通・輸送機能の確保を図ります。

（2）被害箇所等の通報連絡体制及び調査

ア 災害時に道路、橋梁等交通施設について被害箇所又は危険箇所を発見した者は、速やかに警察官又は町長に通報します。

イ 通報を受けた警察官又は町長は、相互に連絡するとともに、町長は、被害状況を調査するため、道路交通調査班を編成し、調査します。

ウ 道路交通調査班は調査の結果、支障箇所を発見したときは、警察官と相互に連絡をし、その道路名、箇所、拡大の有無、迂回路線の有無その他被害状況を防災関係機関に連絡するものとします。

エ 道路管理者及び上水道、電気、電話等道路占用施設設置者は、所管以外の施設に被害が発生していることを発見した場合、当該施設を所管する者に直ちに応急措置をとるよう通報します。

6 緊急通行車両等の確認

（1）事前届出制度

発災時に緊急通行車両等としての指定が見込まれる町有車両については、「緊急通行車両等標章交付のための事前届出制度」に基づく手続きを行い、事前届出済証の交付を受けます。

事前届出については、尾鷲警察署を経由し、県公安委員会において行われます。

（2）緊急通行車両等確認証明書及び標章の交付

緊急通行車両等の確認と証明書等の交付は、警察本部（交通規制課、高速道路交通警察隊）、各警察署、災害時に設置される交通検問所、県防災対策部及び地域防災総合事務所等において行い、緊急通行車両等確認証明書（2枚複写の2枚目）及び標章の交付をします。

資料編 「緊急通行車両等確認証明書」(P. 資7-3) 参照

- (1) 災害対策基本法施行令第32条に基づく緊急通行車両以外の車両の通行を禁止し、又は制限する場合の対象、区間等及び期間を定める標示



- (2) 災害対策基本法施行令第33条第2項に基づく緊急通行車両の標識



- ア 色彩は、文字、沿線及び区分線を青色、斜めの対及び枠を赤色、地を白色とする。
- イ 緑線及び区分線の太さは、1センチメートルとする。
- ウ 図示の長さの単位はセンチメートルとする。
- エ 道路の形状又は交通の状況により特別の必要がある場合にあっては、図示の寸法の2倍まで拡大し、又図示の寸法の2分の1まで縮小することができる。

7 海上保安庁、港湾管理者の対策（参考：県計画より）

尾鷲海上保安部及び港湾管理者は、海上の交通安全を確保するため、次の活動を行います。

- (1) 海上交通の輻輳が予想される海域においては、必要に応じて船舶交通の整理、指導を行います。
- (2) 海難の発生その他の事情により、船舶交通の危険が生じ、又は生ずるおそれがあるときは、必要に応じて船舶交通を制限し、又は禁止します。
- (3) 海難船舶又は漂流物、沈没物その他の物件により船舶交通の危険が生じ、又は生ずるおそれがあるときは、速やかに必要な応急措置を講ずるとともに、船舶所有者等に対し、これらの除去その他船舶交通の危険を防止するための措置を講ずべきことを命じ、又は勧告します。
- (4) 水路の水深に異常を生じたと認められるときは、必要に応じて検測を行うとともに、応急標識を設置する等により水路の安全を確保します。
- (5) 航路標識が損壊し、又は流出したときは、速やかに復旧に努めるほか、必要に応じて応急標

識の設置に努めます。

第3項 障害物の除去

1 実施責任者

- (1) 山（崖）くずれ等によって住家又はその周辺に運ばれた障害物の除去は、町が行います。
- (2) 道路、河川等にある障害物の除去は、その道路及び河川等の管理者が行います。
- (3) 救助法が適用された場合は、知事及び知事から委任を受けた町長が行います。

2 障害物除去の対象

災害時における障害物の対象は、おおむね次のとおりとします。

- (1) 住民の生命及び財産等の保護のため除去を必要とする場合
- (2) 緊急な応急措置の実施のため除去を必要とする場合
- (3) その他公共的立場から除去を必要とする場合

3 障害物除去の方法

- (1) 町は、自らの組織、労力、機械器具を用い、又は町建設業協会等の協力を得て速やかに行います。
- (2) 除去作業は、緊急な応急措置の実施上やむを得ない場合のほか、周囲の状況等を考慮し、事後に支障の起こらないように実施します。

4 除去した障害物の処理

(1) 障害物の集積場所

障害物の集積場所については、それぞれの実施者において考慮しますが、おおむね次の場所に集積廃棄又は保管します。

ア 廃棄するものについては、実施者の管理に属する遊休地及び空地、その他廃棄に適当な場所

イ 保管するものについては、その保管する工作物等に対応する適当な場所

集 積 場 所
加田地区、大名倉地区、小松原地区、宇山地区、船津地区

(2) 障害物の処理における留意点

- ア 障害物の発生量の把握
- イ 危険なもの、通行上支障のあるもの等の優先的な収集
- ウ できる限りの分別収集とリサイクル化

5 障害物除去に関する応援及び協力

町は、県に対して障害物の除去について応援、協力の要請をすることができます。

6 救助法による障害物の除去

資料編に「災害救助法による救助の程度、方法及び期間」早見表として掲げています。

資料編 「災害救助法による救助の程度、方法及び期間」早見表（P. 資10-4）参照

第4項 流木の防止

1 貯木場における措置

(1) 民間貯木場

警察は、必要があると認めるときは、所有者、占有者に対し木材の流出防止について必要な措置をとるよう指示します。

2 流木に対する措置

(1) 港湾水域内（漁港水域内）に漂流する流木については、関係防災機関・港湾管理者及び漁港管理者は、相互に連絡を密にし、その所有者に直ちに除去させ、所有者が不明の場合は、関係防災機関・港湾管理者又は漁港管理者がこれを除去するものとしますが、直ちに除去できない場合には、標識を設置し、船舶運航の安全を図ります。

(2) 河川区域内及び海岸保全区域に漂流する流木については、河川管理者及び海岸管理者並びに町は、その所有者に直ちに除去させ、所有者が不明の場合は、河川管理者、又は海岸管理者又は町並びに関係者が協力して直ちにこれを安全な場所に除去し被害の軽減を図ります。

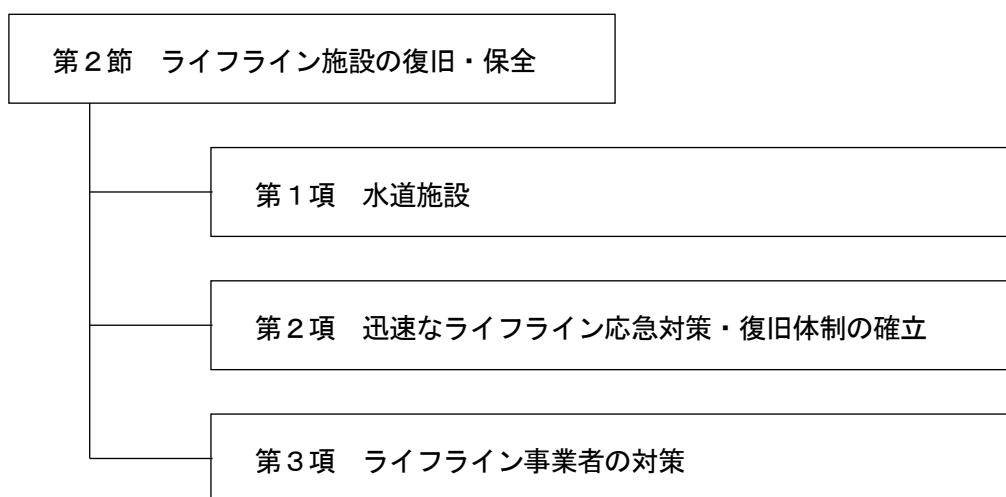
(3) たん水又は浸水地域に漂流する流木については、警察及び町が（2）に準じた措置をとります。

第2節 ライフライン施設の復旧・保全

【主担当班等】

建設班、水道班、産業・輸送班

南海トラフ巨大地震等による大規模地震発生時には、町は、水道施設が被害を受けた場合には被災者に大きな影響を及ぼすことから、迅速な応急復旧を行います。また、ライフライン施設の関係機関は、防災活動の拠点となる公共施設等の緊急点検・巡視を実施し被害状況等を把握し、二次災害の防止し、迅速な応急復旧を行い、被災者の生活確保に努めます。



第1項 水道施設

1 災害時に必要な資機材の緊急点検等

町は、災害が発生した場合において、応急復旧対策を実施するため、必要な資機材の緊急点検、整備及び配備等の準備を行います。

2 水道施設の応急復旧体制の確立

水道施設の復旧作業は、被害状況の迅速な把握のもと、県災害対策本部と連絡を密にしながら応急復旧計画を策定し、他のライフライン事業者（電気、ガス、電話、情報供給機関）との連携を図りながら、関係業者の協力を得て応急復旧体制を確立し、被害箇所の応急復旧を行い、水道施設機能の迅速な回復に努めます。

3 水道施設の復旧作業

- (1) 水道施設の復旧作業は、浄水場などの基幹施設、主要な幹線管路及び医療施設等緊急を要する施設に接続する配水管などの重要施設から優先的に実施します。
- (2) 道路の破損を伴う漏水等による二次災害の発生や被害拡大を防止するため、仕切弁の閉栓や排水ポンプ停止などの応急措置を実施します。
- (3) 被災の状況により、必要に応じ、仮設管を布設する等により早期復旧に努めます。
- (4) 町のみでの対応が困難な場合、復旧計画に基づき、「三重県水道災害広域応援協定書」に基づき、東紀州ブロック代表者（尾鷲市）又は県等に応援要請します。

資料編 「三重県水道災害広域応援協定書」（P. 資8-12）参照

4 住民等への広報

水道施設の被害状況、断水状況、施設復旧の見通しなどについて、広報車、防災無線等を活用して広報を実施し、被災地域住民等の不安解消に努めます。

5 水道応急復旧活動の調整（参考：県計画より）

「三重県水道災害広域応援協定」に基づき、ブロック代表者はブロック内の応急復旧活動について調整にあたります。

- (1) ブロック代表者は、ブロック内の水道施設の被害状況や断水状況等の情報を収集・集約します。
- (2) ブロック代表者は、ブロック内の水道事業者の応援体制（資機材、人員）を確認します。
- (3) ブロック代表者は、ブロック内の被災市町からの応援要請があった場合で、災害の規模等からブロック内の市町の応援で対応が可能と判断した場合には、ブロック内の市町に応援を要請します。
- (4) ブロック代表者は、ブロック内の被災市町からの応援要請があった場合で、災害の規模等からブロック内の市町の応援だけでは対処できず、他のブロックの応援が必要と判断した場合には、直ちに県に応援を要請します。
- (5) ブロック代表者は、県を通じて他のブロックから応援要請があった場合には、ブロック内の市町に応援を要請します。

第2項 迅速なライフライン応急対策・復旧体制の確立

被害の拡大や二次災害を防止するため、町及びライフライン施設の関係機関は、連絡体制を常に明確にし、相互に連携を図りながら、迅速な応急対策・復旧体制を確立します。

第3項 ライフライン事業者の対策

ライフラインの復旧作業は、被害状況の迅速な把握のもと、県及び町災害対策本部と連絡を密にしながら応急復旧計画を策定し、他のライフライン事業者との連携を図りながら、被害箇所の応急復旧を行い、迅速な機能回復に努めます。

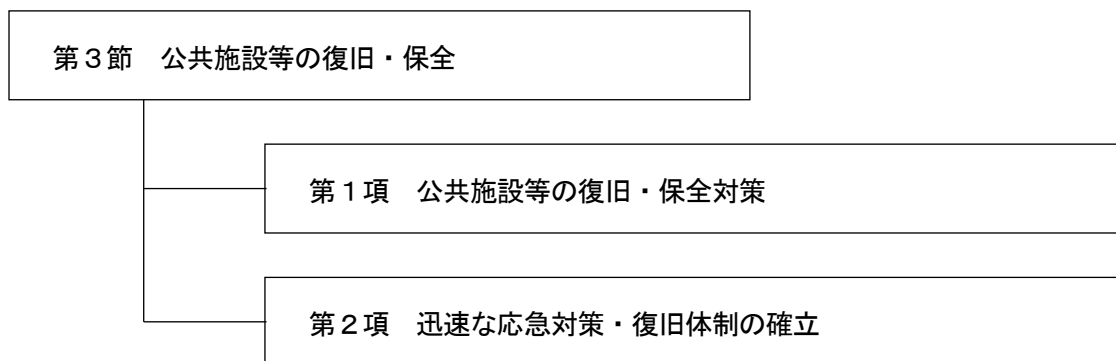
なお、各事業者が実施する対策は、県計画に定めるとおりです。

第3節 公共施設等の復旧・保全

【主担当班等】

建設班、水道班、産業・輸送班、各公共施設等の管理者

町及び公共施設管理者は、公共施設等の緊急点検・巡視を実施し被害状況を把握することで、災害発生後の二次災害を防止します。また、農業用施設、林業用施設及び漁業用施設が被害を受けた場合は、応急復旧の実施等必要な措置を行います。



第1項 公共施設等の復旧・保全対策

1 公共土木施設及び農林水産施設に係る応急復旧計画

(1) 道路・橋梁

ア 緊急交通路の確保とともに、日常生活に欠くことのできない重要な生活道路については、被災後速やかに被害状況を把握し、緊急度、重要度を勘案しながら障害物除去、応急復旧工事に着手します。

イ 障害物の除去については、道路管理者、尾鷲警察署、紀伊長島・海山消防署及び自衛隊等が協力して必要な措置をとります。

ウ 道路管理者は、町及び紀北町建設業協会との応援協定等に基づき、必要な人員、資機材等の確保に努めます。

資料編 「地震・津波・風水害等の緊急時における協定書」（P. 資8-36）参照

(2) 港湾・漁港施設

ア 被災後は、早期の被害状況の把握に努め、速やかに岸壁、物揚場等港湾施設の補修や補強を県に働きかけるものとします。

イ 長島港は、救援物資等の備蓄・集積拠点であり、災害時には特に重要な施設となるので、崩壊した構造物等の障害物の除去や船舶の航行に支障のないよう、標識、照明等の設置を行うなど、県と連携して二次災害の防止に努めます。

ウ 被災後の地域の状況によって海上の緊急輸送用の拠点として、応急仮橋を建設して緊急輸送に対処するよう管理者に要請します。

(3) 河川・海岸

河川及び海岸の堤防並びに護岸については、被災後、各管理者は速やかに応急復旧工事に着手し、浸水を防除します。

(4) 農業用施設

- ア 施設の被害状況を調査し、早期の機能回復を図るため必要な対策を実施します。
- イ 特に、ため池施設については、決壊による二次災害を防止するため、被災後、速やかな点検を行い、下流の避難対策や応急措置等の適切な対策を行います。
- ウ 復旧方法等について、県災害対策本部から助言を得るとともに、応急復旧工事に着手します。
- エ 独自での応急復旧が困難な場合は、県災害対策本部に応援要請を行います。

(5) 林業用施設

- ア 施設の被害状況を調査し、早期の機能回復を図るため必要な対策を実施します。
- イ 復旧方法等について、県災害対策本部から助言を得るとともに、応急復旧工事に着手します。
- ウ 独自での応急復旧が困難な場合は、県災害対策本部に応援要請を行います。

(6) 漁業用施設

- ア 施設の被害状況を調査し、早期の機能回復を図るため必要な対策を実施します。
- イ 復旧方法等について、県災害対策本部から助言を得るとともに、応急復旧工事に着手します。
- ウ 独自での応急復旧が困難な場合は、県災害対策本部に応援要請を行います。

2 町が管理する公共施設等

町が管理する庁舎、学校、社会教育施設、社会福祉施設等は、被災後速やかに被害状況を把握し、緊急度、重要度を勘案しながら早期の機能回復を図るため、応急措置を行うとともに、応急復旧工事に着手します。また、独自での応急復旧が困難な場合は、県災害対策本部に応援要請を行います。

第2項 迅速な応急対策・復旧体制の確立

被害の拡大や二次災害を防止するため、町及び公共施設等の関係機関は、連絡体制を常に明確にし、相互に連携を図りながら、迅速な応急対策・復旧体制を確立します。

第4節 農林水産施設及び農地・森林等の復旧・保全

【主担当班等】
産業・輸送班

町及び農林水産関連団体・機関は、災害による農林水産施設及び生産物に対する被害の軽減及び拡大を防止します。

第4節 農林水産施設及び農地・森林等の復旧・保全

第1項 農作物、畜産、林産物、水産物に対する応急措置

第1項 農作物、畜産、林産物、水産物に対する応急措置

1 農作物に対する応急措置

(1) 災害対策技術の指導

農作物の被害を最小限に食い止めるため、尾鷲農林水産事務所及び伊勢農協等が協力し、被災地での対策及び技術の指導を行うものとし、必要に応じ農林水産部農業研究所等の指導及び援助を求めます。

(2) 採種ほ産種子の確保

県内の関係機関と連携を密にし、採種ほ産種子の確保を図ります。

(3) 病虫害の防除

ア 被災地の植物防疫についての計画樹立及び実施は、町長が行います。

イ 町、病虫害防除所等及び農業協同組合は、連絡を密にして防除組織の強化を図ります。

ウ 防除の方法は、実施責任者（町長）の指示に基づき一斉に行うものとし、防除の基準は特別の指示のない限り県の定める病虫害防除基準によります。

エ 防除器具は、町において整備します。

オ 農薬については、全国農業協同組合連合会三重県本部及び三重県農薬商業協同組合と常に連絡を保ち、防除に必要な農薬の確保を行います。

2 畜産に対する応急措置

災害時における家畜伝染病の予防とまん延の防止並びに家畜損耗の未然防止については、以下のとおりです。

(1) 家畜伝染病防疫対策

町は、家畜保健衛生所長が家畜防疫員を指揮して実施する、被災地における家畜伝染病予防業務に協力します。

(2) 一般疾病対策

治療を要する一般疾病の発生に際しては、県及び農業共済組合連合会を主体に獣医師会の協力により治療します。

(3) 畜舎の消毒対策

伝染病発生対策のための畜舎の消毒については、県が時期、場所及び方法を指定して実施します。

(4) 消毒薬等の確保と斡旋

救助法が適用された場合は、家畜伝染病予防法の規定により、伝染病発生に伴う必要消毒薬品については県が確保し、一般疾病の治療に必要な医薬品については県に斡旋を要請します。

3 林産物に対する応急措置

災害時における林産物の被害の軽減、山林種苗の供給及び病虫害の防除については以下のとおりです。

(1) 山林種苗の供給

ア 浸冠水した苗畑は、速やかに排水に努めるとともに、被災苗木の早期消毒、枯死苗木の抜取り及び焼却等に努めます。

イ 被災造林地については、幼令林の倒木起し作業及び施肥等により、早期復旧を図るとともに枯損等による所要苗木数量を把握し、その供給確保を図ります。

(2) 病虫害の防除

被災木は病虫害の餌木となりやすいので、枯損木、倒木、折損木等は速やかに林外に搬出するほか、剥皮又は薬剤処理等により病虫害の防除に努めます。

(3) 風倒木の除去

町は、風倒木による二次災害を防止するため、県及び森林組合と連携を図り、必要に応じ風倒木の除去等を行います。

4 水産物に対する応急措置**(1) 水産養殖用の種苗及び飼料等確保**

災害により水産養殖種苗又は飼料等の供給、補給の必要を生じた場合は、町は、その生産を確保するため斡旋等の対策に努めるとともに、県に応援を要請します。

(2) 病虫害等の防除

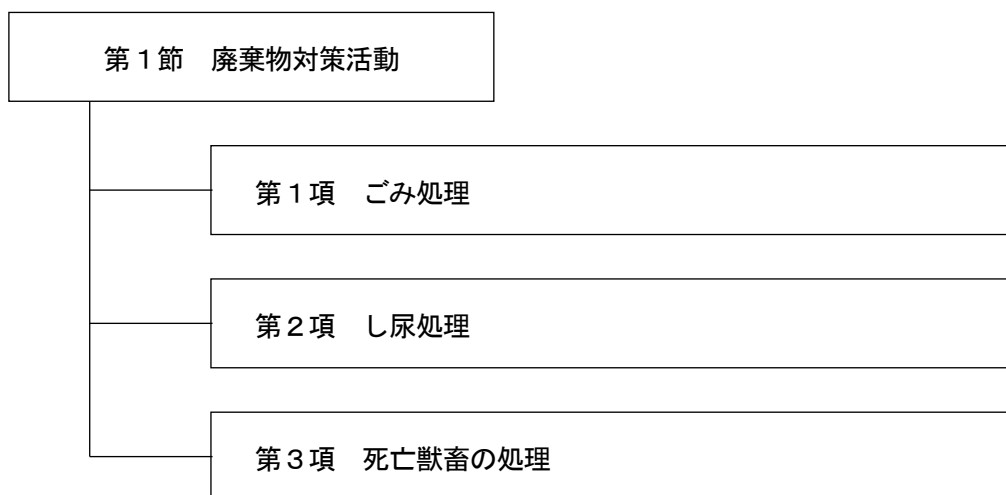
災害により水産養殖物に病虫害発生のおそれがある場合又は発生した場合、町は、県水産研究所尾鷲水産研究室に対し防除対策の指導を要請します。

第3章 復旧に向けた応急対策

第1節 廃棄物対策活動

【主担当班等】
環境衛生班

南海トラフ巨大地震等による大規模地震発生時には、被災地において廃棄物等（倒壊・流出家屋等のがれき、避難所のし尿等）が大量に発生することが想定されるため、これらを適切に処理し環境衛生に万全を期します。



第1項 ごみ処理

1 生活ごみ処理

(1) 処理体制

ア 被災地域の避難所でのごみを含めた生活ごみ等の発生状況と、道路交通状況、収集運搬体制及び処理施設の稼働状況を総合的に判断して、適切な処理体制を敷きます。

イ 日々大量に発生するごみの処理や一時保管が困難とならないよう、住民に対して仮置き場への集積や分別の協力依頼を行います。

ウ 可能な限り、町の現有体制で対応しますが、必要に応じて資機材の借り上げ等により、迅速な処理に努めます。

エ 被害が甚大であり、処理に支障が生ずる場合には、「三重県災害等廃棄物処理応援協定」により、その程度に応じて近隣市町あるいは県に応援を要請します。

資料編 「三重県災害等廃棄物処理応援協定」（P. 資8-33）参照

(2) 処理の方法

ア ごみの処理は、必要に応じて環境影響上支障のない方法で行います。

イ 施設の能力低下や一時的なごみの大量発生が予想される場合には、一時保管場所の確保、性状に応じた処理順位の設定など、公衆衛生の確保と生活環境の保全に配慮します。

ウ 倒壊家屋等の除去作業においては、解体に伴う粉じんや騒音の発生抑止に十分配慮するとともに、できる限りの分別排出とリサイクルに努めます。

2 災害廃棄物処理

災害廃棄物が大量に発生した場合は、次の処理体制と方法により行います。

(1) 処理体制

災害廃棄物の処理を担当する組織を速やかに設置し、災害の規模、被災状況、災害廃棄物の発生量の推計、仮置き場の設置準備等を行い、「町災害廃棄物処理計画」を策定し適正かつ迅速に処理を行います。

また、甚大な被害が発生した場合は、県への支援要請の判断を速やかに行います。

(2) 処理の方法

町災害廃棄物処理計画に基づき処理を行います。道路通行上支障のあるもの、有害なものを優先的に収集・運搬、処理・処分を行います。

また、災害廃棄物の破碎・分別を徹底し、可能な限りリサイクルに努め、廃棄物処理法等の規定に従い、適正に処理を行うものとします。

第2項 し尿処理

1 処理体制

(1) し尿発生量は、1人1日あたり1.7リットルを目安とします。

(2) 発生箇所、利用人数等を総合的に判断し、適切な処理体制を敷きます。

(3) 仮設トイレ、避難所のくみ取り便所については、貯留容量を超えることがないように配慮します。

(4) 人員、器材が不足する場合には、第1項ごみ処理（1）処理体制ウ及びエに準じます。

資料編 「し尿処理業者」（P. 資1-5）参照

2 処理方法

(1) し尿の処理は、し尿処理施設によることを原則とし、必要に応じて環境衛生に支障のない方法を併用するものとします。

(2) 大規模災害に備えた仮設トイレ、消臭剤、脱臭剤等の緊急資機材について、応援協定に基づく広域的な備蓄体制を確保します。

第3項 死亡獣畜の処理

1 処理方法

(1) 死亡獣畜（牛、馬、豚、めん羊、山羊が死亡したもの）の処理は、死亡獣畜取扱場で行います。

(2) 死亡獣畜取扱場以外では、必要に応じて次のように行います。

ア 埋却

(ア) 死亡獣畜等を埋却する穴は、死亡獣畜等から地表面まで1メートル以上の余地を残す深さとする。

(イ) 死亡獣畜等の上には厚く生石灰その他の消毒薬を散布した後、土で覆うこと。

イ 焼却

- (ア) 十分な薪、わら、石油等を用い焼却させること。
- (イ) 焼却後残った灰等は土中に被覆すること。

2 特定動物（猛獣類）における準用

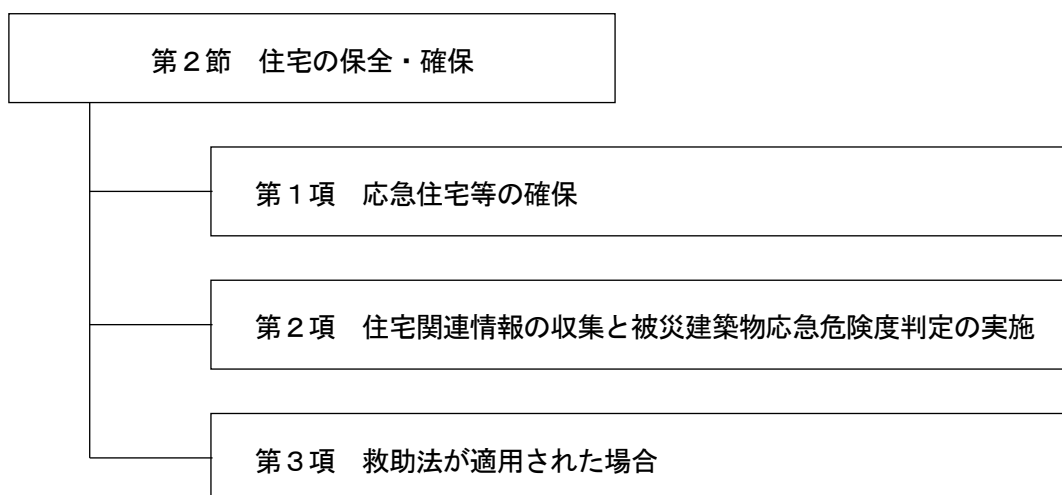
- (1) 特定動物（猛獣類）は、死亡獣畜取扱場では処理できません。
- (2) 死亡した特定動物の処理については、死亡獣畜の処理方法（2）に準拠して行います。

第2節 住宅の保全・確保

【主担当班等】
建設班

南海トラフ巨大地震等による大規模地震発生時には、多数の住宅が被害を受けるとともに、継続的に余震が発生することが想定されるため、これらの被災住宅による二次災害を防止するため、住宅等の応急危険度判定及び住宅の応急修理などを早急に行います。

住居を失った被災者のための住宅相談窓口を設置し、住居（既存公営住宅、応急仮設住宅等）を確保するとともに、避難所からの早期の帰宅を促進します。



第1項 応急住宅等の確保

1 実施体制

- (1) 応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理は原則として県が行い、救助法が適用された場合においても知事から委任されたとき、又は知事による救助のいとまがないときは町長が行います。
- (2) 応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理に係る建設資材の調達については、県建設業協会等の業界団体に協力を求めて、実施します。
- (3) 災害時における被災者用の住居として利用可能な公営住宅や空家等の把握に努め、災害時に迅速に斡旋できるようあらかじめ体制を整備します。

2 応急仮設住宅の建設

(1) 設置場所

町は、仮設住宅の建設可能箇所等について次の事項を踏まえ、町において設置場所を決定します。

ア 用地の選定にあたっては、できる限り集団的に建築できる場所として公共用地等から優先して選定し確保します。

イ 被災者が相当期間居住することを考慮して飲料水が得やすく、かつ保健衛生上適切な場所を選定します。ただし、私有地の場合には、後日問題が起こらないよう十分協議の上選定します。

ウ 相当数の世帯が集団的に居住するときは、交通の便、教育の問題、被災者の生業の見通し等についても考慮します。

エ 町内において必要な応急仮設住宅の確保が困難な場合、近隣市町において必要な建設可能用地を確保し、応急仮設住宅の建設を図ります。

(2) 建設資機材及び業者の確保

応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理及び建設資材の調達については、町内の業者、県建設業協会等の業界団体に協力を求めて、実施します。

資料編 「町内建設資材業者一覧」(P. 資1-5) 参照

「町内建設業者一覧」(P. 資1-6) 参照

3 要配慮者等への配慮

(1) 応急仮設住宅への入居については、高齢者、障がい者等の要配慮者等に十分配慮した応急仮設住宅の設置等に努めるほか、優先的入居を検討します。

(2) 要配慮者への応急仮設住宅建設に関する情報の提供についても十分に配慮します。

(3) 応急仮設住宅の建設にあたっては、ユニバーサルデザインに配慮します。

4 被災住宅の応急修理

町は、避難所からの早期の帰宅を促すため、必要に応じて住宅事業者の団体等と連携して、応急修理を実施すれば、居住を継続できる被災住宅の応急修理を推進します。

第2項 住宅関連情報の収集と被災建築物応急危険度判定の実施

1 住宅関連情報の収集

(1) 住宅相談窓口等の設置

住宅相談窓口等を設置し、被災者の住宅確保に関するニーズを把握するための体制の整備に努めます。

(2) 住宅や宅地の被災状況及び応急仮設住宅に関するニーズの把握

住宅や宅地の被災状況及び、応急仮設住宅（建設・借り上げ）の必要量などを把握します。また、必要な情報を県災害対策本部に報告します。

(3) 判定士と実施本部及び支援本部との調整

判定コーディネーターを導入し、判定士と実施本部及び支援本部との調整を行い、判定作業を円滑に行うよう努めます。

2 被災建築物応急危険度判定体制等の実施

町は、地震により建築物が被災し、又は降雨等の災害により宅地が被災した場合において、判定業務が必要であると判断した場合には、被災建築物応急危険度判定実施本部及び被災宅地危険度判定実施本部を設置するとともに、町内の判定士へ参集を要請します。

また、実施にあたっては、判定士の派遣を必要に応じて県に要請します。

(1) 被災建築物応急危険度判定制度の適用

町は、被災建築物応急危険度判定の実施を決定したときは、町災害対策本部に被災建築物応急危険度判定実施本部を設置するとともに、その旨を県に報告します。

(2) 「三重県被災建築物応急危険度判定要綱」に基づき、町内の被災建築物応急危険度判定士へ参集を要請します。

(3) 被災建築物応急危険度判定士による調査

被災建築物応急危険度判定士は、建築物の被災状況を現地調査して建築物の応急危険度を判定し、“危険”“要注意”“調査済”と、各判定結果に区分けし、その判定結果を知らせることにより、関係者へ注意喚起するとともに、遅延なく被災建築物応急危険度判定実施本部に判定結果を報告します。

(4) 被災宅地危険度判定士による調査

ア 町は、余震による宅盤・擁壁等の変状による二次災害の防止を図るため、被災地に被災宅地危険度判定士の派遣を必要に応じて県に要請します。

イ 被災宅地危険度判定士は、宅地の被害状況を現地調査して宅地の危険度を判定し、その判定結果を関係者に知らせることにより注意を喚起するとともに、遅延なく被災宅地危険度判定実施本部に判定結果を報告します。

第3項 救助法が適用された場合

資料編に「災害救助法による救助の程度、方法及び期間」早見表として掲げています。

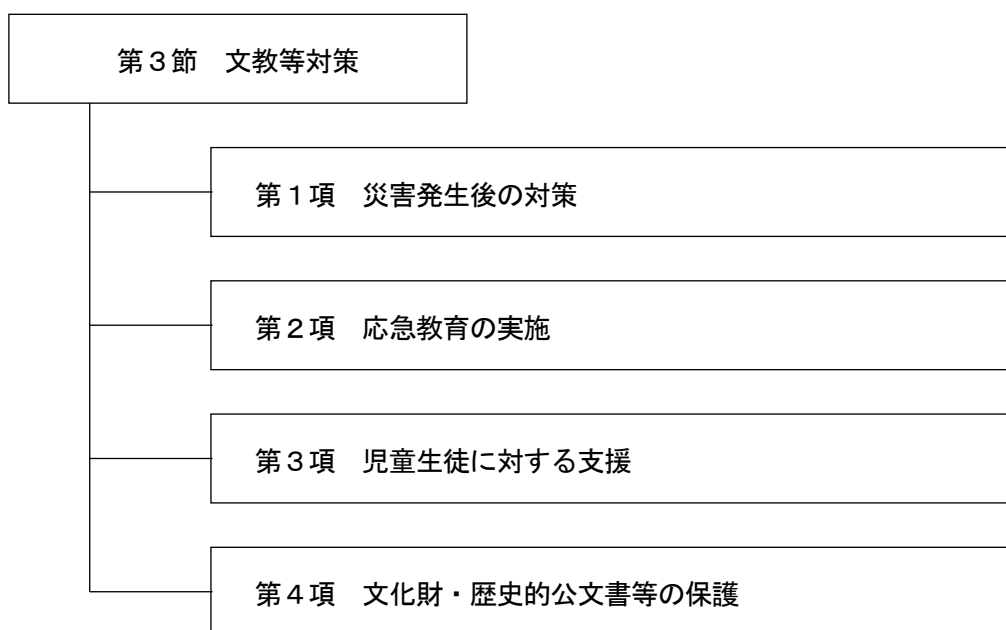
資料編 「災害救助法による救助の程度、方法及び期間」早見表（P. 資10-4）参照

第3節 文教等対策

【主担当班等】
教育班

南海トラフ巨大地震等による大規模地震発生後は、小中学校等の教育施設が避難所として使用されることが想定されるため、被害状況を報告するとともに、通常の教育が行えない場合の応急教育を実施し、速やかに被災地の教育機能の回復を目指します。

また、町内文化財の被害防止、又は被害拡大防止に努めます。



第1項 災害発生後の対策

1 被害状況の報告

災害の発生後、被災を受けた学校の学校長は、地震・津波対策1第3章第3節「学校・園における児童生徒等の安全確保」に定める児童生徒等の安全を確保した後、可能な方法で町災害対策本部、PTA会長等に以下の状況を報告します。

- (1) 児童生徒及び教職員の人的被害及び避難に関する報告
- (2) 学校施設の被害状況
- (3) 学校周辺及び通学路の被害状況
- (4) 休校措置の実施に関する報告
- (5) その他必要な事項

地震・津波対策1第3章第3節「学校・園における児童生徒等の安全確保」（P. 4-57）参照

2 学校施設等の一時使用措置

- (1) 避難所に指定されている学校においては、避難所施設管理者として、避難所設置初期対応や避難所運営に対し協力します。
- (2) 災害応急対策のため、町立学校、町営施設等の一時使用の要請があった場合、当該施設管理

者は支障のない範囲において、これを使用させることができます。

- (3) 町立学校では、教育活動への支障が最小限となるよう、避難所として開放できる部分、開放できない部分を明確にし、避難者の協力を得ます。

第2項 応急教育の実施

1 実施責任者

(1) 町立学校

応急教育の実施にあたっては、児童生徒等、通学路及び施設等の状況を総合的に判断して町及び町教育委員会と学校長が協議の上、決定します。

(2) 町立学校以外

県立学校……………県教育委員会

私立学校……………私立学校設置者

2 文教施設・設備の確保

避難所が開設され、避難所と応急教育施設が重複するときには、避難生活との調整に配慮しながら、教育の低下をきたさないよう努めます。

- (1) 学校施設等の危険度判定を行います。

- (2) 校舎の被害が軽微なときは、速やかに応急修理を行い、使用します。

- (3) 校舎の一部が使用できないときは、特別教室、体育館等を利用します。

- (4) 校舎の被害が相当に大きく、全面的に使用不能で復旧に長期間を要する場合には、使用可能な学校施設、公民館、その他民有施設の借り上げ等により、応急の仮校舎を設置し、授業を行います。

- (5) 応急の仮校舎が(4)により設置できない場合は、県立学校施設等（県立学校、県営施設等）の一時使用を県に要請します。

- (6) 施設の安全が確保できず、仮校舎の設置もできない学校施設については、町教育委員会は県災害対策本部（被災者支援部隊（教育対策班））に対し、児童生徒等を他の学校施設へ転入学させる等の調整を要請します。

3 教職員の確保

- (1) 教職員の人的被害が大きく、教育の実施に支障をきたすときは、町教育委員会、県教育委員会との連携のもとに、学校間等の教職員の応援を図るとともに非常勤講師等の任用などを行います。

- (2) 教職員の不足が補えない場合は、県に対し教職員の派遣を要請します。

4 応急教育実施の周知

応急教育実施にあたっては、児童生徒並びに保護者等に対し、メール、ホームページ等避難した生徒児童等の連絡先がわからない場合にも情報を伝達する方法をあらかじめ講じておき、実施時期等の周知を図ります。

5 給食の措置

学校給食施設・設備が被災した場合には、速やかに応急処置を行い、給食の継続に努めます。その際には、食中毒が発生しないよう、食品の管理など衛生面には十分に注意します。

また、学校が避難所として開設された場合には、学校給食施設・設備は避難者の炊き出し用にも供されるため、その調整に留意するものとします。

6 被災児童生徒等の保健管理

- (1) 被災児童生徒等の心のケアへの対応は健康観察等により、速やかに子供の異変に気づき、問題の性質を見極め、必要に応じて保護者や主治医等と連携をとり、組織的な体制の確立を図ります。
- (2) 学校の設置者は応急処置器材を各学校に整備し、カウンセリングには、養護教諭等が応急措置にあたるものとします。

第3項 児童生徒に対する支援

1 学用品の給与

町は、災害により住家に被害を受け、学用品を喪失又はき損し、就学上支障をきたした児童生徒等に対し、被害の実情に応じて、教科書（教材を含む）、文房具及び通学用品等を現物により支給します。

2 授業料の免除等

- (1) 三重県立高等学校授業料減免及び徴収猶予要綱（平成14年教育委員会告示第4号）により、授業料支弁困難な者に減免の措置がなされます。
- (2) 私立高等学校等授業料減免補助金取扱要領（平成22年生文第01-1号）により、授業料支弁困難な者に軽減の措置がなされます。
- (3) 災害に伴い町民税が非課税又は減免となった場合や、災害による被害等に伴い家計が急変することとなった場合には、三重県高等学校等修学奨学金の随時採用の対象となります。

3 救助法が適用された場合

資料編に「災害救助法による救助の程度、方法及び期間」早見表として掲げています。

資料編 「災害救助法による救助の程度、方法及び期間」早見表（P. 資10-4）参照

第4項 文化財・歴史的公文書等の保護

1 被害報告

- (1) 町指定文化財が被害を受けたときは、その所有者及び管理者、管理団体は被害状況を調査し、その結果を速やかに町教育委員会に報告します。
- (2) 文化財・歴史的公文書等が被害をうけたときは、被害状況を調査した所有者、管理者及び管理団体から町教育委員会（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）の定めるところによりその長が特定社会教育機関、文化財の保護に関する事務を管理し、及び執行することとされた地方公共団体にあつてはその長。以下「市町教育委員会等」という。）を通じて、速やかに被害状況に関する情報を収集し、国指定等文化財については、国（文化庁）に報告します。

2 応急対策

町教育委員会は、1の被害報告を受けた場合、次の措置をとります。ただし、人命にかかわるような被害が発生した場合には、この限りではありません。

- (1) 文化財・歴史的公文書等が被害を受けたときは、町教育委員会等は県の指示・指導等をもとに、所有者、管理者及び管理団体に対して、被災文化財・歴史的公文書等の保存、応急処置並びに被害拡大防止等の措置について必要な指示・助言を行います。
- (2) 町指定文化財については、町が所有者又は管理者に対して必要な指示を行い、その保存を図ります。

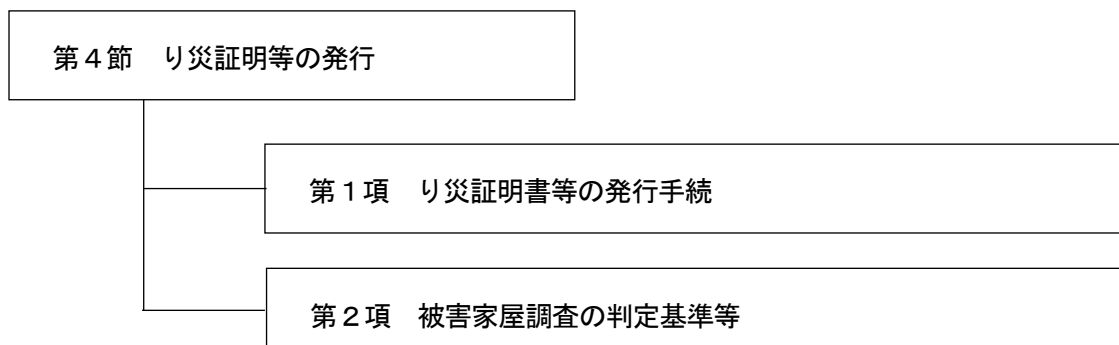
資料編 「町内文化財一覧」(P. 資10-1) 参照

第4節 り災証明等の発行

【主担当班等】

本部事務局、調査・協力班、三重紀北消防組合

り災証明等の発行は、被災者にとって、税の減免、公共料金の減免、見舞金・義援金の受給、貸付金の申込み等、震災後の早期立ち直り及び生活の安定化のためには極めて重要な行為であるため、速やかなり災証明等の発行に努めます。



第1項 り災証明書等の発行手続

1 証明事項

町は、基本法第2条第1号に規定する災害により被害を受けた家屋について、次の事項の証明を行います。なお、火災に係るものについては、消防本部消防長が証明します。

- (1) 全壊（流出）、大規模半壊、半壊、床上浸水、床下浸水、一部損壊
- (2) 火災による全焼、半焼、水損

2 証明書の発行要領

- (1) 町は、り災証明書等の受付・発行窓口を開設します。
- (2) 証明書の発行は、町災害対策本部及び消防本部が連携して行います。
- (3) 町内の被災状況によっては、郵送による受付・発行を行います。
- (4) り災証明書等の発行
 - ア 現に災害等により家屋に被害を受け、その家屋について「り災証明書等」の発行を受けようとする者は、町へ申請し、り災証明書の発行を受けます。
 - イ り災証明書等の発行は、災害により被害を受けた家屋の使用者、一時滞在者、所有者等からの申請によるものとします。
 - ウ 町は、り災台帳に基づき、申請者に対して「り災証明書等」を発行するものとします。
- (5) 被害家屋調査の実施
 - 災害発生後、二次災害等のおそれなくなり次第、原則、申請者等の立会いのもとで、該当証明事項に関し、町災害対策本部又は消防本部が被害調査を行います。

3 り災車両及び船舶の申請及びり災証明書の発行

- (1) り災した車両及び船舶について、「り災証明書等」の発行を受けようとする者は、町へ申請し、り災証明書の発行を受けます。

- (2) 車両及び船舶の場合は、現地調査は行いません。

資料編 「り災証明書様式」(P. 資9-11) 参照

4 り災証明書等発行に関する広報

- (1) 町は、り災証明書等発行等の実施方針を作成次第、速やかに、その内容を広報します。
- (2) 被害家屋調査の前に建物の撤去・修繕を行う場合には、被害状況の写真を撮影し、工事に係る業者の見積りや領収書等と合わせて保管するよう広報します。

第2項 被害家屋調査の判定基準等

1 被害家屋調査の判定基準

- (1) 被害家屋調査の判定基準は、以下のとおりです。
- ア り災証明等の根拠となる被害家屋の判定は、「災害に係る住家の被害認定基準について（平成13年6月28日府政防第518号通知）」に基づき1棟全体で行います。
- イ 判定にあたっては、原則として「災害にかかる住家の被害認定基準運用指針（内閣府）」に沿って被害家屋調査を行うこととします。
- ウ 被害家屋調査は、原則として、外観目視調査とし、判定結果に対して、被災者等からの再調査の申請があった場合は、申請者の立会いのもと、内部に立ち入って再調査を行います。ただし、調査対象が少ない場合等は、調査員は、最初から内部立ち入り調査を実施することができます。
- (2) り災台帳の作成
- り災台帳には、被害家屋調査による判定結果、家屋データ、地番、住民基本台帳等のデータを集約します。

2 再調査

り災証明等発行後、以下のような場合には、被災者等からの申し出により、再調査を実施し、再調査の結果、被災度判定が変更となった場合は、り災台帳に反映するとともに、り災証明書等の修正を行います。

- (1) 被災者等がり災証明等の判定結果に不服であった家屋
- (2) 周囲の被災状況により被害家屋調査が物理的にできなかった家屋

3 判定委員会

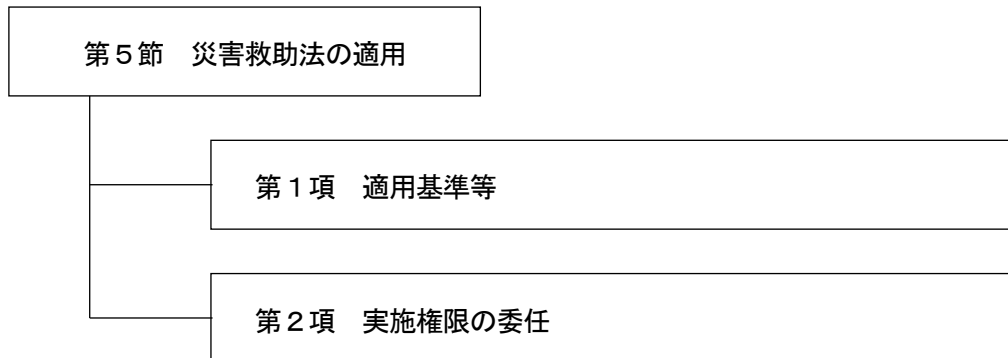
再調査において、判定ができなかったものについては、必要に応じて町災害対策本部内に判定委員会を設置し、判定委員会の意見を踏まえ町長が判定します。判定委員会は、専門知識を有する建築士、不動産鑑定士、学識経験者等からの3名により構成し、町長が委員を委嘱します。

第5節 災害救助法の適用

【主担当班等】

医療・救助班

町は、災害救助法に基づく救助実施の必要が生じた場合、速やかに所定の手続きを行います。



第1項 適用基準等

1 適用基準

救助法の適用基準は、災害救助法施行令（以下本節において「施行令」という。）第1条に定めるところによりますが、本町における具体的適用基準はおおむね次のとおりです。

(1) 適用の要件

- ア 災害のため一定規模以上の被害を生じた場合で、被災者が現に応急救助を必要としていること。
- イ 救助法による救助の要否は、町単位で判定すること。
- ウ 原則として同一の原因による災害であること。

(2) 適用基準

災害の程度が次の基準のいずれかに該当し、かつ被害者が現に救助を要する状態にあるとき、救助法が適用されます。

- ア 本町の住家の滅失した世帯の数が、「市町別適用基準」に定める数である50世帯以上に達したとき。（施行令第1条第1項第1号）
- イ 被害世帯数がアの基準に達しない場合でも、県の区域内において、1,500世帯以上の住家が滅失し、本町の区域内の被害世帯数がアの世帯数の2分の1である25世帯以上に達したとき。（施行令第1条第1項第2号）
- ウ 被害世帯数がア又はイの基準に達しないが、県の区域内において7,000世帯以上の住家が滅失した場合、又は災害が隔絶した地域に発生するなど、被災者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合で、かつ、町の区域内で多数の住家が滅失したとき。（施行令第1条第1項第3号）
- エ 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じたとき。（施行令第1条第1項第4号）

(3) 被災世帯の算定基準

- ア 全壊（焼）、流失世帯は、1世帯とします。
- イ 半壊（焼）等著しく損傷した世帯は、2世帯をもって1世帯とします。

ウ 床上浸水、土砂のたい積等で一時的居住困難世帯は、3世帯をもって1世帯とします。

2 災害救助法の適用手続

(1) 被害状況等の報告・適用要請

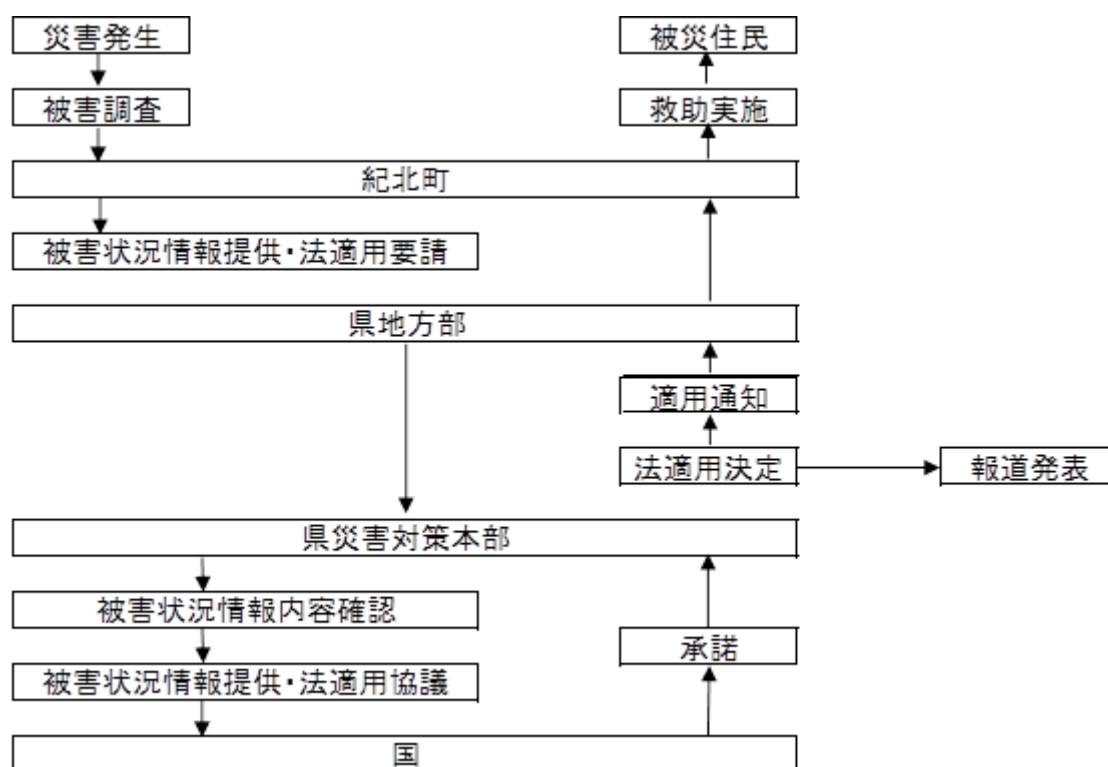
町長は、災害が災害救助法の適用基準のいずれかに該当し、又は該当する見込みであるときは、迅速かつ、正確に被害状況を把握して速やかに県に報告するとともに、被災者が現に救助を必要とする状態にある場合は、あわせて災害救助法の適用を要請するものとします。

また、町長は災害の事態が急迫して、知事による救助の実施を待つことができない時は、自ら必要な救助に着手するとともに、その状況を直ちに知事に報告し、その後の処置に関して知事に協議するものとします。

(2) 救助の実施

町長は知事が救助の実施に関する事務の一部を町長が行うこととした場合において、当該事務を実施するとともに、知事が実施する救助の補助を行うこととします。

救助法適用に関する情報伝達系統



3 救助の程度、方法及び期間等

資料編に「災害救助法による救助の程度、方法及び期間」早見表として掲げています。

資料編 「災害救助法による救助の程度、方法及び期間」早見表（P. 資10-4）参照

4 救助の種類

（1）救助法による救助の種類

- ア 避難所、応急仮設住宅の設置
- イ 食品、飲料水の給与
- ウ 被服、寝具等の給与
- エ 医療、助産
- オ 被災者の救出
- カ 住宅の応急修理
- キ 学用品の給与
- ク 埋葬
- ケ 死体の捜索及び処理
- コ 住居又はその周辺の土石等の障害物の除去

第2項 実施権限の委任

知事から委任を受けた町長は、委任された救助の実施責任者となります。

第6節 災害義援金等の受入・配分

【主担当班等】

総務班、経理班

町は、被災者に対する災害義援金品の募集、保管輸送及び配分を円滑に行い、被災者の生活の安定を図ります。

第6節 災害義援金等の受入・配分

第1項 災害義援金品の募集等

第1項 災害義援金品の募集等

災害義援金品の募集、輸送及び配分は、次の関係機関が共同し、又は協力して行うものとします。

三重県共同募金会、日本赤十字社三重県支部、三重県社会福祉協議会
 県、町、日本放送協会津放送局、三重テレビ放送、三重エフエム放送

1 町の義援金品等の受付及び保管

- (1) 町は、義援金品等の受付窓口を開設して受付を行い、寄付者に領収書を発行し、「寄付者リスト」を作成します。
- (2) 義援金については、町災害対策本部（経理班）において一括とりまとめ保管し、義援品等については、各関係機関において保管します。
- (3) 集積引き継ぎ
 - ア 各家庭から募集したときは、婦人会及び民生委員・児童委員等の組織が訪問して集積するか、あるいは集積場所を指定して各家庭から持参してもらう等の方法によって集積し、実施関係機関へ引き継ぐものとします。
 - イ 職域募集あるいは生徒会等によって集積されたものは、一括して実施関係機関に引き継ぐものとします。

2 配分、輸送

- (1) 町災害対策本部は、被災者に対して、義援物資について、受入を希望するもの及び受入を希望しないものを把握し、その内容及び送り先等の「配分者リスト」を作成し、県災害対策本部に報告します。
- (2) 被災地のニーズ・状況、義援金品の内容、数量等を検討し、速やかに被災者に届くよう、実施関係機関を通じ配分及び輸送します。

3 費用等

- (1) 義援金品の募集及び配分に要する労力提供等は、できるだけ無料奉仕とします。
- (2) 輸送その他に要する経費は、実施関係機関において負担します。

第4部 地震・津波対策3（東海地震緊急特別対策）

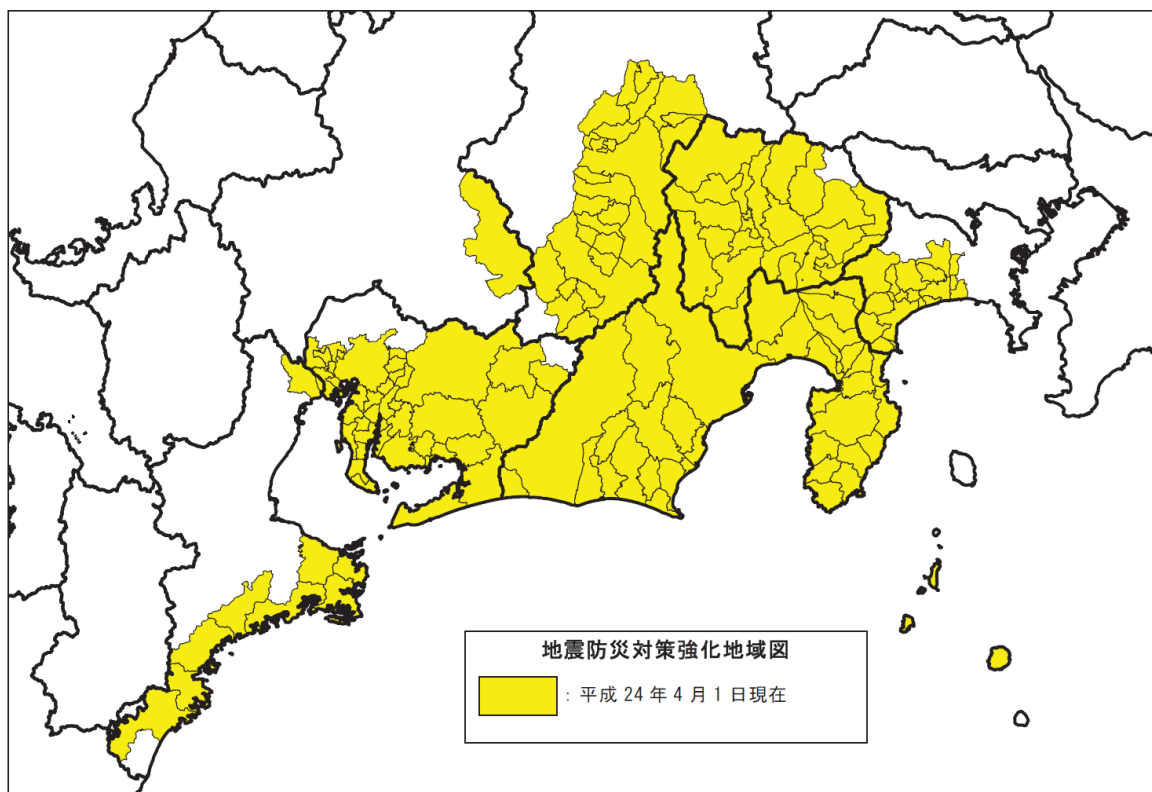
第1章 東海地震緊急特別対策の目的等

第1節 東海地震緊急特別対策の目的

第1項 緊急対策の目的

大震法は、大規模地震発生前の事前措置を行って、地震災害を防止軽減することを目的に制定されました。同法に基づき、平成25年4月の時点で1都7県157市町村、三重県では本町を含め10市町が東海地震に係る地震防災対策強化地域に指定されています。本町においても平成14年4月24日に指定され、津波被害を中心に被害発生が憂慮されています。また、南海トラフ地震臨時情報及び警戒宣言が発せられた場合においては、社会的混乱の発生が懸念されます。

よって、この特別対策は、大震法第6条第1項の規定に基づき、東海地震に係る地震防災対策強化地域について、南海トラフ地震臨時情報が発表された場合以降にとるべき地震防災応急対策に係る措置に関する事項等を定め、本町における地震防災体制の推進を図ることを目的としています。



（内閣府ホームページより）

第2項 基本方針

この特別対策は、次の考え方を基本にしています。

- (1) この特別対策は、大震法第6条第1項の規定に基づき、主として南海トラフ地震臨時情報が発せられてから東海地震が発生するまでの間、又は警戒解除宣言が出されるまでの緊急対策を中心に作成しています。
- (2) この特別対策は、東海地震の発生に伴う被害の発生を防止又は軽減するため、町、県、その他の防災関係機関等のとるべき事前措置の基本的事項について定めるものです。
- (3) 警戒宣言発令前において、南海トラフ地震臨時情報に基づき政府が準備行動等をとる旨の意思決定を行った場合、必要な準備行動を実施します。
- (4) 地震発生後の災害対策は「第4部1及び2 発災時及び発災後対策」により対処するものとします。
- (5) 町、防災関係機関は、南海トラフ地震臨時情報の発表等に伴う緊急対策を実施します。

第2節 町が処理すべき事務又は業務の大綱

- (1) 警戒宣言、南海トラフ地震臨時情報の収集、伝達及び広報
- (2) 避難の指示、又は警戒区域の設定
- (3) 県警戒本部への報告、要請等
 - ア 職員の派遣、交通規制等の県警戒本部への要請
 - イ 住民等の避難の状況及び地震防災応急対策の実施状況を県へ報告
- (4) 消防職員・団員及び水防団の配備等
- (5) 避難者等の救護
- (6) 緊急輸送の実施
- (7) 食料、医薬品の確保、保健衛生に係る措置等に関する事項
- (8) その他地震災害の発生の防止又は軽減を図るための措置に関する事項

第2章 緊急対策

第1節 地震災害警戒本部の設置等

【主担当班等】

本部事務局

南海トラフ地震臨時情報が出された場合、職員の参集や連絡体制の確保等、必要な準備行動をとります。警戒宣言が発令された場合には、地震防災応急対策の連絡調整及び緊急対策を推進するために地震災害警戒本部を設置し、緊急対策活動を行います。

第1項 活動態勢の整備

1 職員動員配備

南海トラフ地震臨時情報が発表された場合は情報を収集し、第1配備（準備体制）、第2配備（警戒体制）、第3配備（非常体制）のいずれかの態勢をとります。

2 町警戒本部及び支部

町警戒本部の組織及び運営は、大震法、大規模地震対策特別措置法施行令、紀北町地震災害警戒本部条例（平成17年紀北町条例第146号）に定めるところによります。

資料編 「紀北町地震災害警戒本部条例」（P. 資8-4）参照

(1) 組織

町警戒本部は、町災害対策本部の組織をもって充てるものとします。

ア 町災害対策本部の組織は、第4部1第1章第1節第2項「町災害対策本部」によります。

第4部1第1章第1節第2項「町災害対策本部」（P. 4-3）参照

イ 町長（本部長）は、以下の者の町警戒本部及び支部への配置を要請します。

(ア) 三重県警察の警察官

(イ) 町の区域において業務を行う指定公共機関及び指定地方公共機関の役員又は職員

(ウ) 三重紀北消防組合の消防長又は消防吏員

(エ) 消防団長

(2) 所掌事務

町警戒本部が所掌する事務の主なものは、次のとおりです。

ア 警戒宣言、南海トラフ地震臨時情報の住民等への伝達並びに地震防災上必要な情報の収集及び伝達

イ 県への報告、要請等県との地震防災活動の連携

(ア) 必要に応じ、県警戒本部に対し、地震防災応急対策の実施に係る職員の派遣等必要な事項を要請します。

(イ) 必要に応じ交通規制その他社会秩序の維持を県公安委員会に要請し、また、地震防災応急対策を実施すべき者に対する指示をします。

(ウ) 住民等の避難の状況及び地震防災対策の実施状況を県へ報告します。

ウ 避難の指示又は警戒区域の設定

- エ 消防職員、消防団（水防団）の配備等、災害が発生した場合の応急措置の準備
 - オ 消防、水防等の応急措置
 - カ 避難者等の安全確保
 - キ 緊急輸送の実施
 - ク 災害発生に備えた食料、医薬品、救助用資機材等の確保準備
 - ケ 自主防災組織活動の防災指導、連携
 - コ その他地震防災応急対策上の措置
- (3) 紀伊長島・海山消防署は、町警戒本部、防災関係機関と緊密な連携をとり特に次の事項を実施します。
- ア 情報の収集と伝達
 - イ 消火活動、救助活動の出動体制の確立
 - ウ 警戒区域内の地域住民への避難の指示の伝達
 - エ 出火防止のための広報
- (4) 消防団（水防団）は、紀伊長島・海山消防署、町警戒本部、防災関係機関と緊密な連携をとり特に次の事項を実施します。
- ア 情報の収集と伝達
 - イ 消火活動、水防活動、救助活動の出動体制の確立
 - ウ 火気使用の自粛を住民へ伝達するためのパトロールの実施
 - エ 水利の確保（水流の堰止め等を含む。）
 - オ 住民の避難誘導
 - カ 水防資機材の点検、配備及び確保準備
 - キ 警戒区域から避難確保のパトロール
 - ク 救助用資機材の確保準備
 - ケ その他状況に応じた防災、水防活動
- (5) ここで規定する町警戒本部は、南海トラフ地震臨時情報が発せられてから地震が発生するまでの間、開設して活動するものであり、地震が発生した場合は、直ちに第4部1第1章第1節第2項「町災害対策本部」に規定する町災害対策本部に切り替えて活動するものとします。

第2項 職員動員（配備）

職員動員（配備）は、第4部1第1章第1節第3項「町災害対策本部要員の動員計画」によります。

第4部1第1章第1節第3項「町災害対策本部要員の動員計画」（P. 4-10）参照

第2節 南海トラフ地震に関連する情報の通報等

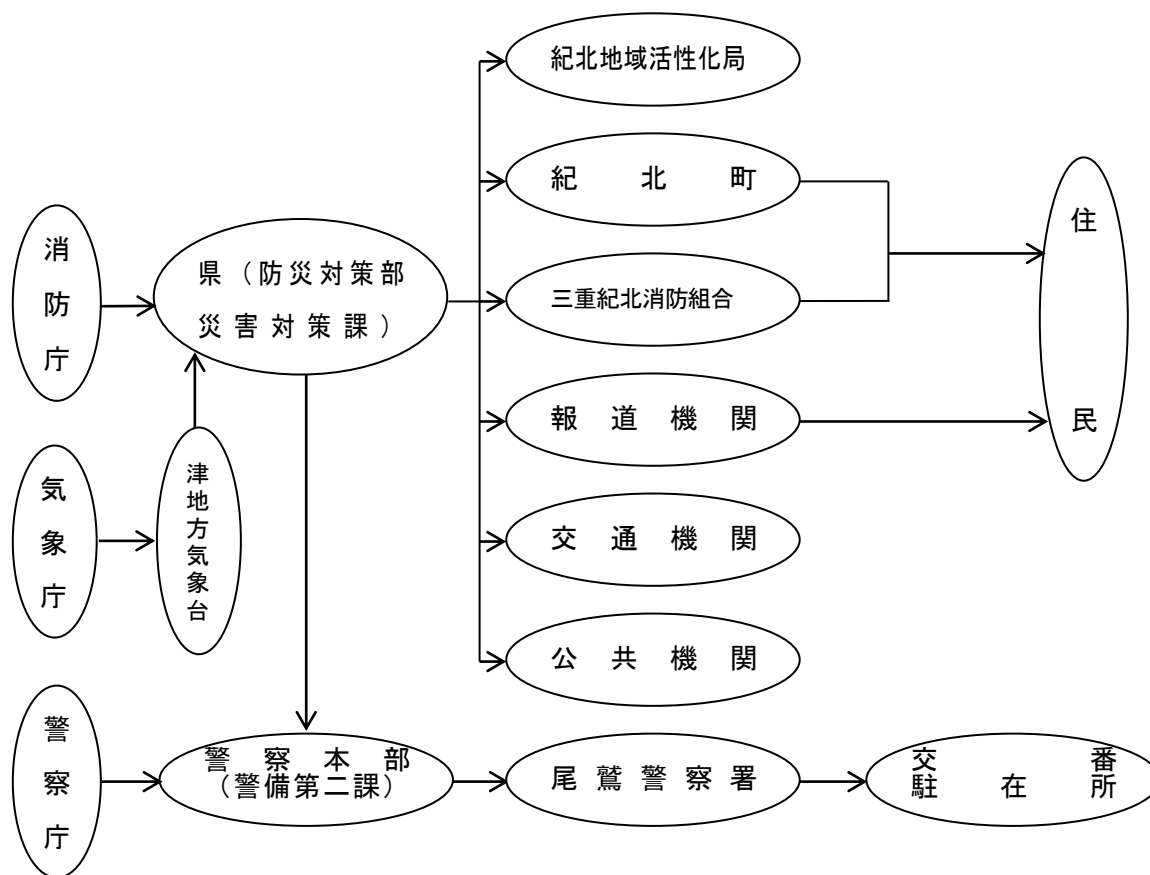
【主担当班等】
本部事務局

南海トラフ地震に関連する情報が発せられた場合には、町及び防災関係機関は、警戒宣言及び南海トラフ地震に関連する情報を住民等へ正確かつ迅速に伝達します。

第1項 緊急対策

1 伝達系統

南海トラフ地震に関連する情報は、次の伝達系統により通報されます。



※県警戒本部設置後にあつては、県警戒本部において受理伝達されます。

2 通報を受けた場合の措置

南海トラフ地震に関連する情報等の通報を受けた場合の措置は、第4部第1章第5節「地震・津波情報等の収集・伝達」によります。

第4部第1章第5節「地震・津波情報等の収集・伝達」(P. 4-24) 参照

第3節 南海トラフ地震に関連する情報の町民等への伝達及び広報

【主担当班等】

本部事務局

南海トラフ地震に関連する情報等が発せられると、無秩序な情報が流れ憶測によるデマ等により町民の混乱が予想されることから、これを未然に防止するため迅速かつ適切な広報を実施します。

第1項 緊急対策

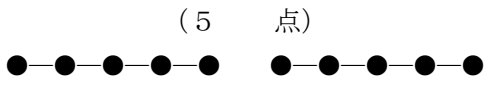
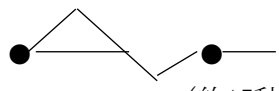
1 住民等への広報等

南海トラフ地震に関連する情報等については、国及び県が報道機関を通じた広報活動が行われますが、町は次の方法により、住民への周知徹底を図ります。

(1) 広報車、町防災行政無線（同報系）

(2) 警鐘又はサイレン

大震法に基づく警戒宣言が発せられたとき、警鐘又はサイレンによって周知する場合の標識は、次のとおりです。

警 鐘	サ イ レ ン
 (5 点)	 (約45秒)
備考 1 警鐘又はサイレンは、適宜の時間継続すること。 2 必要があれば警鐘及びサイレンを併用すること。	

(3) 可能な限り多くの伝達及び広報手段

可能な限り多くの伝達及び広報手段は、第4部1第1章第7節第1項2「伝達及び広報手段」によります。

第4部1第1章第7節第1項2「伝達及び広報手段」（P. 4-34）参照

(4) 南海トラフ地震に関連する情報等への問い合わせに対応するため、対応窓口を設置します。

2 広報の内容

広報は、おおむね次の内容とします。その際、避難行動要支援者・要配慮者に配慮した広報に努めます。

(1) 南海トラフ地震に関する情報、地震注意情報、警戒宣言及び地震予知情報の発表内容

(2) 地震発生時の注意事項、特に出火防止、余震に関する注意の喚起

(3) 混乱防止のための対応措置

(4) その他状況に応じて住民に周知すべき事項

3 広報文例（参考）

南海トラフ地震に関連する情報が発せられた場合に広報する文例を参考として示します。

南海トラフ地震に関連する情報発表時、町民に対する呼びかけの広報例文（参考）

町民の皆さん、こちらは紀北町長です。

本日〇〇時〇〇分気象庁から発表されましたように、地震観測データに異常が観測されたため、南海トラフ地震に関連する情報が発表されました。町は地震災害警戒本部を設置し、津波やがけ崩れの危険性のある地域には「避難の指示」を出しました。

町民の皆さんは、万一来に備え、次のことに十分注意してください。

- 1 不要不急の外出や旅行等は控えてください。
- 2 日頃行っている安全対策をもう一度確認してください。
- 3 テレビ、ラジオ、インターネットなどにより正確な情報を確認してください。

町では、南海トラフ地震に関連する情報の発表等に伴う緊急対策を実施しますので、町民の皆さんは、今後の正確な情報を確認し、十分注意するようお願いいたします。

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）発令時、町民に対する呼びかけの広報例文（参考）

町民のみなさん、こちらは紀北町長です。

本日〇〇時〇〇分内閣総理大臣から南海トラフ地震について国民への呼びかけの記者会見がありました。町民の皆さんは、次のことに十分注意して地震の発生に備えてください。

- 1 火の使用、自動車の使用、危険な作業などは自粛してください。
- 2 身の回りの安全、火の始末、非常持出品などを確かめてください。
- 3 テレビ、ラジオ、インターネットなどにより正確な情報を確認してください。
- 4 町内全域に「避難の指示」を出しました。

町では、この非常事態を乗り切るため全力をあげて対処いたしますので、町民の皆さんはあわてないで、冷静に避難行動に移ってください。

警察、消防などの職員の指示に従って、秩序正しく行動していただきたいと思います。

第4節 避難の指示及び避難場所・避難所の確保

【主担当班等】

各班共通

南海トラフ地震臨時情報等が発せられた場合の避難を容易にするための事前対策及び発災前の避難行動による混乱防止対策を行います。

第1項 緊急対策

1 避難対策の基本方針

- (1) 津波の来襲及び山・がけ崩れの発生の危険が予想され、避難の指示の対象となる地域（以下「避難対象地区」という。）の住民等は、警戒宣言が発せられたときは、速やかに危険地域以外のあらかじめ定めた避難地へ避難します。
- (2) 「避難対象地区」の住民等が避難地まで避難するための方法については、原則として徒歩によるものとします。ただし避難地までの距離が遠く、徒歩による避難が著しく困難な避難対象地区の住民等については、地域ごとの実情に応じて車両の活用の適否を検討するなど避難の実効性を確保するよう努めます。
- (3) 避難誘導や避難地での生活にあたっては、要配慮者等に配慮するものとします。
- (4) 交通規制等の結果生じる帰宅困難者、滞留旅客等に対する避難誘導、保護等の活動を行います。

2 避難のための指示

(1) 指示の基準

町長は、南海トラフ地震臨時情報が発せられたときは、あらかじめ津波やがけ崩れの危険性のある地域を警戒区域※として設定し、「避難の指示」を行います。

第4部1第3章第1節「避難の指示及び避難場所等の確保」（P. 4-48）参照

第4部1第3章第1節第4項2「警戒区域設定の内容」（P. 4-52）参照

※ 大震法第26条において準用する災害対策基本法第63条の規定に基づく警戒区域であり、警戒宣言が発せられた場合の避難指示地域となります。

(2) 指示及び伝達方法

ア 町長は、警戒宣言が発せられた後、速やかに住民等に対し、避難指示を行います。伝達方法は、本章第3節「地震予知情報等の広報」によります。

イ 警察官、海上保安官に対し、避難指示の伝達について、協力を要請します。

ウ 必要に応じ避難の指示に関する放送を県を通じて報道機関に依頼します。

(3) 避難に関する周知事項

町（三重紀北消防組合を含む。）及び尾鷲警察署は、平素から住民及び自主防災組織に対し次の事項について周知し、警戒宣言が発せられたときには、警戒宣言が発せられたこと、避難すべき地区名、避難する時期等の伝達に努めます。

また、観光客へも周知、伝達に努めます。

ア 町内全域が避難対象地区であること

イ 津波の来襲及び山・がけ崩れの発生の危険が予想される区域は警戒区域であること

- ウ 出火防止措置、消火器の点検、貯水、家具の転倒防止措置等の緊急対策の実施
- エ 避難経路、避難先
- オ 避難する時期
- カ 避難行動における注意事項（携帯品、服装等）

3 警戒区域の設定

(1) 警戒区域設定対象地域

全町域のうち、津波の来襲及び山・がけ崩れの発生の危険が予想される区域が大震法第26条において準用する災害対策基本法第63条の規定に基づく警戒区域となります。これらの警戒区域は、2の(3)により住民及び自主防災組織に対し周知徹底を図ります。

(2) 規制の内容等

警戒宣言が発せられたときは、速やかに警戒区域の設定を行い、退去又は立入制限等の措置をとります。また、警察官、海上保安官及び消防団・自主防災会等の協力を得て、住民等の退去の確認を行うとともに、防犯・防火のためのパトロールを実施するよう努めます。

4 避難状況の報告

(1) 町は、区、消防団、自主防災組織及び施設等の管理者等から次に掲げる避難状況の報告を求めます。

ただし、避難対象地区以外の地域にあっては、原則として、次のイに関する報告を求めないものとします。

ア 避難の経過に関する報告

危険な事態その他異常な事態が発生した場合、直ちに行う報告。

(ア) 避難に伴い発生した危険な事態、その他異常な事態の状況（場所、人員を含む。）

(イ) 上記事態に対し、応急的にとられた措置

(ウ) 町等に対する要請事項

イ 避難の完了に関する報告

避難完了後、速やかに行います。

(ア) 避難地名

(イ) 避難者数

(ウ) 必要な救助・保護の内容

(エ) 町等に対する要請事項

(2) 町は、(1)の避難状況について県へ報告します。

5 避難場所・避難所への避難及び避難所の運営・管理

(1) 避難地の設置及び避難生活

ア 避難生活者

避難地で避難生活をする者は、津波や山・がけ崩れ等危険予想地域に住む者、帰宅できない旅行者等で居住する場所を確保できない者としてします。

イ 設置場所

(ア) 津波や山・がけ崩れ等の危険のない地域に設置します。

(イ) 原則として公園、学校グラウンド等の野外に設置します。ただし、要配慮者等のための措置を講じてある建物内にも設置することができることとします。

ウ 設置期間

警戒宣言が発せられてから警戒宣言が解除されるまで、又は地震が発生し避難所が設置されるまでの期間とします。

エ 避難地の運営

(ア) 町は、自主防災組織及び避難地の学校等施設の管理者の協力を得て避難地を運営します。

(イ) 避難地には避難地の運営等を行うために必要な本部職員を配置します。また、避難地の安全の確保と秩序のため、必要により警察官の配置を要請します。

(ウ) 避難地の運営にあたっては、要配慮者に配慮するものとします。

(エ) 自主防災組織は、避難地の運営に関して町に協力するとともに、役割分担を確立し、相互扶助の精神により自主的に秩序ある避難生活を送るよう努めます。

(オ) 多数の観光客等の収容が見込まれる避難地については、関係事業者と協力し運営します。

6 小中学校・園における児童生徒等の安全確保

(1) 児童生徒等の安全対策については、原則として次のとおり取り扱うものとします。

ア 児童生徒等が在校中に南海トラフ地震臨時情報に基づき政府が準備行動をとる旨の意思決定を行った場合には、授業・部活動等を中止し、あらかじめ定められた方法に基づき速やかに帰宅するよう指導します。

イ 児童生徒等が登下校中に南海トラフ地震臨時情報に基づき政府が準備行動をとる旨の意思決定を行った場合には、あらかじめ定められた方法に基づき速やかに帰宅するよう指導します。

ウ 児童生徒等が在宅中に南海トラフ地震臨時情報に基づき政府が準備行動をとる旨の意思決定を行った場合には、休校として、児童生徒等は登校させません。

(2) 学校等においては、(1)の原則を踏まえて通学方法、通学距離、通学時間、通学路の状況、交通機関の状況等を勘案し、あらかじめ保護者等と協議の上、地域の実態に即応して具体的な対応方法を定めておくものとします。

(3) 南海トラフ地震臨時情報に基づき政府が準備行動をとる旨の意思決定を行った場合の学校等における対応の方法については、児童生徒等をはじめ保護者その他関係者に周知しておくものとします。

(4) 施設、設備について、日ごろから安全点検を行い、南海トラフ地震臨時情報に基づき政府が準備行動をとる旨の意思決定を行った場合には災害の発生を防止するため必要な措置を講じるものとします。

(5) 保育所、幼稚園及び通所授産施設等の安全対策についても、上記に準ずるものとします。

第5節 緊急輸送態勢の確保

【主担当班等】

総務班、本部事務局、建設班、産業・輸送班

町は、警戒宣言が発せられた場合、緊急対策を実施するために必要な緊急輸送態勢を確保します。

第1項 緊急対策

1 緊急輸送の実施体制

警戒宣言後の緊急輸送の実施の具体的調整は、町地震災害警戒本部が行うものとし、現地本部が設置された場合は、現地本部において行うものとします。

2 緊急輸送の対象となる人員、物資等

(1) 警戒宣言発令時の緊急輸送は、緊急対策の実施に最低限必要な次の人員、物資について行います。

ア 緊急対策実施要員の配備及び地震防災応急対策活動に要する最小限の資機材

イ 緊急の処置を要する患者の搬送及び必要な医薬品、衛生材料等の輸送

(2) 輸送の安全が確保される場合に限り、状況に応じて次の輸送を行います。

ア 食料

イ 日用品等

ウ その他緊急に輸送を必要とするもの

3 緊急輸送手段の確保

第4部1第2章第4節第2項「緊急輸送手段の確保」によります。

第4部1第2章第4節第2項「緊急輸送手段の確保」（P. 4-46）参照

4 緊急輸送の調整

町及び防災関係機関の緊急輸送の円滑な実施を確保するため、必要があるときは調整を行います。

この場合、次により調整することを原則とします。

第1順位	住民の生命の安全を確保するため必要な輸送
第2順位	緊急対策実施要員、緊急物資等の緊急対策を実施するため必要な輸送
第3順位	地震発生後の活動の準備のための輸送

5 自衛隊の派遣要請

町は、自衛隊の支援による緊急輸送が特に必要であるときは、県に対し、必要な措置を要請します。

第6節 自衛隊及び海上保安庁への災害派遣要請等

【主担当班等】

本部事務局

警戒宣言が発せられた場合、町は、自衛隊の支援による緊急対策が特に必要であるときは、県に対し、必要な措置を要請します。

第1項 緊急対策

第4部1第1章第4節「自衛隊及び海上保安庁への災害派遣要請等」によります。

第4部1第1章第4節「自衛隊及び海上保安庁への災害派遣要請等」（P. 4-17）参照

第7節 水防活動

【主担当班等】

消防班、建設班、産業・輸送班、三重紀北消防組合、消防団

町は、警戒宣言が発せられた場合、津波の発生に備え、必要に応じ水門、えん堤等の門扉開閉を行います。

第1項 緊急対策

1 津波からの防護のための施設の緊急措置

河川、海岸、港湾及び漁港の管理者は、警戒宣言が発せられた場合、津波の発生に備え、速やかに水門、えん堤等の門扉開閉作業が行えるよう、必要な体制を整えます。

ただし、津波が発生したときに、閉鎖に時間を要する場合は、直ちに避難します。

また、工事中の施設等については、作業の即時中断等の措置を行います。

2 危険箇所把握体制の整備

水防施設に異常がないかを確認するとともに、異常を発見した場合は水防活動を実施します。

ただし、津波が発生したときに、水防活動に時間を要する場合は、直ちに避難します。

第8節 救助・救急活動及び消防活動

【主担当班等】

消防班

南海トラフ地震臨時情報に基づき政府が準備行動をとる旨の意思決定を行った場合又は警戒宣言が発せられた場合、町及び防災関係機関は、出火防止と迅速な救急・救助に関する活動を実施します。

第1項 緊急対策

1 救助・救急活動及び消防活動の実施及び調整

次の事項について、消防本部・消防団と連携して実施します。

- (1) 消防職員、消防団を中心に警戒体制の強化を図ります。
- (2) 通信施設の確保並びに通信統制の確立を図ります。
- (3) 消防車両・資機材の点検、整備を行います。
- (4) 正確な情報の収集及び伝達を図ります。
- (5) 事前に災害危険地域に消防隊を配置し、火災の未然防止並びに出動の迅速化を図ります。
- (6) 消防計画の速やかな履行、火災発生防止、初期消火についての予防広報を行います。
- (7) 安全避難路の確保及び避難誘導を行います。
- (8) 自主防災組織、自衛消防隊等の防災活動に対する指導を行います。
- (9) 迅速な救急・救助のための体制確立を図ります。
- (10) 緊急消防援助隊及び県内消防相互応援隊の応受援体制の整備を図ります。

第9節 医療・救護活動態勢の確保

【主担当班等】

医療・救助班、三重紀北消防組合、消防団

南海トラフ地震臨時情報に基づき政府が準備行動をとる旨の意思決定を行った場合又は警戒宣言が発せられた場合、町及び防災関係機関は、発災後に迅速かつ的確な医療、救護活動が実施できるよう事前措置を講じます。

第1項 緊急対策

1 医療・救護活動の準備

- (1) 町は、紀北医師会等関係機関に対して、医療救護班の編成と出動準備を要請します。
- (2) 町長があらかじめ協議して定めた医療機関は、警戒宣言時等においても緊急を要する患者に対する診察を行うことを住民等に対し、周知します。
- (3) 町及び紀北医師会等関係機関は、医療救護施設の設備・資機材を配置し、又は点検するとともに、必要に応じて救護所の設置を準備します。
- (4) 町及び紀北医師会等関係機関は、人工透析等の継続的な治療を要する住民の把握と、その医療の提供を行えるよう準備します。

2 医薬品等の確保

- (1) 町は、町内医薬品業者に対し、医薬品及び衛生材料等の在庫確認と搬出準備を要請します。
- (2) 町は、救急医療用の輸血用血液の配置状況について、尾鷲総合病院等への備蓄量の確認をします。

3 救護所・仮設救護病院の設置

- (1) 町は、紀北医師会等関係機関に対して、医療救護班の編成と出動準備を要請します。
- (2) 町及び紀北医師会等関係機関は、要救護者の搬送及び受入準備を行います。
- (3) 町は、救護所の設置に伴い、住民等に対して救護所設置の周知を図ります。

4 防疫のための準備

町は、防疫のための資機材及び仮設トイレを準備します。

第10節 緊急の交通・輸送機能の確保

【主担当班等】

本部事務局、建設班、産業・輸送班、環境衛生班

南海トラフ地震臨時情報に基づき政府が準備行動をとる旨の意思決定を行った場合又は警戒宣言が発せられた場合、町及び防災関係機関は、交通混乱の防止、緊急物資の輸送、警察・消防活動等が円滑に行われるよう交通及び公共輸送の運行を確保します。

第1項 緊急対策

1 道路交通対策（参考：警察が行う緊急対策）

（1）交通規制方針

警戒宣言等が発せられた場合における交通規制は、広域交通規制対象道路、主要幹線道路等について、応急対策上必要な交通規制、交通検問により行われます。

ア 強化地域内における一般車両の運行は極力抑制するとともに、強化地域への一般車両の流入は極力制限します。

イ 強化地域内から強化地域外への一般車両の流出は、交通の混乱が生じない限り、制限しないものとします。

ウ 緊急交通路の優先的な機能確保を図ります。

（2）交通規制計画

県公安委員会は、警戒宣言が発せられた場合は、大震法第24条の規定に基づき、次の交通規制を実施し、避難路及び緊急交通路を確保します。

ア 県内への一般車両の流入制限

隣接県境の主要道路においては県内へ流入する車両（軽車両を除く。）のうち、大震法第24条に規定する緊急輸送に従事する車両（以下、この編において「緊急輸送車両」という。）以外の車両を極力制限します。この場合県外（強化地域外）への流出については、交通の混乱が生じない限り原則として制限しないものとします。

イ 県内における車両の走行抑制

県内における一般車両の走行は極力抑制します。

ウ 広域交通規制

警察庁が指定する広域交通規制対象道路において、必要な交通規制を実施します。

エ 警察庁が指定する広域交通規制対象道路は、次のとおりです。

（ア）伊勢湾岸自動車道

（イ）東名阪自動車道

（ウ）伊勢自動車道

（エ）紀勢自動車道

（オ）国道1号

（カ）国道23号

（キ）国道25号（名阪国道）

（ク）国道42号

オ 交通規制の方法

大震法に基づく交通規制を実施する場合は、大震法施行規則第5条に定める標示を設置し

て行うものとします。なお、緊急を要するとき、又は設置が困難な場合は、警察官の現場における指示により交通規制を行います。

カ 広報

警戒宣言前の段階から警戒宣言時の交通規制等の情報についてあらかじめ情報提供するとともに、不要不急の旅行等を控えるよう要請し、交通規制を実施した場合は、避難者、運転者等に対し、適時広報を実施します。

(3) 緊急交通路等を確保するための措置

災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため緊急の必要があると認めるときは、速やかに区域又は道路の区間を指定して緊急通行車両以外の車両の道路における通行を禁止し又は制限するなど、緊急交通路の確保にあたるものとします。

(4) 緊急輸送車両等の確認

ア 事前届出制度

(ア) 警戒宣言発令時における緊急輸送車両等の確認手続きの効率化を図るため、事前に災害対策に従事する関係機関の届出により緊急輸送車両として使用する車両について緊急通行車両等事前届出済証を交付します。

(イ) 事前届出の受付は、尾鷲警察署交通課において行います。

イ 緊急通行車両等確認証明書及び標章の交付

緊急輸送車両の申請に基づき、緊急通行車両等確認証明申請書と緊急通行車両等事前届出済証の記載内容を照合した上で、緊急通行車両等確認証明書（2枚複写の2枚目）及び標章を交付します。

ウ 緊急輸送車両等の確認

警戒宣言が発せられた際、上記イで緊急通行車両等事前届出済証の交付を受けている車両の使用者から確認を求める旨の申し出がなされた場合、事前届出を行ってない者からの申請に優先して確認を行うものとし、その際、必要な審査は省略することができます。

エ 確認等機関

上記イ、ウの緊急輸送車両等の確認と緊急通行車両等証明書等の交付は、警察本部（交通規制課、高速道路交通警察隊）、各警察署、警戒宣言発令時に伴い設置される交通検問所及び三重県防災対策部、地域防災総合事務所等において行います。

2 公共輸送対策（参考：鉄道及びバス事業者が行う緊急対策）

(1) 鉄道（東海旅客鉄道株式会社）

警戒宣言が発せられた場合における列車及び乗客等の安全を確保するため、次の措置を講じます。

ア 東海旅客鉄道株式会社、日本貨物鉄道株式会社

(ア) 南海トラフ地震臨時情報時

a 列車の運転取り扱い

(a) 旅客列車については、運行を継続します。ただし、長距離夜行列車については、強化地域への進入を禁止します。

(b) 貨物列車については、強化地域への進入を禁止します。

b 旅客等に対する対応

(a) 南海トラフ地震臨時情報が発表されたとき及び政府から準備行動等を行う旨の公表があったときには、旅客等に対してその内容を伝達するとともに、列車の運転状況、

警戒宣言が発令された場合の列車の運転計画を案内します。

(イ) 警戒宣言発令時

- a 警戒宣言が発せられたときの、列車の運転規制手配は、次の各号によります。
 - (a) 強化地域内への列車の進入を禁止します。
 - (b) 当該強化地域を運転中の列車は、最寄りの安全な駅その他の場所まで安全な速度で運転して停車します。
 - (c) 強化地域外においては、折返し設備等を勘案し区間を定め、必要に応じ速度を制限して運行を継続します。
- b 旅客の待機、救護等
 - (a) 警戒宣言が発せられたときは、その情報を伝達するとともに、あらかじめ定めた方法及び内容により、列車の運転状況を案内します。
 - (b) 滞留旅客が発生した場合は、原則として関係市町の定める避難地へ避難させる等必要な措置をとります。

(2) バス（三重交通株式会社）

- ア 運行路線にかかわる津波の被害が予想される箇所、山崩れ、がけ崩れが想定される箇所等の危険箇所、避難地についてあらかじめ調査し、それを教育・訓練等により従業員に周知徹底するものとします。
- イ 南海トラフ地震臨時情報又は警戒宣言時等における情報の収集・伝達経路についてあらかじめ定めておきます。特に、運行中の乗務員は、サイレン、標識等による情報収集に努めるものとします。
- ウ 警戒宣言発令の情報を入手した乗務員は、危険箇所を避け安全と思われる場所に停止し、速やかに車両の運行を中止し、旅客に対し避難地の教示をするとともに、避難地において帰宅支援が行われている場合には、その旨の教示も行います。
- エ 運行の中止にあたっては十分な車両の安全措置を行った上で、駐車措置を講じ、旅客の避難状況について可能な限り営業所等へ報告します。
- オ 滞留旅客に対して、警戒宣言の内容、最寄りの避難地及び運行中止の措置をとった旨の案内を掲示物、放送等により広報します。

3 海上交通の確保対策（参考：尾鷲海上保安部、漁港管理者が行う緊急対策）

(1) 海上、港湾及び港則法の適用を受ける漁港

海上保安部は、海上交通の安全を確保するため、次に掲げる措置を講じます。

- ア 港及び沿岸付近にある船舶に対し、港外又は沖合等安全な海域への避難を勧告するとともに、必要に応じて、入港を制限し、又は港内停泊中の船舶に対して、移動を命ずる等の規制を行います。
- イ 港内又は船舶交通の輻輳が予想される海域において、必要に応じて、船舶交通の整理及び指導を行います。

(2) 港則法の適用を受けない漁港

漁港の管理者は、漁業協同組合及び船舶管理者に対し、警戒宣言が発せられた場合、次の措置をとるよう要請します。

- ア 停泊中の大型・中型船舶については、港外に避難します。
- イ 避難できない船舶については、係留を完全に行います。
- ウ 大型・中型船舶は、入港を差し控えます。

第11節 広域的な受援・応援体制の整備

【主担当班等】

本部事務局、総務班

町は、国の活動要領に基づく広域応援部隊・救援物資・災害派遣医療チーム（DMAT）の受入れを迅速に行うための体制を整備します。

第1項 緊急対策

1 応援計画の事前策定

町は、警戒宣言が発せられた場合に速やかに応援部隊の受入体制をとることができるよう、第4部1第1章第8節「広域的な受援・応援体制の整備」に準じ、応援計画を事前に策定します。

第4部1第1章第8節「広域的な受援・応援体制の整備」（P. 4-36）参照

2 応援部隊等の受入

- (1) 警戒宣言が発せられ、地震防災応急対策を迅速かつ的確に実施するため必要があると認めるときは、自衛隊、緊急消防援助隊及び警察災害派遣隊の地震防災派遣を要請します。
- (2) 広域応援部隊、救援物資、DMAT及びボランティア等の受入を迅速に行うための体制を整備します。

第12節 ライフライン施設の安全対策

【主担当班等】

建設班、水道班、産業・輸送班

南海トラフ地震臨時情報に基づき政府が準備行動をとる旨の意思決定を行った場合又は警戒宣言が発せられた場合の飲料水、電気及びガスの供給、通信等の確保と、発災後の応急対策に係る事前措置を実施します。

第1項 緊急対策

1 飲料水の確保

- (1) 町長は、住民に個人備蓄及び緊急貯水を実施するよう指導するとともに、これにより増加する水需要に対し、設備能力の範囲内において飲料水の供給を確保、継続を行うものとします。
- (2) 施設能力を超える場合には、「三重県水道災害広域応援協定書」に基づき、東紀州ブロック代表市（尾鷲市）又は県等に応援要請します。

資料編 「三重県水道災害広域応援協定書」（P. 資8-12）参照

- (3) 町長は、水道施設の破壊に備え、水道施設の点検整備を行うとともに、応急給水用資機材及び水道施設等の応急復旧用資機材の確保並びに人員の配置等応急給水体制及び復旧体制を確立します。

2 電力、ガス、通信等の緊急対策（ライフライン事業者が行う緊急対策）

電力、ガス、通信等のライフライン事業者は、事前に定められた方法により、活動態勢の構築、情報収集・伝達活動の実施、利用者への広報等の活動に取り組むものとします。

第13節 公共施設等の保全

【主担当班等】

建設班、水道班、産業・輸送班、各公共施設等の管理者

南海トラフ地震臨時情報に基づき政府が準備行動をとる旨の意思決定を行った場合又は警戒宣言が発せられた場合、公共施設及び不特定多数の者が出入りする施設等において地震発生に備えた対策を実施します。

第1項 緊急対策

1 公共施設（町が管理又は運営する施設）

(1) 道路

所管道路の緊急点検及び巡視を実施して状況を把握し、必要に応じ交通の制限、工事中の道路における工事（占用工事等を含む）の中断等の措置をとります。

ア 車両の走行自粛の呼びかけ及び南海トラフ地震臨時情報の広報を広報車等により道路利用者に対して行います。

イ 緊急交通路及び幹線避難路において県公安委員会が実施する交通規制に協力します。

ウ 災害応急対策を迅速かつ確に実施するため、資機材、人員等の配備手配を行います。

エ 道路パトロールに努めるとともに、災害発生時における道路状況の把握を迅速に行える体制を整えます。

オ 幹線避難路における障害物除去に努めます。

(2) 河川、海岸、港湾、漁港等

町は、直ちに所管する河川、海岸、港湾、漁港等の緊急点検及び巡視を実施して状況を把握し、必要に応じて、水門、樋門の閉鎖、工事中的場合には中断等の適切な措置をとります。

(3) 不特定多数の者が出入りする施設

町が管理する施設（庁舎、学校、社会教育施設及び社会福祉施設等）については、南海トラフ地震臨時情報が発表された時点で、次の措置をとるものとします。

ア 南海トラフ地震臨時情報等の来訪者への伝達

イ 来訪者の安全確保のための避難等の措置

ウ 施設の防災点検、応急修理及び設備、備品等の転倒落下防止措置、薬品の転倒落下等危険物資による危害の防止

エ 出火防止措置

オ 受水槽、予備貯水槽等への緊急貯水

カ 消防用施設等の点検、整備及び事前配備

キ 自家発電装置、可搬式発電機等による非常電源の確保

ク 衛星携帯電話、無線通信機等の緊急時通信手段の確保

(4) 砂防、地すべり、急傾斜地等

指定地等危険のおそれがある地域にあらかじめ定めた情報連絡を行い、必要に応じて警戒体制を整えるよう努めます。

(5) 工事中の公共施設、建築物、その他工事を中断し、必要に応じ立入禁止、落下倒壊防止、補強その他の保安措置を行います。

(6) 水道施設等

貯水確保を配慮した安全水位を確保し、送水を継続します。

(7) コンピュータ

コンピュータ・システムについては、おおむね次の措置を行います。

- ア コンピュータ本体の固定を確認します。
- イ 重要なデータから順次安全な場所に保管します。
- ウ 警戒宣言発令時以降も運用することになっているコンピュータ・システムを除いて、運用を停止します。

2 民間施設（事業所に対する指導、要請）

消防法等により消防計画等を作成する義務のある施設及び事業所に対し、警戒宣言が発せられた場合にとるべき措置について、次に掲げる事項を盛り込むよう指導するとともに、警戒宣言が発せられた場合の安全確保、混乱の防止を図るための措置をとるよう要請するものとします。

- (1) 津波の来襲及び山・がけ崩れの発生の危険が予想され、警戒宣言が発せられた場合の避難指示地域となる警戒区域にある事業所にあつては、直ちに避難します。
- (2) 警戒区域外にある事業所にあつては、警戒宣言が発せられた場合における事業所の営業の継続又は自粛に関すること。
 - ア 不特定多数の人の出入りする施設等で地震発生時にパニックの発生するおそれがある場合は営業を自粛します。
 - イ 生活必需品を取り扱う事務所にあつては、安全の確保を図りつつ、できるだけ営業の継続に努めます。
- (3) 警戒宣言、地震予知情報等の顧客、観客、来訪者等への伝達に関すること。
- (4) 火気使用の自粛等出火防止措置に関すること。
- (5) 顧客、観客、来訪者、従業員等施設利用者の安全確保に関すること。
- (6) 自衛消防組織に関すること。
- (7) 工事中の建築物等の工事の中断等の措置に関すること。
- (8) 設備、備品等の転倒落下防止措置、薬品の転倒落下等危険物資による危害の予防措置に関すること。
- (9) 施設、消防用施設等の点検に関すること。
- (10) 警戒宣言に関する防災訓練及び教育に関すること。

第14節 危険物施設等の安全対策

【主担当班等】

消防班、三重紀北消防組合

大規模地震の強振動による危険物施設、高圧ガス施設、毒劇物保管施設、火薬類貯蔵施設、放射性物質施設等の損傷による二次災害を防止するための対策を実施します。

第1項 緊急対策

1 危険物施設、高圧ガス施設、毒劇物保管施設、火薬類貯蔵施設、放射性物質施設等の災害発生防止措置

第5部第1章第2節「危険物施設等の保全」に準じ、危険物施設等の二次災害防止措置を実施します。

第5部第1章第2節「危険物施設等の保全」（P. 5-7）参照

第15節 食料及び生活必需品等の確保

【主担当班等】

救護・物資班、産業・輸送班

南海トラフ地震臨時情報に基づき政府が準備行動をとる旨の意思決定を行った場合又は警戒宣言が発せられた場合、食料、生活必需品の調達可能数量について点検を行うとともに、食料、生活必需品を確保し、民生の安定を図ります。

警戒宣言発令時に必要な緊急物資は、平素から地域住民等が自助努力によって確保することを基本とし、県又は町の緊急物資の供給は、これを補完するものとします。

第1項 緊急対策

1 食料、生活必需品の調達可能数量についての点検

食料、生活必需品の調達可能数量について点検を行います。

2 食料及び生活必需品の確保と配分

- (1) 津波、山・がけ崩れ等危険予想地域住民で非常時持出しができなかった者や町外からの旅行者等に対し、緊急物資の供給が必要な事態が生じたときは、備蓄した緊急物資を配分し、又は緊急物資の供給協定を締結した物資保有者から調達して配分します。
- (2) 三重県市町災害時応援協定に基づく緊急物資の調達斡旋の要請を県に行います。
- (3) 緊急物資の供給協定を締結した物資保有者の在庫量を、必要に応じて確認します。
- (4) 緊急物資集積所の開設準備を行います。
- (5) 学校給食用施設、公民館等の活用と炊き出し要員の組織体制の準備を行います。
- (6) 食料品及び生活必需品を取り扱う小売、卸売業者等と事前に連絡調整を図っておくこと等により、迅速に調達できる方法を定めておくものとします。
- (7) 要配慮者の食料確保については、十分配慮するものとします。

3 飲料水の確保

- (1) 住民に対して貯水の励行を呼びかけます。
- (2) 応急給水計画に基づき、他の地方公共団体からの応援給水を含む応急給水活動の準備を行います。
- (3) 水道施設の安全点検を実施し、二次災害防止措置の準備を行います。
- (4) 応急復旧体制の準備を行います。

第16節 社会秩序の維持

【主担当班等】

本部事務局

南海トラフ地震臨時情報に基づき政府が準備行動をとる旨の意思決定を行った場合又は警戒宣言が発せられた場合、交通混雑、社会的混乱等に対して民生の安定及び犯罪の発生を防止します。

第1項 緊急対策

1 町が実施する対策

- (1) 町は、尾鷲警察署及び県と連携し、予想される次の混乱に対して対策を実施します。
- ア 地震予知情報等に関する流言
 - イ 帰宅者による道路の混乱
 - ウ 電話の輻輳（ふくそう）
 - エ 避難に伴う混乱
 - オ 道路交通の混乱
 - カ 旅行者等の混乱
- (2) 警察及び県と連携し、各種の混乱の生ずるおそれのあると認めるとき、又は混乱が生じたときは、住民のとるべき措置について呼びかけを実施します。
- (3) 避難対象地区に対して、的確な広報を同報系防災行政無線により実施します。
- (4) 状況に応じて生活物資の買占め、売り惜しみ防止を啓発し、生活物資の異常な価格の高騰、買占め、売り惜しみが発生した場合は、国及び県と連携し、状況に応じて特定物資を指定し、物資の円滑な供給を確保します。
- (5) 警察の交通規制に応じ、緊急輸送路の確保に努めます。

2 県警察の対策（参考）

(1) 警備体制の確立

南海トラフ地震臨時情報が発表された時点において、次により災害警備本部を設置して、警備体制を確立します。

ア 災害警備本部の設置

警察本部に本部長を長とする「三重県警察災害警戒警備本部」を、警察署に署長を長とする「警察署災害警戒警備本部」をそれぞれ設置します。

イ 警備部隊の編成

警察本部員及び警察署員をもって所要の部隊を編成します。

(2) 警戒警備活動の重点

- ア 情報の収集・伝達
- イ 住民等への情報伝達活動
- ウ 社会秩序の維持
- エ 交通対策
- オ 警察施設等の点検及び整備
- カ その他必要な措置

第17節 社会の混乱防止のためにとるべき措置

【主担当班等】

救護・物資班、総務班

警戒宣言が発せられた場合、住民は家庭又は職場等において、個人又は共同で、人命の安全を第一として混乱の防止に留意しつつ、発災後の被害を最小限にとどめます。

第1項 緊急対策

1 家庭における措置

- (1) 南海トラフ地震臨時情報が発表された場合は、テレビやラジオ、インターネット等を利用して正確な情報の収集に努めること。また、町役場からの防災行政無線や、消防署、警察署などからの広報情報に注意すること。
- (2) 南海トラフ地震臨時情報が発表された場合は、外出や不要不急の旅行等は自粛すること。
- (3) 南海トラフ地震臨時情報、警戒宣言が発せられた場合には、津波やがけ地崩壊等の危険が予想される警戒区域の住民等は、指定された避難場所へ速やかに避難すること。
- (4) 警戒区域以外の住民等は、建物内外を問わず、物の落下や下敷等に遭わない安全な場所を確保し、家具等重量物の転倒防止措置をとること。
- (5) 警戒宣言発令後は、火の使用は自粛すること。
- (6) 灯油等危険物やプロパンガスの安全措置をとること。
- (7) 消火器やバケツなどの消火用具の準備、確認を行うとともに、発災後の断水に備え、バケツや浴槽に緊急用水を貯めておくこと。
- (8) 身軽で安全な服装に着替えること。
- (9) 生活用水、食糧、携帯ラジオ、懐中電灯、医療品等の非常持出品及び救助用品の用意を確認すること。
- (10) 万一のときは脱出口を確保すること。
- (11) 自主防災組織は、周辺の住民に“声かけ”をし、地域住民に情報伝達を図るとともに、避難誘導や、発災に備えた初期消火及び救助活動の準備をすること。
- (12) 地区の「災害時の避難行動計画」に沿って行動すること。
- (13) 自動車の使用は、地区の「災害行動計画」で定める場合を除き自粛すること。
- (14) 可能な範囲で災害時要援護者への災害情報の確実な伝達及び避難の支援に努めること。

2 職場における措置

- (1) 南海トラフ地震臨時情報が発表された場合は、テレビやラジオ、インターネット等を利用して正確な情報の収集に努めること。また、町役場からの防災行政無線や消防署、警察署などからの広報情報に注意すること。
- (2) 南海トラフ地震臨時情報が発表された場合は、防火管理者、保安責任者などを中心に、職場の防災会議を開き、分担に従い、できるだけだけの措置をとること。
- (3) 南海トラフ地震臨時情報、警戒宣言が発せられた場合は、津波やがけ地崩壊等の危険が予想される警戒区域の事業所の従業員等は、指定された避難場所へ速やかに避難すること。
- (4) 警戒宣言が発令された場合は、警戒区域以外の事業所は建物内外を問わず、物の落下や下敷等に遭わない安全な場所を確保し、ロッカー等重量物の転倒防止措置をとること。
- (5) 警戒宣言発令後は、火の使用は自粛すること。
- (6) 消防計画、予防規定などにに基づき危険物の保安に注意し、危険箇所を点検すること。

- (7) 職場の自衛消防組織の出動体制を整備すること。
- (8) 重要書類等の非常持出品を確認すること。
- (9) 職場の条件と状況に応じ、安全な場所で待機すること。
- (10) 不特定かつ多数の者が出入りする職場では、入場者の安全確保を第一に考えること。
- (11) 事業所内の情報共有体制を確立すること。
- (12) 近くの職場同士で協力し合うこと。
- (13) マイカーによる出勤、帰宅等は自粛すること。
- (14) 危険物運搬車両等の運行は自粛すること。
- (15) 外出中の従業員との連絡体制を確保し、安全確保を指示するよう努めること。

3 運転者のとるべき措置

南海トラフ地震臨時情報、警戒宣言が発せられ、強化地域内での一般車両の通行は禁止され、又は制限される場合、強化地域内の運転者は次のような措置を講ずること。

- (1) 車を運転中に南海トラフ地震臨時情報、警戒宣言が発せられたことを知ったときは、地震の発生に備えて、あわてることなく、低速で走行するとともに、カーラジオ等により継続して地震情報や交通情報を聞き、その情報に応じて行動すること。
- (2) 車を置いて避難するときは、できるだけ道路外の場所に移動しておくこと。やむを得ず道路上に置いて避難するときは、道路の左側に寄せて駐車し、エンジンを止め、エンジンキーを付けたままとし、窓を閉め、ドアはロックしないこと。駐車するときは、避難する人の通行や地震防災応急対策の実施の妨げとなるような場所には駐車しないこと。

第4部 地震・津波対策4（南海トラフ地震防災対策推進計画）

第1章 総則

第1項 推進計画の目的

この計画は、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号。以下「法」という。）第5条第2項の規定に基づき、南海トラフ地震防災対策推進地域について、南海トラフ地震に伴い発生する津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項、南海トラフ地震に関し地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項等を定め、当該地域における地震防災対策の推進を図ることを目的とします。

第2項 基本的な考え方

1 推進計画の趣旨

南海トラフ巨大地震は、広範囲で強い揺れと巨大な津波が発生し、大規模かつ広域災害に伴う甚大な被害のおそれがあります。

これまでの地震・津波対策の延長上では十分な対応が困難となる場合があることを考慮しながら、「人命を守る」ことを最大の目標に、住民一人ひとりができる限り被害を減少させるよう「減災」の考え方に基づいて「自助」の取り組みを推進するとともに、地域や事業所等における「共助」の取り組みを促進し、町及び県による「公助」との連携・協働を図るため、町及び防災関係機関並びに住民、地域のとるべき基本的事項を計画に定めます。

2 推進計画の位置づけ

- (1) 推進計画は、紀北町地域防災計画の「第4部地震・津波対策4」として作成します。
- (2) 対策は、法第5条第1項が規定する以下の項目をもとに、本町において特に重要な事項を中心にまとめています。
 - ア 地震防災上緊急に整備すべき施設等（避難施設、避難路、救助活動のための拠点施設、消防用施設等）に関する事項
 - イ 津波からの防護・円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項
 - ウ 南海トラフに係る防災訓練に関する事項
 - エ 県及び防災関係機関等の関係者との連携協力の確保に関する事項
 - オ 南海トラフ地震に係る地震防災上重要な対策に関する事項
- (3) 記載のない対策については、全編における計画内容に準じるものとします。

第3項 防災関係機関が地震発生時の災害応急対策として行う事務又は業務の大綱

第1部第2節「防災関係機関の責務と業務の大綱」に準じます。

第1部第2節「防災関係機関の責務と業務の大綱」（P. 1-4）参照

第4項 被害の想定

南海トラフ地震による被害の想定は、第1部第4節「被害の想定」のうち、県による地震被害想定

<南海トラフ巨大地震>によるものとします。

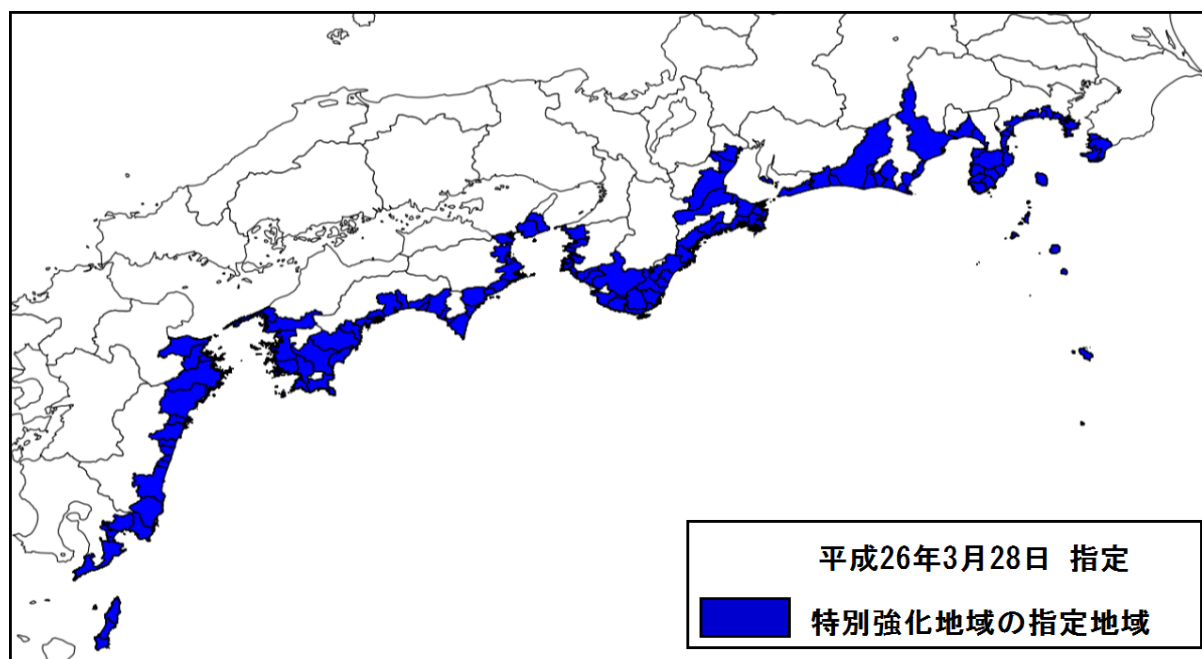
第1部第4節「被害の想定」（P. 1-14）参照

第5項 町災害対策本部等の設置

町長は、南海トラフ地震臨時情報が発表されたとき、又は南海トラフ地震と判定され得る規模の地震が発生したと判断したときは、直ちに町災害対策本部を設置します。

設置基準及び組織・所掌事務等については、第4部1第1章第1節「活動態勢の整備」に定めるところによります。

第4部1第1章第1節「活動態勢の整備」（P. 4-1）参照



（内閣府ホームページより）

第2章 関係者との連携協力の確保

第1節 関係者との連携協力の確保

【主担当班等】

総務班、救護・物資班、産業・輸送班

第1項 資機材、人員等の配備手配

1 物資等の調達手配

地震発生後に行う災害応急対策に必要な次の物資、資機材（以下「物資等」という。）の確保は、第2部第1章第5節「物資等の備蓄・調達・供給体制の整備」に定めるところによります。

第2部第1章第5節「物資等の備蓄・調達・受入・供給体制の整備」（P. 2-10）参照

2 人員の配置

人員の配置依頼については、第4部1第1章第2節「災害対策要員の確保」に定めるところによります。

第4部1第1章第2節「災害対策要員の確保」（P. 4-12）参照

第2項 他機関に対する応援要請

1 応援協定

本部長（町長）は、必要があるときは、締結している応援協定に従い、応援を要請します。応援要請に関する事項については、第2部第1章第4節「受援・応援体制の整備」に定めるところによります。

第2部第1章第4節「受援・応援体制の整備」（P. 2-8）参照

2 自衛隊及び海上保安庁への災害派遣要請等

第4部1第1章第4節「自衛隊及び海上保安庁への災害派遣要請等」によります。

第4部1第1章第4節「自衛隊及び海上保安庁への災害派遣要請等」（P. 4-17）参照

3 広域的な受援・応援体制の整備

(1) 第4部1第1章第8節「広域的な受援・応援体制の整備」に定めるところによります。

第4部1第1章第8節「広域的な受援・応援体制の整備」（P. 4-36）参照

(2) 本部長（町長）は、広域避難を行う必要が生じた場合、県の調整のもと、広域避難受入先となる県内市町又は県外の受入先市町村を含む県と協議し、避難所の供与その他必要な要請を行います。

第3項 帰宅困難者への対応

1 情報伝達体制の整備

- (1) 町と防災関係機関は、観光事業者等との連携により、観光客等への情報伝達体制を確立するよう努めます。
- (2) 県避難誘導標識設置指針に基づく避難場所・避難路を示した案内板の設置など、平常時から観光客等に周知を図ります。

2 広報等による周知

町は、「むやみに移動を開始しない」という基本原則を広報等で周知するほか、民間事業者との協力による一時滞在施設等の確保等の検討を進めるものとします。

第3章 津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項

第1節 津波からの防護

【主担当班等】

本部事務局、消防班、建設班、産業・輸送班、三重紀北消防組合、消防団

第1項 津波からの防護活動の実施

1 地震発生時の防護活動

町又は堤防、水門等の管理者は、地震が発生した場合は直ちに、水門及び閘門の閉鎖、工事中の場合は工事の中断等の措置を講じます。

ただし、津波等により防護活動に従事する者の安全が確保できない場合はこの限りではなく、直ちに避難することを優先します。

2 内水排除施設等の被災防止措置

内水排除施設等は、施設の管理上必要な操作を行うための非常用発電装置の整備、点検その他所要の被災防止措置を講じておくものとします。

第2項 津波防護施設等の整備

1 堤防、水門等の整備

町又は堤防、水門等の管理者は、第2部第4章第4節「津波・水害・高潮の防災対策の推進」に定めるところにより、次の計画に基づき、各種整備等を行います。

- (1) 堤防、水門等の点検
- (2) 堤防、水門等の自動化・遠隔操作化・補強等必要な施設整備等
- (3) 水門や陸閘等の閉鎖を迅速・確実にを行うための体制、手順及び平常時の管理方法

第2部第4章第4節「津波・水害・高潮の防災対策の推進」（P. 2-58）参照

2 孤立地区におけるヘリポート、ヘリコプター臨時発着場等の整備

津波により孤立が懸念される地区のヘリポート、ヘリコプター臨時発着場等の整備の方針及び計画は、第4部1第3章第4節「孤立地区対策」に定めるところによります。

第4部1第3章第4節「孤立地区対策」（P. 4-59）参照

3 防災行政無線の整備等

防災行政無線の整備等の方針及び計画は、第2部第1章第2節「情報収集・伝達体制の整備」に定めるところによります。

第2部第1章第2節「情報収集・伝達体制の整備」（P. 2-4）参照

第2節 円滑な避難の確保

【主担当班等】

各班共通

第1項 津波に関する情報の伝達等

津波警報等の津波に関する情報の収集・伝達に係る関係者の役割分担や連絡体制は、第4部1第1章第5節「地震・津波情報等の収集・伝達」に定めるところによります。

第4部1第1章第5節「地震・津波情報等の収集・伝達」（P. 4-24）参照

第2項 避難指示等の発令基準

住民等に対する避難指示の発令基準は、第4部1第3章第1節第2項「避難指示及び高齢者等避難の発令」に定めるところによります。

第4部1第3章第1節第2項「避難指示及び高齢者等避難の発令」（P. 4-49）参照

第3項 避難対策等

1 「紀北町津波避難計画」の策定

町は、地震・津波発生直後から津波が終息するまでのおおむね数時間から十数時間の間、住民の生命及び身体の安全を確保するための「紀北町津波避難計画」に定めるところにより、津波に対する防災対策の整備・推進を図ります。

2 津波による避難場所等の確保

津波による避難場所等の確保は、第2部第2章第2節「避難対策等の推進」、第2部第4章第1節「市街地・建築物等の防災対策の推進」に定めるところによります。

第2部第2章第2節「避難対策等の推進」（P. 2-25）参照

第2部第4章第1節「市街地・建築物等の防災対策の推進」（P. 2-49）参照

3 避難場所、避難路等の指定・周知

避難場所、避難路等の指定・周知は、第2部第2章第2節第1項「避難場所、避難路等の指定・周知及び整備」に定めるところによります。

第2部第2章第2節第1項「避難場所、避難路等の指定・周知及び整備」（P. 2-25）参照

4 避難誘導方法等

避難誘導方法等は、第4部1第3章第1節第5項「避難方法」に定めるところによります。

第4部1第3章第1節第5項「避難方法」（P. 4-53）参照

5 避難行動要支援者等の避難

町は避難行動要支援者や避難支援関係者等を含めた地域住民全体の合意により、地区内の

避難行動要支援者名簿及び個人避難計画を作成し、各自治会等は、要支援者の避難誘導体制の強化に役立っています。その際、プライバシーの保護には、十分配慮します。

第2部第3章第6節第1項「災害時要援護者の避難行動支援」（P. 2-44）参照

6 避難所の開設及び運営

避難所は、第4部2第1章第1節「避難所の開設及び運営対策」に沿って開設及び運営管理します。

第4部2第1章第1節「避難所の開設及び運営対策」（P. 4-64）参照

第3節 迅速な救助

【主担当班等】

三重紀北消防組合、消防団

第1項 消防機関等の活動

1 三重紀北消防組合

三重紀北消防組合は、津波からの円滑な避難の確保等のために、次の事項を重点として必要な措置を講ずるものとします。

- (1) 津波警報等の情報の的確な収集・伝達
- (2) 津波からの避難誘導
- (3) 自主防災組織等の津波避難計画作成等に対する支援
- (4) 津波到達予想時間等を考慮した退避ルールの確立

2 消防団

消防団は、津波からの円滑な避難の確保等のために、次の事項を重点として必要な措置を講ずるものとします。

- (1) 避難場所、避難経路の状況確認、安全な経路の選定
- (2) 高齢者、病人、障がい者などの要配慮者の確認、優先避難
- (3) 火災の拡大、津波警報等の避難命令が出された場合の避難誘導
- (4) 避難誘導後の人員把握

第2項 水道、電気、ガス、通信、放送関係

【主担当班等】

水道班

1 水道

地域住民等の津波からの円滑な避難を確保するため、水道管の破裂等による二次災害を軽減させるための措置は、第4部2第2章第2節第1項「水道施設」に定めるところによります。

第4部2第2章第2節第1項「水道施設」（P. 4-89）参照

2 ライフライン事業者（参考）

- (1) 電力事業者は、津波から円滑な避難を確保するため、津波警報等の伝達や夜間の避難時の照明の確保等が必要なことから、電力供給のための体制確保等必要な措置を講じるとともに、火災等の二次災害の防止に必要な利用者によるブレーカーの開放等の措置に関する広報を実施するものとします。また、災害応急活動の拠点等に対して電力を優先的に供給するために必要な措置を実施します。
- (2) ガス事業者は、津波からの円滑な避難を確保するため、火災等の二次災害防止のための利用者によるガス栓閉止等必要な措置に関する広報を実施します。
- (3) 電気通信事業者は、津波警報等の情報を確実に伝達するために必要な通信を確保するため、通信設備への電源の確保、地震発生後の輻輳時の対策等を実施します。
- (4) 指定公共機関日本放送協会は、第1部第2節第2項6の「日本放送協会津放送局」が定めるところによります。

第1部第2節第2項6（8）「日本放送協会津放送局」（P. 1-9）参照

第3項 交通

【主担当班等】

本部事務局、建設班、産業・輸送班

1 道路

町、都府県警察及び道路管理者は、津波襲来のおそれがあるところでの交通規制、避難経路についての交通規制の内容をあらかじめ計画し周知するものとします。交通規制の内容は、第4部2第2章第1節「交通・輸送機能の確保」に定めるところによります。

第4部2第2章第1節「交通・輸送機能の確保」（P. 4-83）参照

2 海上（参考）

海上保安庁（第四管区海上保安本部）及び港湾管理者は、津波による危険が予想される地域から安全な海域へ船舶を退避させる等の措置に係る具体的な実施要領を定め、これに基づき必要な措置を実施します。

3 鉄道（参考）

東海旅客鉄道株式会社が行う津波の発生により危険度が高いと予想される区間における運行の停止その他運行上の措置は、次のとおりです。

（1）災害時の活動組織

東海旅客鉄道株式会社に対策本部及び被災現地に現地対策本部を設置し、応急活動を行います。

（2）初動措置

ア 保守担当区の措置

災害により列車の運転に支障を生ずる事態の発生、又は発生が予想される場合は、線路、トンネル、橋梁、重要建造物、電車線路及び信号保安設備等の巡回、固定警備を行います。

イ 列車の措置

乗務員は、状況によっては、旅客の避難、救出救護の要請をするとともに、関係箇所に対し必要事項の速報を行います。

ウ 駅の措置

駅長は次の措置をとります。

（ア）列車防護及び運転規制を行います。

（イ）速やかに情報収集を行い、必要によっては救護所の開設、医療機関の救援を要請する。

（3）旅客の避難誘導及び救出救護

ア 避難誘導

（ア）駅における避難誘導

駅長は被害の状況により、旅客への広報を積極的に行い、避難について駅員の指示に従うよう協力を求めます。

（イ）列車における避難誘導

乗務員は、被害状況等について積極的に案内を行い協力を求める。また、被災の状

況、救出救護の手配、避難場所その他必要事項について列車指令（最寄り駅）に連絡の方法を講じます。

イ 救出救護

列車の脱線、転覆、又は建造物の崩壊等によって死傷者が発生したときは、駅長及び乗務員は直ちに救出救護活動を行います。

対策本部長は、災害の実情に応じ運転事故及び災害応急処理取扱細則等の定めるところにより、直ちに救護班の派遣を指示します。

また、現地対策本部長は、現地社員を指揮し、救援の地域防災医療機関と協力し最善の方法で救出救護活動にあたります。

(4) 被災状況の早期収集及び関係箇所への連絡指示

(5) 復旧体制の確立

(6) 他機関との応援体制

災害により列車の運行が不能となった場合には、あらかじめ定められた他の運輸機関と打合わせの上、鉄道による振替輸送、又はバスによる代行輸送の取扱を行います。

第4項 町が管理する公共施設等の管理上の防災対策

町が管理する庁舎、学校、社会教育施設、社会福祉施設等の管理上の措置は、第2部第4章第3節第1項3「町が管理する公共施設等の管理上の防災対策」に定めるところによります。

第2部第4章第3節第1項3「町が管理する公共施設等の管理上の防災対策」（P. 2-56）参照

第5項 迅速な救助

1 消防機関等による被災者の救助・救急活動の実施体制

消防機関等による被災者の救助・救急活動の実施体制は、第2部第1章第7節「消防・救助体制の強化」に定めるところによります。

第2部第1章第7節「消防・救助体制の強化」（P. 2-14）参照

2 消防団の充実

消防団の充実は、第2部第3章第2節第2項「消防団の強化・活性化」に定めるところによります。

第2部第3章第2節第2項「消防団の強化・活性化」（P. 2-37）参照

3 救助活動等の支援体制整備及び連携の推進

救助活動等の支援体制整備及び連携の推進は、第2部第1章第7節第2項「救助体制の強化」に定めるところによります。

第2部第1章第7節第2項「救助体制の強化」（P. 2-15）参照

第4章 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画

第1節 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画

【主担当課等】

建設課、財政課、農林水産課、危機管理課、三重紀北消防組合

第1項 地震・津波に強いまちづくりの推進

1 堤防、水門等の整備

町又は各施設等の管理者は、第2部第4章第1節「市街地・建築物等の防災対策の推進」、第3節「公共施設・ライフラインに係る防災対策の推進」、第4節「津波・水害・高潮の防災対策の推進」、第5節「土砂災害予防対策の推進」に定めるところにより、次の事業計画に基づき、各種整備等を行います。

- (1) 建築物、構造物等の耐震化・不燃化・耐浪化
- (2) 避難場所の整備
- (3) 避難経路の整備
- (4) 土砂災害防止施設
- (5) 津波防護施設

第2部第4章第1節「市街地・建築物等の防災対策の推進」（P. 2-49）参照
同 第3節「公共施設・ライフラインに係る防災対策の推進」（P. 2-55）参照
同 第4節「津波・水害・高潮の防災対策の推進」（P. 2-58）参照
同 第5節「土砂災害予防対策の推進」（P. 2-61）参照

2 通信施設の整備

通信施設の整備は、第2部第1章第2節「情報収集・伝達体制の整備」に定めるところにより
ます。

第2部第1章第2節「情報収集・伝達体制の整備」（P. 2-4）参照

第2項 緩衝地帯として設置する緑地、広場、その他公共空地の整備

町及び特定事業所は、緩衝地帯としての緑地、広場その他の公共空地の整備に努めます。

第5章 防災訓練計画

第1節 防災訓練の実施

【主担当課等】

危機管理課

第1項 防災訓練の実施

災害時において、町、県、防災関係機関、住民、企業、ボランティア団体、近隣市町が連携して防災活動を行えるよう、防災訓練を実施します。特に、津波浸水想定地域内では津波の襲来を想定して住民等が実施する防災訓練を推進します。

第2部第3章第7節「防災訓練の実施」（P. 2-46）参照

第6章 地震防災上必要な教育及び広報に関する計画

第1節 地震防災上必要な教育及び広報に関する計画

【主担当課等】

危機管理課

第1項 地震防災上必要な教育

1 町職員に対する防災教育

町職員に対する防災教育は、第2部第1章第1節第2項「町職員への防災教育の実施」に定めるところによります。

第2部第1章第1節第2項「町職員への防災教育の実施」（P. 2-2）参照

2 地域住民等に対する教育

地域住民等に対する教育は、第2部第3章第1節第1項「普及・啓発事業の実施」に定めるところによります。

第2部第3章第1節第1項「普及・啓発事業の実施」（P. 2-31）参照

第2項 広報に関する計画

1 津波対策の周知徹底

町は、あらゆる機会を通じて、住民等に対し、津波は長時間続いて何度も襲来するといった津波の特性等の正確な知識、津波想定地域等の防災マップ、津波に対する事前対策（家庭・企業等での備蓄確保、安否確認方法の確認・周知等）、津波時にとるべき避難行動等の周知徹底を図ります。

2 相談窓口の設置

町は、地震対策の実施上の相談を受けるため必要な窓口を設置するとともに、その旨周知徹底を図ります。

第7章 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）への対応

第1節 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）への対応

【主担当課等】

各課共通

第1項 災害応急対策をとるべき期間等

町は、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界におけるM8.0以上の地震の発生（「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」）から1週間、後発地震に対して警戒する措置をとるものとします。また、当該期間経過後1週間、後発地震に対して注意する措置をとるものとします。

第2項 町の対応

「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」が気象庁から発表された場合は、次のとおり対策を講じます。

1 事前避難対象地域

（避難指示発令の対象となる地域）

町名	区域	町名	区域
三浦	津波ハザードマップに掲載の浸水想定区域	船津	津波ハザードマップに掲載の浸水想定区域
道瀬	津波ハザードマップに掲載の浸水想定区域	相賀	津波ハザードマップに掲載の浸水想定区域
古里	津波ハザードマップに掲載の浸水想定区域	小浦	津波ハザードマップに掲載の浸水想定区域
海野	津波ハザードマップに掲載の浸水想定区域	小山浦	津波ハザードマップに掲載の浸水想定区域
長島	津波ハザードマップに掲載の浸水想定区域	引本浦	津波ハザードマップに掲載の浸水想定区域
東長島	津波ハザードマップに掲載の浸水想定区域	矢口浦	津波ハザードマップに掲載の浸水想定区域
志子	津波ハザードマップに掲載の浸水想定区域	白浦	津波ハザードマップに掲載の浸水想定区域
		島勝浦	津波ハザードマップに掲載の浸水想定区域

2 事前避難対象者

（1）30cm以上の浸水が30分以内に津波が到達すると想定される事前避難対象地域内に在住の住民

（2）土砂災害特別警戒区域に在住の住民

（3）耐震性の不足する住宅に在住する住民

3 避難場所

（1）安全が確保された親戚や知人宅等

（2）若者センター及び三船中学校

上記避難場所で避難スペースが不足する場合は、下記の避難場所を順次開設します。

赤羽小学校、赤羽中学校、上里小学校、ふなつ幼稚園

4 学校関係

町内の保育園、幼稚園、小学校、中学校は、1週間は休園、休校とします。

第3項 住民等への呼びかけ

町は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合において、第2項の対策に加え、事前避難対象地域外の地域住民等に対し、日頃から地震への備えを再確認する等防災対応をとる旨を呼びかけるものとします。

第4項 避難所運営への協力

避難者は、自主防災組織等の単位で互いに協力しつつ、避難所の運営に協力するものとします。

第5項 災害応急対策

「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）」が発表された場合における災害応急対策に係る措置に関する事項は次のとおりです。

1 町は、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界においてM7.0以上M8.0

未満又はプレート境界以外や想定震源域内の海溝軸外側50km程度までの範囲でM7.0以上の地震

（ただし、太平洋プレートの沈み込みに伴う震源域が深い地震は除く）が発生するケースの場合は1週間、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりが観測されたケースの場合はプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりの変化が収まってから、変化していた期間と概ね同程度の期間が経過するまでの期間、後発地震に対して注意する措置をとるものとします。

2 町は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された場合において、地域住民等に対し、日頃の地震への備えを再確認する等、防災対応をとる旨を呼びかけるものとします。

3 町は、施設・設備等の点検等日頃の地震の備えを再確認するものとします。